

BUSINESS LAW FIRMS 2023

新たな挑戦



C O N T E N T S

- | | |
|---|---|
| <p>6 植徳法律事務所
クライアントの未来に、M&Tが寄り添う</p> <p>10 シティューワ法律事務所
中国・ベトナム法務の拡充により国際法務の「フルサービス」を追求</p> <p>14 中山国際法律事務所
笑顔あふれるインテグリティでコンプラを変え、会社を変え、日本を変える！</p> <p>18 One Asia Lawyers Group／
弁護士法人One Asia(日本メンバーファーム)
日本・アジアをつなぐワンストップの法律のプラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～</p> <p>22 長島・大野・常松法律事務所
総合力を結集し新たな時代の法的課題に挑む
～農林水産法務、スポーツ法務/eスポーツ法務への取り組み～</p> <p>26 三浦法律事務所
変化を恐れず成長を続ける新時代のプロフェッショナルファーム</p> <p>30 山下総合法律事務所
7年目からの挑戦：総合法律事務所として提供する
創造的かつ普遍的な価値</p> <p>34 石嵯・山中総合法律事務所
継続して依頼者に寄り添う使用者側の人事労務専門事務所</p> <p>38 弁護士法人北浜法律事務所
上場企業・上場準備企業の抱えるあらゆる法的問題・
リーガルニーズに対応可能な総合法律事務所～進化する東京事務所～</p> | <p>40 フォーサイト総合法律事務所
ベンチャー・スタートアップの資金調達、
IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでをシームレスに対応</p> <p>42 創・佐藤法律事務所
私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです</p> <p>44 弁護士法人淀屋橋・山上合同
変化の激しい現代において、「世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える」ために
クライアントに常に寄り添い、「新しい挑戦」をし続ける組織</p> <p>46 弁護士法人イノベンティア・弁理士法人イノベンティア
知的財産権の専門家により知的財産法務の総合的なサポートを提供</p> <p>48 弁護士法人樋口国際法律事務所
国際案件にも強いジェネラリスト
信頼関係に基づく真に身近なパートナー</p> <p>50 弁護士法人Global HR Strategy・GHRS法律事務所
外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とするビジネス・イミグレーション・ローファーム</p> <p>52 のぞみ総合法律事務所
複数の専門性が交錯する案件にも迅速かつ柔軟に対応</p> <p>54 錦天城法律事務所
中国の大手総合法律事務所、東京オフィスの新設で
日本企業による対中ビジネスへのリーガルサポートを強化</p> <p>56 増田パートナーズ法律事務所 Masuda & Partners Law Office
日本でいちばん尊敬される法律事務所を目指す</p> |
|---|---|

C O N T E N T S

58 敬和綜合法律事務所

アクティビストの急増に対処を求められる
上場企業へのアドバイスに加え、アクティビスト側へのアドバイスも

60 桃尾・松尾・難波法律事務所

激変するヘルスケアビジネスに対する包括的支援

62 ひふみ綜合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートするスペシャリスト集団

64 ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

66 鳩谷・別城・山浦法律事務所

人事労務問題の豊富な処理経験を有する
ブティック型法律事務所

68 弁護士法人高井・岡芹法律事務所

50年の歴史の中で培った実戦経験を礎にしつつ、
それにとらわれずに多様な人事労務問題に対応する法律事務所

70 梅田綜合法律事務所

経験と実績に裏打ちされた訴訟・紛争案件の強み
スタートアップ関連法務への注力

72 弁護士法人PLAZA綜合法律事務所

「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、
中小企業・個人にワンストップサービスを提供する

74 弁護士法人大江橋法律事務所

それぞれの「総合力に裏付けられた専門性」を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう

76 ユアサハラ法律特許事務所

120年の歴史を有する国内有数の法律事務所
—企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

78 ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

多様性という文化と歴史を武器に、
クライアントの挑戦を支援する法務・知財の専門集団

79 遠藤輝好法律事務所

“Plain living and high thinking” —華美を求めず「高らかに思考する」

80 丸の内綜合法律事務所

クライアントを支え続ける信念と実績

81 金誠同達法律事務所—日本業務部門

中国法のフロンティアにて
～ビジネスのニーズに合った良質なソリューションの提供～

82 平山法律事務所

公正な取引をイノベティブな発想で実現する
独占禁止法ブティック事務所

84 書籍紹介

91 セミナー紹介

植徳法律事務所

クライアントの未来に、M&Tが寄り添う

M&Tの概要

1. 高い志・エネルギー・前途有望なリーガル運命共同体

植徳法律事務所(M&T)は、「洗練されたサービス、クライアントの成功」を理念に掲げ、これに賛同した法務界の精鋭が次々に加盟し、従来型の弁護士事務所の弊害を克服し、チーム制の垣根を協働で打ち破り、より効果の高い、プロフェッショナルなフル・サービスをクライアントに提供できるよう努め、未来志向型の中国発ローファームになることを目指しています。

現在、M&Tには30代から50代の各年代の中国弁護士が揃っており、整った弁護士育成システムが構築されています。また、M&Tはマネジメント、コンサルティング、テクノロジー、メディア、マーケティング、デザイン等の分野のプロフェッショナルを継続的にチームに加え、運営管理や総合能力を絶えず高めています。

この5年間で、M&Tは中国で最も急激な成長を遂げた総合法律事務所の1つとなりました。インダストリー・品質・イノベーション・適度な規模の統合を維持し続けることにより、M&Tは今後も質の高い発展を遂げ、総合サービス能力を飛躍的に向上させてまいります。



2. トータルサイクル・立体的・ワンストップの総合リーガルサービス

M&Tは中国国内外の企業・組織、ファイナンス、キャピタルマーケット等に焦点を当て、「資本サイド(発行サイド)、取引サイド(資産サイド)、EXITサイド(紛争サイド)」の閉ループをめぐり、スタートアップ期から成長期、成熟期までの発展の全プロセスにおいてクライアントに寄り添い、サポートいたします。

M&Tはクライアント本位であり、部門法とインダストリーの二輪駆動体制を築き、高度な法律スキルと優れたビジネス思考を組み合わせ、日々変化し新しくなる法律市場と複雑性・革新性を増すクライアントのビジネスニーズに対応し、より先進的で広範かつ高次元の視点から、クライアントのビジネス目標達成の一翼を担います。

M&Tは現在までに中国国内外の2,000以上の著名な投資機関や企業をクライアントとしてサービスを提供し、多くの企業の各種資金調達から国内外の上場やM&Aまでをサポートし、トータルサイクル・立体的・ワンストップの総合リーガルサービスを実現しています。

3. 一体化の運営管理によりリソースをシームレスに配置

M&Tは「一体化」の運営管理を導入しています。管理運営の一体化により、業務の品質を確保し、リスクを徹底的にコントロールしています。また、人材育成の一体化により、人材を一元的に配置し、むらのないサービスを提供しています。

クライアントの多様なニーズに応えるため、所内で最も専門的なチームとリソースを常に提供できるよう、クライアント向けサービスの一体化により、全ての弁護士の知識、特長、経験を統合し、業務部門やオフィス間のリソースおよび知識の共有を事務所全体で実現しています。

「一体化」の体制の下、明確な業務協力支援制度を配し、さらにストラテジー室、プラクティス・グループ、インダストリー協議会等の所内組織の協働により、M&Tは業務および拠点のリソースをシームレスに配置し、専門化・差別化・高度化



された革新型の質の高いリーガルサービスをクライアントに提供することができます。

4. グローバルな視野と中華の知恵によりクライアントの夢の実現をサポート

M&Tのパートナーは全員が中国国内のリーガルサービス業界における精鋭であり、国内外のトップクラスの法律事務所や金融投資機関、フォーチュン500の企業、各司法機関等に長年勤めた経験を有し、プロジェクト管理や組織、業務における経験が豊富で、複雑かつ困難な、またクリエイティブな取引や案件を扱うことに長けています。また、弁護士の半数近くが海外留学の経験を持ち、外国語にも精通しています。

このほか、M&Tは多くの国や地域の有力な法律事務所と適宜効率的な連携がとれるよう、リーガルサービスの国際ネットワークにも加入しています。

M&Tは、常に所属弁護士の自己実現のための良好な環境づくりに取り組み、総合的なスキルアップを重視しており、設立以来5年連続で『Asian Legal Business』(ALB)の「CHINA EMPLOYER OF CHOICE」の栄誉を獲得しています。

業務の特質

1. Japan Practice Group (JPG)

JPGの中国弁護士は、ゼネラリストでありスペシャリストでもあるため、日中間のクロスボーダー取引等について、急成長からニューノーマルの時代にシフトしつつある中国市場に根差し、転換



刁聖衍【ディアオ セイエン】
(パートナー、中国弁護士)
Japan Practice Group (JPG) の責任者として、中国法務特有の諸問題に関してクライアントの意図を正確に理解し、迅速かつ的確な助言を行う。企業法務全般について、豊富な争訟経験に基づいて、常に最適な法的ソリューションを提供する。



葉涵【イエー ハン】
(パートナー、中国弁護士)
長年、Competition Law Practice Group (CLPG) を率いて、中国国内外の様々なタイプの企業結合案件(計150件以上)について、独禁法上の検討・評価、他分野との連携や経済学を含む幅広い知見に基づいた助言、SAMRなどの競争当局への届出前相談および届出を行う。

期のタイミングに合ったベストプラクティスを踏まえた助言を行います。

JPGは所内の各プラクティス・グループと連携し、法的、文化的、経済学的ノウハウに基づいて、ジェネラル・コーポレート業務から、M&A、企業再編、輸出入管理、サイバー・データセキュリティ/個人情報保護、さらに紛争解決まで、日本企業が中国現地(または中国企業が日本現地)において直面する各種の法的問題について、ワンストップ・ソリューションを提供しています。

JPGには、中国弁理士、税理士を含む各専門家十数名が在籍し、そのいずれもが中国国内外有数のローファームや組織で活躍しており、豊富な実

務経験を有します。日本語や英語のネイティブスピーカーも多数おり、そのダイバーシティを生かし、クロスボーダーならではの経済事情、商慣習およびカルチャーの特徴を深く理解しており、長年クライアントに選ばれています。

また、実効的でイノベティブな提案を行い、クライアントのビジネス目標の実現をサポートするために最善を尽くしています。

・ビジネス志向なソリューション

弁護士のあるべき姿は何か。法に照らしてできるかできないかの判断のみを行う中国弁護士(託宣型)はよく見られます。法解釈を行うのは法

曹の原点ではありますが、しかしそれでは企業側は満足しないでしょう。

企業としては、ある事業が現行法上、様々な実行障害があることは百も承知です。ビジネスモデルを理解し、実行可能な策まで一緒に辿り着こうとする努力を惜しまない弁護士(伴走型)こそ、弁護士のあるべき姿でしょう。

グレーゾーンが多く頻繁に改正を行う中国法の下で、高度成長期にある中国市場のプレミアムを獲得するために、M&Tは、いままでも、そしてこれからもよき伴走者として日系クライアントに寄り添い続けます。

2.Competition Law Practice Group (CLPG)

CLPGの中国弁護士は、法律学、経済学および業界の知識と経験を兼ね備え、独禁法案件において踏み込んだ業界調査、多角的な総合分析を行い、専門性と創造性に富んだソリューションの提供が可能であり、国内外のクライアントから高い評価を得ているだけでなく、政府規制当局、協力機関、海外同業者、国際的法律系専門誌の『Asian Legal Business (ALB)』や『商法 (China Business Law Journal)』からも認められています。

CLPGの中国弁護士は、リーディングケースを多数含む300件以上の様々なタイプの独禁法関連案件を主導し、あらゆる法域のトップ企業をサポートした経験を有し、業界分野は通信メディア・テクノロジー、インターネット、半導体、ヘルスケア、FMCG(日用消費財)、自動車および部品、商業用不動産、水上運輸、製造業、保険、エンターテインメント等を網羅しています。

案件を処理するかたわら、CLPGの中国弁護士らは中国各地の弁護士会の競争法・独禁法部会の理事を務め、各地の独禁規制当局(北京市、深セン市、江蘇省、甘粛省、瀋陽市等)の独禁法・公正競争に関する外部専門家でもあり、ルールメーカーとして長年にわたって独禁法分野の制度制定に関する議論に積極的に関与し、アドバイスを行っています。

・競争法コンプライアンスのパイオニア

2022年8月1日に改正独禁法の発効を迎えた

中国独禁当局(SAMR)は、世界中でその存在感を増しています。とりわけ、課徴金の大幅な引き上げ、組織の内部における従業員・責任者も処罰対象となる両罰規定の新設など様々な面において権限強化がされつつあります。

企業結合届出義務違反に限ってみても、旧法の下で無断実施した結合が解消されていない限り、違法状態がなお継続しているとみなされ、2年の行政訴追時効だけではなく、旧法の下で比較的軽い行政罰をうけるという経過措置も適用できなくなります。

CLPGは、真っ先にこれらのリスクに注目し、企業結合届出コンプライアンス点検を企業側に呼びかけ、届出に不備がないかを精査のうえ、最適な関連市場の画定および競争分析案を考案し、課徴金以外の措置命令(原状回復、持分等の期限付き処分etc.)を回避し、課徴金の軽減を目指して、最善を尽くしてまいりました。

MeritsTree 植德

植德法律事務所

弁護士等数: 中国弁護士406名、中国弁理士17名、パライアール104名(2022年11月末現在)
代表中国弁護士: 刁聖衍(上海弁護士会)、葉涵(北京弁護士会)

北京オフィス
〒100007
北京市東城区北京ラッフルズプラザ12F
TEL: 010-56500900
FAX: 010-56500999

上海オフィス
〒200051
上海市長寧区長寧ラッフルズプラザT1ビル18F
TEL: 021-52533500
FAX: 021-52533599
URL: <http://www.meritsandtree.com/>
Mail: info.ja@meritsandtree.com

植德法律事務所(M&T)は2006年に開設され、その後、中国国内の名だたる法律事務所でも活躍していた。志を同じくする弁護士が2017年に集結して組織を再編し、現在の植德に改名しました。インダストリー・品質・イノベーション・適度な規模の統合を堅持し、チーム一丸となって5年間尽力した結果、現在では弁護士・スタッフ約500名を擁し、国内外7都市(北京、上海、深セン、武漢、珠海、海口、香港)にオフィスを構える総合法律事務所へ成長しています。

お問い合わせ先
Mail: info.ja@meritsandtree.com

シティユーワ法律事務所

中国・ベトナム法務の拡充により 国際法務の「フルサービス」を追求

2023年の新たな挑戦 ——曾我法律事務所との合併

——まず、栗林先生にお伺いします。シティユーワ法律事務所について教えてください。

栗林：当所は、2003年に東京シティ法律事務所（法律部門）と、ユーワパートナーズ法律事務所との業務合併によって誕生し、その後も知財事務所との合併など多くの弁護士の参画を得てこの20年間着実に成長してきました。国内法務・国際法務ともに「フルサービス」を掲げており、業務分野は紛争解決、知的財産、M&A、金融、労務、危機管理、データ保護等、多岐にわたり、産業分野も製造業からIT、エネルギー、不動産等、幅広く取り扱っています。

——近年はどのような案件に注力されていますか。

栗林：特に国際法務に力を入れています。低コストで専門性の高いアドバイスを提供できるよう、世界各国の有力な現地法律事務所と緊密に連携するネットワークを重視しています。特に、設立当初から加盟している世界の一流法律事務所から構成される「World Law Group」というネットワークを活用し、クライアントに迅速かつ低コストで国際法務サービスを提供してきました。

——2023年1月1日付けで、中国法務ブティックの老舗、曾我法律事務所と合併しました。

栗林：「World Law Group」等のネットワークを最大限活用するには、現地の法律事務所と十分なコミュニケーションをとり、時には現地事務所をコントロールしていく必要があります。そのためには、日本側の担当弁護士がその国・地域の事情に精通していなければなりません。そこで、当所では世界の国・地域に専門性を有する弁護士の充実をめざしてきました。しかし、中国については、

その経済規模や実際の案件数に比してこれまで専門弁護士の充実は必ずしも十分ではなく、クライアントの要望に十分に答えられない面もありました。他方、中国法務へのニーズは依然として高く、事務所としてこれらに対応していく必要性を強く感じていました。

曾我法律事務所は、中国法務、ベトナム法務を先駆者として取り扱ってきた歴史を有し、ブティック事務所として非常に高い評価を有していました。同事務所との合併により、所内に中国・ベトナムの専門家を充実させることができ、同事務所の持っていた現地ネットワークを活用することもできるようになりました。また、同事務所の従来のお客様に対しては、当所の広い業務分野に対応できる力を生かして、より良いサービスを提供できるようになりました。この新しい体制をフルに活用して当所をさらに成長させていくことが2023年の「新しい挑戦」です。

——次に、曾我先生にお伺いします。曾我法律事務所について教えてください。

曾我：曾我法律事務所は、中国やベトナムを中心としたアジア進出に関するリーガルサービスを、長年にわたり提供してきました。今回移籍した6名の弁護士は、いずれも中国への留学経験を有しており、古い者は日本企業の中国進出が本格化した1990年代前半から中国法務に携わってきました。私自身は、1994年から、当時所属していた大手法律事務所の北京事務所の立ち上げのために6年間北京に駐在して以来、約30年近く中国法務を扱ってきました。当時の日中の法律業務は、かなり単純化されたものでした。最も典型的なのは、日中の企業が合併企業をつくり、製造業を中心とした事業に従事するといったものです。合併契約書は、英語ではなく中国語と日本語で作成されま

す。当時の中国は、世界の中で「特殊な国」で、スタンドアローンで完結していたのです。こうした性質から、中国法務は組織力や規模の利益といった概念とはやや縁遠く、むしろコンフリクトの生じやすい大手の法律事務所よりも、小回りの利くブティック事務所で扱うことに向いていると考えました。これが、2000年に独立し、曾我法律事務所を設立した動機でした。

独立から約20年が経ち、中国はGDP世界第2位の大国となり、法務の世界でもグローバルスタンダードに近い「普通の国」となりつつあります。合併企業をつくる等の典型的な、スタンドアローンのビジネスモデルのみではなく（もちろんそのような伝統的業務も依然残っているのですが）、例えば「世界的な事業展開をする企業のM&Aの一部としての中国」、「独占禁止法のグローバルファイレリングのなかでの中国」等といったように、他の国とのビジネスと切り離せない形で中国が関係するようになってきました。そうした状況のなかで、ブティック事務所として中国法務だけを扱いますというのでは、かえって機動的なサービスに支障が出る、また依頼者のニーズの取りこぼしが生じてしまうと感じ、今回の合併に至りました。——合併後の抱負を聞かせてください。

曾我：そのような経緯があって合併したわけですので、従前では必ずしも対応しきれなかった大規模案件・多国籍案件にも積極的に参加できるようになり、中国が関係する一定規模の案件において「入札資格」を得てスタートラインに立てるようになることを期待しています。また、従来は日本企業のためのアウトバウンド案件が中心でした。しかし、中国経済の発展を見るにつけ、中国企業、あるいは華僑圏のインバウンドが今後増加することは間違いありません。訴訟はもちろん、国内法の業務分野に高い専門性を有するシティユーワ法律事務所との合併により、インバウンド分野でのリーガルサービスも拡充させていきたいと思っています。



合併による新たな「強み」

——合併によりどのような「強み」が生まれましたか。

曾我：第一に、栗林が申し上げたとおり、シティユーワ法律事務所では今まで十分でなかった中国法務、そしてベトナム法務につき、日本の法律事務所として他に勝るとも劣らないと自負できるレベルのリーガルサービスを提供できるようになった点が「強み」として挙げられます。シティユーワ法律事務所の既存のお客様や潜在的なお客様において、対象サービスのメニューが増え、ワンストップサービスの可能性が拡大したことが何よりの「強み」であることは多言を要しないものと思います。

第二に、曾我法律事務所は、日本全体でも従事している弁護士の数が少ない、いわばニッチマーケットで優位性を有していました。例えば通商問題（アンチダンピングやセーフガード）の分野では中国の対日アンチダンピングが他国と比較しても遥かに膨大な件数を積み重ねてきましたが、私自身、中国のアンチダンピングの黎明期から25年近くの間、毎年途切れることなく様々な案件を処理してきました。また、香港等のアジアの資本市場におけるIPOは2010年頃から私と栗津弁護士で開拓し、その後栗津弁護士が大きく成長させてきています。これは中国のグローバルスタンダード化の過程で制度設計は世界基準に従いつつ、中国独自の言語的・文化的背景が相俟って独自の法務分野を形成し、その意味で未だスタンドアローンの分野としてブティック事務所が競争劣位に置



栗林康幸弁護士

88年大阪大学法学部卒業。92年弁護士登録(東京弁護士会)。96年ペンシルバニア大学卒業(LL.M.)。国内及び米国の法律事務所を経て03年シティユーワ法律事務所の設立に参画。



曾我貴志弁護士

88年東京大学法学部卒業。90年弁護士登録。93年ミシガン大学卒業(LL.M.)。94年米国ニューヨーク州弁護士登録。23年シティユーワ法律事務所。



森川伸吾弁護士

91年東京大学法学部卒業。93年弁護士登録。04～05年京都大学法科大学院特別助教授、05～08年同教授。09～13年立教大学法学部特任教授。ニューヨーク大学修士(LL.M.(CJ))。北京大学法学修士。



栗津卓郎弁護士

97年東京大学法学部卒業。99年弁護士登録。02年Tulane大学卒業(LL.M.)。02～03年米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州司法試験合格。23年シティユーワ法律事務所。



住田尚之弁護士

02年早稲田大学大学院法学研究科卒業(修士)。03年弁護士登録。糸賀・曾我法律事務所。08～10年JICA長期派遣専門家。23年シティユーワ法律事務所。



谷 友輔弁護士

07年早稲田大学大学院法務研究科卒業(法務博士)。08年弁護士登録。17年南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)。18年米国ニューヨーク州弁護士登録。23年シティユーワ法律事務所。

かれない分野であったわけです。しかし制度設計は世界基準ですので、中国(文化圏)で培った経験に基づいて他国の類似案件にも対応することができ、結果として中国という切り口がない場合を含めて、それらのニッチマーケットで業務拡大ができてきたわけです。そういった特殊な能力をシティユーワに持ち込むという点は、合併によってもたらされた「強み」の一つといえるでしょう。

第三に、単純に中国語能力が上がるということも「強み」として挙げられます。例えば、日本国内の不動産取引等で、中国人を相手に契約書をつくりたいといったニーズも増えており、中国語を扱うことのできる弁護士と律師のチームが誕生したことは「強み」の一つといえるでしょう。

——曾我法律事務所ご出身の4人の先生に、各先生が有する「強み」、今後の抱負をお伺いします。

栗津：私は、1999年に弁護士登録をし、それから20年あまり中国法務に従事しています。2003年には、経済産業省通商機構部に出向し、WTO等の通商問題を担当しました。その関係で、現在でもアンチダンピングや、中国等の諸外国の法制度のWTO整合性等について、政府機関・企業へのアドバイスをしています。事務所全体としても、1990年代から2000年代初期に曾我弁護士が中心となって中国政府の対日アンチダンピング案件において高いパフォーマンス(結果)を立て続けに獲得して以降、中国アンチダンピング案件に限らず多くの通商法案件を取り扱い、実績・ノウハウを蓄積してきた自負があります。また、ベトナム法務、海外上場にも尽力してきました。前者については、2005年より15年以上本格的に取り組み、先駆者としての蓄積があります。後者については、20社以上の香港上場をはじめ上海や深圳といっ

た中国大陸市場やNASDAQ等での上場案件も複数取り扱ってきました。

曾我法律事務所でも、多数の関連会社を持つ大規模M&Aや、高度なノウハウを要する知的財産訴訟等を依頼される機会が多々あります。しかし、限られた弁護士数であったため人的資源不足により、繁忙期にはご依頼をお引き受けできないこともありました。そうしたある種、取りこぼしてしまっていた案件につき、シティユーワ法律事務所の人的資源・ノウハウを活用して取り組んでいきたいと考えています。

住田：私が弁護士登録をしたのは2003年であり、中国が2001年にWTOに加盟してからまもなくの頃でした。このまま対外開放を進めていけば中国は必ず大きく発展するだろうと考え、中国法に強みを有していた当時の糸賀・曾我法律事務所の門を叩き、以来、主に中国関連の法律業務を中心に経験を積んできました。そのうち2008年から2010年にかけては、国際協力機構(JICA)の長期派遣専門家として中国全人代常務委員会法制工作委员会に派遣され、中国の民事訴訟法、仲裁法、不法行為法、国際私法に関する立法の支援に携わり、立法サイドから中国法を覗くという貴重な経験にも恵まれました。また、その後数年間にわたり北京市に駐在し、現地での日系企業のサポートにも携わりました。

中国法務の難しさは、全人代及びその常務委員会がつくる法律、国务院がつくる行政法規、行政各部がつくる規則や通知等、いろいろな機関・階層で複合的なルール形成がなされていることです。また、一般に下級行政機関の行政裁量が日本と比べて大きく、上海市等の地域では全国よりも先進的な独自のルールが存在していることもあります。

内容が抽象的な法律も多く、立法背景や周辺法令との関係性を踏まえた解釈が重要となります。私は曾我法律事務所、中国の新法令の収集・整理を担当しておりましたので、シティユーワ法律事務所においても、中国法に関する情報の整理や発信などの面でも貢献することができればと思っています。

現在、知的財産法、独占禁止法、個人情報やデータの越境移転、経済安全保障などに関わる分野では国境を越えてトラブルが発生し、日本法と中国法が交錯するような案件も増えてきています。今後は各法分野において高い専門性を有するシティユーワ法律事務所の専門家とシナジーを発揮することで、お客様により良いサービスを提供することができるのではないかと期待しています。

谷：私は、2008年に弁護士登録をしました。中国、香港、インド、アメリカへの研修・留学経験を生かしたクロスボーダー取引、国際的な紛争解決に強みを持っています。また、中国において独占禁止法が施行された直後の企業結合の届出や、日本企業の海外上場に関与してきた経験より、チャレンジ的な案件への対応力には自信があります。近時、インド法務に関しては、合弁パートナーとのトラブルへの対応、撤退時の相談等が多くあります。また、中国法務に関しては、これまで表面化していなかった中国子会社における不祥事等が顕在化してきており、企業規模を問わずご相談が増えていきます。

今後は、曾我法律事務所でも培った精緻なドキュメンテーション能力、クロスボーダー案件の経験を生かして、シティユーワ法律事務所の総合力のなかで大規模案件にも挑戦していきたいと思っています。

森川：私は、1993年4月に弁護士登録をしました。大学時代に中国語を熱心にやっていたこともあり、同年の年末には北京に短期語学留学をし、翌1994年から1995年にかけて北京市中倫律師事務所及び北京市君合律師事務所での研修を経験しました。その後、当時の森綜合法律事務所の中国法務チームの立ち上げに加わり、1998年には同事務所北京事務所の初代常駐代表を務めました。その後ニューヨーク大学ロースクール及び北京大学法学院への留学を経て、2004年から2013年までは日本の大学・大学院で教える活動をメインとしておりましたが、ここ10年くらいは訴訟を中心に弁護士業務を行ってきました。

今後、シティユーワ法律事務所の様々な部門の方が、中国法や中国人、中国語に関わるような案件に遭遇したとき、それぞれの場面で適切な知見を提供していきたいと思っています。

CITY-YUWA PARTNERS
シティユーワ法律事務所

シティユーワ法律事務所

弁護士数:184名(2023年1月現在、外国弁護士を含む)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
TEL:03-6212-5500(代表) FAX:03-6212-5700
URL: <http://www.city-yuwa.com>

シティユーワ法律事務所は、所属弁護士の多様な専門性と豊富な経験を背景に、各種金融取引、M&A、不動産、企業再建・倒産処理、知的財産権、労働法、コンプライアンス、独占禁止法、通商法、訴訟・ADR、国際仲裁、再生可能エネルギー法務、ベンチャー支援法務、経済犯罪など、企業活動に必要な法的サービスをクライアントの皆様に提供しています。国際法務にも注力しており、世界各国をリードする著名法律事務所と緊密なネットワークを構築してアウトバウンド・インバウンド双方の業務を効率的に行っています。法律サービスを日本語・英語のみならず中国語・ドイツ語・韓国語でも、日本資格の弁護士によって直接提供しています。

中山国際法律事務所

笑顔あふれるインテグリティで コンプラを変え、会社を変え、日本を変える！

まだコンプライアンスですか？ ——「インテグリティの伝道師」として

自社のコンプライアンスに満足している企業はありません。中山国際法律事務所では、コンプライアンスを発展させた「インテグリティ」をサービスの1つの柱にしています。

インテグリティとは、コンプライアンスをアンラーン (Unlearn) して、VUCAの時代に即応すべく明るく発展させたものです。「良心」や「お天道様」がインテグリティのイメージです。従来のコンプライアンスに、リーダーシップ的な要素を加えたものです。「コンプラ疲れ」にあえぐ日本企業の多くが、欧米では常識のインテグリティの採用を始

めています。

なぜインテグリティ？

なぜコンプライアンスではなくインテグリティなのでしょう。

1.コンプライアンスの病理

SDGsの流れで「ソフトローのハードロー化」が起り、日本企業の疾病の一つ「コンプラ過多」が加速しています。大手企業の相次ぐ不祥事は「コンプラの病理」を明るみに出しています。「手段」であるべきコンプライアンスが「目的」化する「ブルシット・コンプライアンス」が企業を蝕んでい



ます。

コンプラ過多がもたらす「言ったもん負け」「貧乏くじの引かせ合い」の「他責」文化が企業風土を蝕んでいます。コンプライアンスは他責の文脈ばかりで使われます。メガバンクの不祥事でも「自分の持ち場を守る」消極的な企業風土が批判されました。

2.コンプライアンスはDo things right

右肩上がりの時代は「言われたことをやる (Do things right)」で足りました。しかし、VUCA時代の今、「守る」「従う」という消極的姿勢は、事案にそぐわない本末転倒な結果をもたらします。「気温が30℃以上ではプールに入れない」方針の小学校で、校庭でリレーをさせて生徒を熱中症にさせたという笑えない話もあります。法やルールは常識や時代を後追います。VUCAの時代に「ルールを守る」「言われたことをやる」受け身の姿勢では、時代に取り残されるのです。

3.インテグリティはDo the right thing

そのため、受け身的に「ちゃんとやる (Do things right)」コンプライアンスではなく、積極的に「正しいことをする (Do the right thing)」インテグリティを企業文化にしなければなりません。インテグリティは、チーム感を高め、全体最適の視点から「自分のアタマで」捉えます。右に倣えで思考停止しがちなコンプライアンスの弊害を打破するのがインテグリティです。知識 (コンプライアンス) ではなく意識 (インテグリティ) という対比もできます。Don't think, Feel! というブルー

ス・リーの名言は、コンプライアンス (考える) とは違うインテグリティ (感じる) をうまく表現しています。

多くの企業に、企業理念実現のためのインテグリティ導入をカスタマイズするのが、中山国際法律事務所の得意分野であり、使命です。

インテグリティは「VUCA時代の羅針盤」

インテグリティは、VUCAの時代にマッチしています。

1.企業理念との一体化

企業の方々と会食をすると、50代の部長が85%話し、40代の課長が13%話し、30代の主任はお酒を注ぐばかりで2%も話せない…という場面に遭遇します。この閉塞感ではVUCA時代に世界と戦えません。この停滞感に風穴を開けて企業文化を明るくするのがインテグリティです。

コンプライアンスは企業理念となじみにくいですが、インテグリティは企業理念そのものです。インテグリティの原義は「完全・一体化」です。企業理念との一体化がインテグリティです。コンプライアンスを強調すればするほどエンゲージメントは下がりますが、インテグリティを通じ企業理念を標榜すればエンゲージメントも上がります。

2.組織のパフォーマンス向上

インテグリティとマナーは近いため、インテグリティ導入によりマナーも向上し、これは生産性



向上に直結します。つまり、インテグリティを導入することで、不正防止に役立つのみならず、企業理念との一体化も生まれ、組織のパフォーマンスも上がるのです。組織にインテグリティが浸透すれば、会社は必ず変わります。会社が変われば、日本も変わります。コンプラを変え、会社を変え、日本を変える。その意気込みで日々インテグリティの普及活動をしています。

ワークショップでインテグリティの「伝道」

インテグリティを企業文化にする方法としては、没入感・臨場感のあるワークショップが最適です。コンプライアンス研修では笑顔になりませんが、インテグリティ・ワークショップをすると会場に笑顔があふれます。その笑顔のために、代表弁護士中山達樹が「インテグリティ・エヴァンジェリスト(伝道師)」として笑顔で東奔西走しています。落語を愛する中山弁護士の話術は「YouTuberになっても絶対稼げるすごい喋り」と評価されています。

インテグリティ研修を受講した企業様からは、「目から鱗です」「コンプライアンス部からインテグリティ部に部署名を変更したい」「インテグリティがあればコンプライアンスは不要ですね」「日本全体にインテグリティが広がればいい」などの感想をいただいています。

アジア法務のパイオニア

中山国際法律事務所のもう一つの柱は、海外法務です。全世界1500人の弁護士が加入する環太平洋法曹協会(IPBA)の要職を務める中山達樹弁護士が、海外法務を牽引しています。全世界に広くネットワークを有する中山弁護士が、世界中を飛び回って培った「現場感覚」を重視しています。「実務的」な助言を心がけ、空理空論からの優等生的な助言は絶対にしません。アジア案件が多いですが、米国欧州案件も扱います。海外ネットワークは拡大を続けており、「海外法務のどこでもドア」を目指しています。

英語講師の経歴を持ち、AI翻訳会社の翻訳顧問を務め、『英語交渉術(仮題)』を執筆中の中山弁



護士は、英語での交渉に絶対の自信を持っています。

情熱的なリーガル・ボディガード

8年前の創立時から、中山国際法律事務所の理念はMission, Passion, Integrityです。特にPassion(情熱)を大事にしています。弁護士の智慧やスピードは情熱から生まれます。情熱は依頼者への共感から生まれます。Cool headであることはもちろん、依頼者と喜怒哀楽を共にするWarm heartを堅持しています。共感しすぎるあまり、中山弁護士は依頼者を守るべく防弾チョッキを着て海外へ赴いたこともあります。同弁護士は極真空手の有段者・指導員であり、ファイティングスピリットは誰にも負けません。

説得力はリスクを取ることから生まれます。依頼者への助言でも敢然とリスクを取ります。例えば、「訴訟の勝率は20-40%」「当局に問題視される確率は5%」など、リスク提示は大胆に「数字」で行います。

訴訟も強みにしており、年間500冊を読む中山弁護士の説得的な文章と、寸鉄人を刺す強力な反対尋問には定評があります。

Be the change!

中山国際法律事務所はロゴでBe the changeを謳っています。「世界を変える前に、自分を変えよ」という意味です。依頼者に「リスクを取って、不正に対し声を上げましょう!」と偉そうに語るだけで、リスクを取らない弁護士にはなりません。中山弁護士は普段は白スーツを着ています。あえて人と異なる服装をすることで、同質性・同調圧力に抗い、日本をより自由で明るい社会にするという使命感に燃えているからです。忖度と遠慮ばかりの世の中を変える——そのためのファーストペンギンとして、進んで囓り者になる覚悟を示しています。

Smile, smile, smile!

依頼者を幸せにするためには、まずは法律事務所のスタッフが幸せでなければいけません。幸せは自分から周りに徐々に伝播するという「シャパンタワーの法則」に従い、まずは自分たちが笑顔でいたい。ですから中山国際法律事務所のクレドはSmile, smile, smile!です。モットーは「世界最高の環境で、世界最高の仕事をする」。世界最高であるために、物心両面で「世界最高」の環境を



スタッフに与えています。例えば、海外の国際会議に秘書さんも事務所負担で参加できます。こんなに手厚い福利厚生は世界で他に例を見ません。福利厚生で事務所近くのジムに通って汗を流し、心身ともにリフレッシュして執務しています。毎朝3時に起床して3キロ走った後に1時間ジムで汗を流し、「逆立ち腕立て」を得意とする中山弁護士の体脂肪率は、5%です。

明るいインテグリティで会社を変えたい企業様に、笑顔でお力になります。



中山国際法律事務所

弁護士数: 4名(うち、外国弁護士1名、2022年12月末現在)
代表弁護士: 中山達樹(第一東京弁護士会)
〒107-0052
東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル701
TEL: 03-5797-7723

事務所ホームページ
<http://www.nkylaw.jp/>

代表弁護士毎日更新ブログ
<https://blog.goo.ne.jp/05tatsu>



日本で初めてアジア進出した三宅・山崎法律事務所(当時)でキャリアを積んだ代表弁護士中山達樹は、IPBA(環太平洋法曹協会)創設者三宅能生弁護士から、国際ビジネスの真髄を間近で学びました。その後、シンガポール名門Drew&Napier法律事務所執務してさらに国際ネットワークを広げ、「海外法務のどこでもドア」を標榜しています。企業法務、訴訟を中心にタフな案件を得意とします。近年は、コンプライアンスを発展させた「インテグリティ」の普及に使命感を持って臨んでいます。

■主催する研究会

中山国際法律事務所が主催する無料のフォーラムです。企業様同士が、闊達に意見交換し、理論ではなく実務の「暗黙知」を共有する唯一無二のプラットフォームです。

インテグリティ
研究会



グローバル・ガバナンス・
コンプライアンス研究会



お問い合わせ先

Mail: info@nkylaw.jp



One Asia Lawyers Group／ 弁護士法人One Asia (日本メンバーファーム)

**日本・アジアをつなぐワンストップの
法律のプラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～**

日本とアジアをつなぐワンストップの 法律プラットフォームを創造

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア、オセアニア等に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Groupは、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、ワンストップでシームレスに提供するために設立された日本で最初のASEAN、南アジアおよびオセアニア法務特化型の法律事務所グループであり、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaとなります。

One Asia Lawyers Groupのメンバーファーム所属の弁護士・スタッフは、アジア各国での業務経験を積み、アジアおよびオセアニアの法律実務に精通した専門家で構成されています。アジア各国およびオセアニアに独立したオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからアジア各国およびオセアニアの法律を一括して、グループ全体でシームレスに提供できる体制を整えることに注力しております。

臨機応変に対応できる 体制の構築

1.ASEAN、南アジア諸国、 オセアニアに拠点

One Asia Lawyers Groupは、日本(東京・大阪・福岡・京都)、ASEAN諸国のみならず、南アジア(インド・バングラデシュ

・スリランカ・ネパール・パキスタン等)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)等にオフィス・メンバーファームを有し、クライアントがそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要性を排除し、1つの窓口で各国の専門家からのアドバイスを受けることが可能です。

2.クオリティ・スピード・フィーへのこだわり

クライアントの各国での成長を支援するため、クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にこだわったサービスを提供いたします。例えば、国籍、性別、年齢、経験の異なったチームメンバーを組み合わせることによりクオリティを、普段から研鑽を積み、圧倒的な知識の集約、研鑽により業務の効率化を図ることによりスピードを、最も適切な解決策を追求することによりコスト削減を図っております。

3.現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働する 体制を構築

One Asia Lawyers Groupにおいては、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えてい

ることはもちろん、アジア各国のオフィス・メンバーファームにできるだけ日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語で各国からサービスを提供できる体制を整えております。

アジア現地の日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商習慣、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。

4.人材育成・教育

(1)大学・教育機関との連携

One Asia Lawyers Groupは、常に次世代の育成・教育にも力を注いでいます。具体的には、アジア各国のメンバーが講師となり、2022年7月・8月には、一橋大学大学院にてアジアビジネス法(紛争解決)をテーマに、神戸大学にて「アジア比較法務」等をテーマに、2022年11月には関西学院大学大学院司法研究科にて「国際関係で活躍する法曹」をテーマに、オンラインにて講義を行いました。

(2) OAL グローバルビジネスロー研究センター

2022年4月より、One Asia Lawyers Groupにおいては、OAL グローバルビジネスロー研究センターを設立し、アジア各国のビジネスローの研究に努めています。

本研究センターでは、法律学における最新の理論的成果を実務へと反映するために、One Asia Lawyers Groupにおける研究活動を活性化し、他の研究機関との共同研究や情報交換を通じて、理論と実務との双方向的な共同関係を促進することを目的としています。

本研究センターでの活動、それに付随する業務を行うことにより、グローバルビジネス法務における最新の知見およびそこで求められる最新のス



One Asia Lawyers Group オーストラリアメンバーファームLegal Visionのメンバー

キルについて学生に教育機会を提供することを通じて、現代社会の要請に対応できる健全で強靱な法律家養成の一助となっています。

幅広い分野にてリーガルサービスを提供

One Asia Lawyers Groupにおいては、M&A、会社法関連、紛争解決、コンプライアンス対応・不正調査、不動産、ファイナンス、労働法、知的財産、フィンテック・ICO支援、ベンチャー企業支援など、日本およびASEAN、南アジア諸国、オセアニアをまたぐクロスボーダー案件を得意としております。

それに加え、ポストコロナに向けて、当グループでは新たな取り組みを始めております。

(1)京都オフィスの開所

東京、大阪、福岡に加え2022年10月に日本メンバーファームである弁護士法人One Asiaが京都にオフィスを開所いたしました。奇しくもコロナウイルスの蔓延と共に世界の事業はオンライン化が加速し、テレワーク等に必須となるパソコンやタブレット端末などの出荷が急増したこともあり、半導体市場は活況となっております。半導体関連企業を取り巻く環境は、サプライチェーンの強化やIoTの活用、また国際的な事業活動の展開などにより複雑化します。京都オフィスは、関西圏のこれらの業種の企業を取り巻く環境を法的にサポートして参ります。

(2)新しいプラクティスグループの発足

(a) アジアSDGs/ESGグループ

昨今、世界ではこれまで重要視されずビジネスにとっては障壁とされていた環境や人権などが重



One Asia Lawyers Group(日本メンバーファーム弁護士法人One Asia)の京都オフィスのオープニングセレモニー(2022年10月)

要性を増し、無視できない事項となっており、日本においても、日本政府から2020年10月に『『ビジネスと人権』に関する行動計画』が発表されており、日本企業に対して、世界の潮流に沿った形でSDGsや人権デュー・デリジェンスの実施に向けた要請が示されています。One Asia



One Asia Lawyers Group全体での京都・滋賀社員旅行(2022年10月)

Lawyers Groupでは、急速に進むSDGs/ESGへの関心と世界における法規制の整備などに合わせ、日本企業が各国で事業を行う場合に必要な法的サポートをご提供できるような体制を整えております。

(b) Web 3 プラクティスグループ

特にポストコロナにおいて、インターネットの世界では大きな転換期を迎えております。One Asia Lawyers Groupでは、「ブロックチェーンを用いたコンテンツやサービスの総称」とも言われるWeb 3の発展に着目し、Web 3プラクティスグループを立ち上げました。現時点では、日本では法整備が遅れておりますが、この分野の発展は早く、シンガポールやドバイなどで事業を立ち上げる例が多く見られます。暗号資産やDeFi、NFTなどWeb 3だけでなく、メタバースなど新たな社会構造も作り出されております。One Asia Lawyers Groupでは、日本企業の国内外での本分野に関する新規事業の立ち上げなどへのサポート体制を整備して参ります。

(3) 『Q&A アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務』出版

世界では今、個人情報保護に対する配慮が高まっており、既存の法律が時代に即して改正されております。One Asia Lawyers Groupでは、この関心の高まりに合わせ『Q&A アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務』を執筆し、2022年秋に出版しました。

本書では、アジア地域20か国・オセアニア地域2か国の個人情報保護法制を整理しており、各国との比較等がこの1冊で可能となっております。

(4) 有料ニュースレター配信「OAL360」の始動

One Asia Lawyers Groupでは2023年4月頃より有料ニュースレター「OAL360」の配信を予定し

ております。本ニュースレターは、会員制情報サイトとなっておりグローバル企業のために①各アジア法域における官報、公告などを網羅的に確認し、当月公表された法令等をリストアップした上で、②現地勤務経験を有する弁護士・専門家が、日本企業・グローバル企業にとって影響がある法令をピックアップし、簡易な解説、概説を加えた上で、③日本企業の担当者にメールなどで連絡をしたり、プラットフォーム上でその内容の確認をしたりできる体制を構築しております。さらに内容の詳細、お客様それぞれの案件に応じた対応方針などは、お問い合わせいただいた上で対応することも可能です。

(5) 内部通報窓口制度設置

One Asia Lawyers Groupでは、ASEAN、南アジア、オセアニア全域一括(もしくは法域選択)顧問契約や、ASEAN、南アジア、オセアニア全域一括(もしくは法域選択)内部通報・危機対応窓口の設置などの対応を進めて参りました。

内部通報窓口(Global Whistle Blowing System)設置のサービスにおいては、数々の企業からお問い合わせを受けております(<https://wb.oneasia.legal/>)。内部通報窓口を設置することにより、各企業が各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、アジア各国における従業員からの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となり、非常に重要な制度となっております。

情報提供および受賞歴

1. ニュースレターの配信

One Asia Lawyers Groupでは、日本、ASEAN、

南アジア、オセアニア等に関する新法およびクライアントに有益な最新情報をニュースレターにて定期的に配信しております。

2. 受賞歴

One Asia Lawyers Groupは、Asian Legal Business 2022年11月号の「FAST30 / ASIA'S FASTEST GROWING FIRMS 2022」において、Fast Growing Firmに選出されました。同賞は、2022年にアジアの法律事務所の中で「最も成長した法律事務所 Top 30」に授与されるものです。

また、One Asia Lawyers Group シンガポールオフィス Focus Law Asia LLCは、シンガポールのもっとも著名なメディアであるStraits TimesのSINGAPORE'S BEST LAW FIRMS FOR 2023に選出され、高い評価を受けております。特に、仲裁・調停・紛争解決、海事分野においては、最高ランクのスター5法律事務所に選出され、大きな成果を上げております。

ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の発展に向けて

One Asia Lawyers Groupの究極的な目標は、日本、ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の発展に貢献することです。そのため、One Asia Lawyers Groupのメンバーは積極的にCSR活動を行って参ります。

1. 日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得の支援活動

アジアの多くの法域においては、コモン・ロー(判例法)の法域が多く、コモン・ローの理解が必須となっております。この点、イギリスの法律を大胆に取り入れ、アジアのスタンダードの法律になりつつあるシンガポール法を理解することは、今後の日本の法曹にとって重要です。One Asia Lawyers Groupでは、日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得のための支援活動を行っております。

2. ASEAN、南アジアにおける社会貢献活動

One Asia Lawyers Groupでは、アジアにおける社会貢献活動に力を入れており、積極的に募金

活動、ボランティア活動を行います。

先述のとおり、One Asia Lawyers Groupの弁護士らはときに神戸大学、一橋大学などの講師を務めるなど、教育活動にも力を注いでいます。

その他、ASEAN、南アジア、オセアニアの法治国家に向けた活動に対して、積極的に支援を行っていきます。例えば、カンボジアでは、民法・民事訴訟法が日本の支援により起草され、施行されていますが、ときには公共機関と連携し、民間レベルの法整備支援に協力して参ります。



One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人 One Asia (日本メンバーファーム)
 弁護士数:31名(2022年11月末現在)
 代表弁護士:土取義朗(第二東京弁護士会)
 〒100-6031
 東京都千代田区霞が関3-2-5
 霞が関ビルディング 31階
 TEL:03-6550-9000
 URL:<https://oneasia.legal/>
 Mail:info@oneasia.legal

ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの経済発展・人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアに展開する日本企業が増加しています。One Asia Lawyers Groupは、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、シームレスにワンストップで提供するために設立された、独立した法律事務所のグループです。One Asia Lawyers Groupのメンバーファーム所属の弁護士・スタッフはASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの業務経験を積み、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律実務に精通した専門家で構成されており、これら各地域に根差したプラクティカルでシームレスなリーガルサービスを提供しています。ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。2022年10月には日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaが日本4拠点目となる京都オフィスを開設し、国外だけでなく国内の日本企業のサポートの充実も図っています。

お問い合わせ先
 TEL:03-6550-9000
 Mail:info@oneasia.legal

長島・大野・常松法律事務所

総合力を結集し新たな時代の法的課題に挑む ～農林水産法務、スポーツ法務/eスポーツ法務への取組み～

大きな成長が期待される業務分野に取り組む所内のプロジェクトとして、2022年に「農林水産法務」チーム、「スポーツ法務/eスポーツ法務」チームが発足しました。

農林水産法務

——チーム発足の背景を教えてください

渡邊：今、日本の農林水産業は変革期にあります。岸田政権下で農林水産業を成長産業にしていく強いメッセージが出され、ESGやテクノロジーの利活用の観点から再構築する動きも見られます。こうした変革に伴い、農林水産法務のあり方も変わっていくべきではないか。当事務所のような企業法務の総合法律事務所が持つファイナンス、コーポレート、テック、知的財産、ヘルスケア・ライフサイエンス、環境法、再エネ・インフラ、外資規制等に関する知見を活用した、ワンストップで支援する意義が高まっているのではないかと。そういった声が若手弁護士を中心に強く上がったことが背景にあります。



——主要なカバレッジを教えてください

渡邊：農林水産分野に関連する事項であれば幅広くカバーしますが、大きなテーマで括ると、次の4つを柱として考えています。

1.スマート農林水産業等による成長産業化

宮城：人口減少、高齢化が進む中で、ロボットやAI等の技術を生かし、生産性を向上させる必要があります。有用な技術を持つスタートアップ企業の参入を手助けし規制に対応する際には、法務の力が欠かせません。

また、従来、農地取引は農地法により厳格に規制されていましたが、2000年以降、規制緩和がなされて経営の大規模化や民間投資が容易になり、法務の必要性を高めています。

羽鳥：農林水産分野でのデータ活用による生産性や品質向上、省力化が期待されます。競争力の維持、利益の最大化のためには、契約や知的財産権を通じたデータ・ノウハウの保護、不正使用の防止等がより重要になります。

ゲノム編集や細胞農業等、先端技術を食の分野に適用して新たな食品・製造方法等を開発する「フードテック」も注目されています。新分野の開発や事業化等では、スタートアップ企業や産学の連携が肝要です。また、表示、認可等に関する基本的なルール自体が形成途上であるため、国内外の動向を注視しつつも、企業等からの働きかけも鍵となります。

2.農林水産物・食品の輸出促進

羽鳥：シャインマスカット等の優良品種の海外流出など、高品質・

魅力的な日本の農林水産物の流出等の問題もあり、種苗法の改正等が進みました。近時の日本の農林水産物・食品の輸出拡大の動きにおいては、知的財産の保護や契約等により、ブランド価値の毀損を防止し、利潤獲得の機会を守っていくことが重要です。



笠原康弘弁護士



宮下優一弁護士



渡邊啓久弁護士

3.農林水産業のグリーン化

渡邊：菅前首相の2050年カーボンニュートラル宣言以来、農林水産分野に対しても脱炭素化の要請が強まっています。農林水産分野の温室効果ガス排出量は国内の排出量の約4%と限定的であるものの、気候変動等の影響を受けやすい分野であるからこそ、脱炭素化に取り組んでいく必要があります。

宮城：農山漁村における地域循環型の

エネルギーシステムの構築も注目されています。地域の多数当事者を含む問題解決が必要となり、法務ニーズも高まると考えられます。また、近時、生産力の向上と持続性を両立させるための「みどりの食料システム戦略」の策定、「みどりの食料システム法」の制定など、持続可能な農林水産業に向けた取組みの推進が表明されています。

4.食料安全保障の強化

鳥巢：ウクライナ危機を受け、改めて食料安全保障に注目が集まっています。食料の6割以上を輸入に頼る日本にとって、フードテック等を用いた食料生産性の向上は、食料自給率を上げる一助となると期待されます。他方で、例えば遺伝子・ゲノム関連技術を用いた食料生産についていえば、安全性や生物多様性に影響を与えるリスクなど課題もあります。日本では、関連する規制が複数の所管官庁に跨っていますし、世界的にもルール形成の途上にあり、継続的な見直しがされています。今後の農林水産を考える上で、テクノロジーを活かした食料安全保障とその課題は避けて通れないトピックです。

——ESGの観点からも農林水産業に注目が集まっています

宮下：農林水産は生物多様性の恩恵を大きく受け



宮城栄司弁護士



鳥巢正憲弁護士



羽鳥貴広弁護士

る分野です。当事務所では、ESG関連法務に携わる弁護士が多く所属しており、新しい観点を取り入れた助言が可能です。

渡邊：地域社会とのバランスを考えながら、持続可能な形で再エネ導入を加速させるためには、農林水産業との共生の視点も大切です。再エネ適地は、農林水産の場であることが多く、農地法、森林法、漁業法等に関する法律問題が頻繁に出てきます。共生を図りながら双方の発展を図るためには、両分野における経験を踏まえた法務の支援が欠かせません。

宮城：炭素を吸収する性質に着目し、木材利用促進法が制定・改正されるなど、木造建築物が見直されています。また、エリートツリーの開発が進むなど、脱炭素と林業の活性化の好循環が期待されます。

渡邊：魚食大国である日本は、海洋から恩恵を受けており、海洋の生物多様性の保全にも貢献が必要です。法務の観点からも、近時、国内外で注目される分野です。

笠原：養殖産業も、テクノロジーを用いた大規模化、効率化が進んでいくでしょう。知的財産の保護、投資家の呼び込み等において、法務の重要性が増していくと考えられます。

宮下：より広い視点としては、農林水産業を営む

か否かに拘らず、あらゆる企業の活動が生物多様性と相互に影響を及ぼしており、それに関する情報開示の枠組みである TNFD の策定が進んでいることも注目に値します。適切な開示がなされるように法務の役割が重要です。

——最後に一言お願いします

笠原：変革期を迎えている農林水産分野については、これまで様々な分野での変革を法務面で支えてきたと自負する当事務所の総合力を発揮できると考えています。

スポーツ法務／eスポーツ法務

——近時のスポーツ／eスポーツをめぐる潮流、チーム発足の背景を教えてください

糸川：世界的なスポーツビジネスの発展・国際化の流れと、近年の日本政府等による成長産業化の取組みが背景にあります。具体的には、①スポーツを起点として様々な社会課題を解決する「スポーツエコシステム」の構築、②スポーツデータの活用、スポーツベッティング、NFT（非代替性トークン）、メタバース（仮想空間を利用したサービス）等を用いたスポーツ産業の振興・DX化に注目が集まっています。

従来、「スポーツ法務」といったときには、スポーツに起因する事故、教育現場におけるスポーツ、スポーツ仲裁等に焦点が当たっていました。当事務所においても、選手側、運営側あるいはスポンサー側など様々な立場で契約交渉やスポンサーシップ等に関するご相談は各弁護士において受けていたものの、事務所全体で、1つのプラクティス

として体系的に整理して取り扱うアプローチは採用してきませんでした。スポーツビジネスが盛り上がりを見せるなかで、現在の法解釈の妥当性等を法分野横断的な視点から検討し、リーガルサービスの洗練・向上につなげたいと考えました。

所属弁護士は、若手を中心とした18名です。スポーツが好きなメンバーが集まっており、非常に熱意と活気があるチームです。スポーツDXを扱う企業に転職した元当事務所の弁護士もチームの一員です。これに加え、所属外の様々な弁護士からも多角的な知見を得ています。

加藤：スポーツビジネスの成長は、今後も継続していくでしょう。例えば、アメリカではスポーツチームの価値が高額化し、何千億円という金額で売買されるようになっていきます。その背景には、特に先進諸国において、若い世代を中心に、「モノ」の消費から、思い出・体験などの「コト」の消費に移っていることが挙げられます。

日本政府の政策にも変化が見られています。従来、日本のスポーツに係る政策は、学校の部活動等に代表されるように、教育的な観点から語られることがほとんどでした。しかし、現在はスポーツ産業を成長させることが、目標とする市場規模を掲げた具体的な政策目標とされるまでになっています。

糸川：eスポーツビジネスにも同様の流れがあります。世界的な潮流として、市場規模の拡大、海外での賞金の高額化が話題となっています。また、日本政府としても産業振興の対象としています。

——主要なカバレッジを教えてください

加藤：「スポーツ法務」という言葉は一昔前からありますが、「スポーツ法」という体系的な法律があるわけではありません。「スポーツ法務」というのは、スポーツに関わる法務の全てを指す幅広い概念です。「スポーツ法務」で最重要と言えるのは、やはり契約法務です。スポーツ業界は、リーグやチームの構造、スポンサーや観客との関係など、基本的に「合意」で成り立っているからです。加えて、選手個人の肖像権・パブリシティ権、チームの商標等の知的財産法の問題、選手とチームの関係にも関わる労働法の

問題、リーグによる興業の独占や選手の移籍制限に関する独占禁止法の問題等も伝統的に対象となります。

糸川：「eスポーツ法務」も、eスポーツに関わる法務の全てを指します。M&Aやファイナンスに強みのある当事務所として、特にチームの買収やファイナンスのストラクチャー構築に積極的に取り組んでいきたいと考えています。eスポーツは新規産業であるため、M&Aにおいては特に選手との契約関係、キャッシュ・フローに問題はないか等を精査して、問題があれば価格に転嫁していく必要があります。加えて、ノウハウを活かして関連する不祥事などのウェットなものにも積極的に取り組んでいきたいです。「eスポーツ法務」に特有点としては、競技シーンで用いられるコンテンツのパブリッシャーやデベロッパー、配信サイト運営会社、ブイチューバーを含むストリーマーとの権利関係の処理の問題、著作権上の整理の問題、賞金額の設定における景品表示法の問題、あるいは風営法上の問題、競技の賭博罪への該当性等が問題となります。

——最近、特に多いご相談はありますか

加藤：やはり、スポーツのDX化に関するご相談が増えています。スポーツは、NFTやメタバースといったテクノロジーの発展と親和性が高いと言われています。例えば、野球カード等のデジタル版と言えるデジタルコレクティブルについて、ライセンスをする側のチームや選手個人、ライセンスを受けて発行する事業者やプラットフォームの双方からのご相談が増えています。また、国際的に活躍する日本人選手のほか、国内のチームやスポンサー企業から、海外のスポーツ団体や企業との契約交渉についてご相談を受けることも多くなっています。

——貴所だからこそその強みを教えてください

加藤：ワンストップで最先端のアドバイスができる点が強みであると考えています。ご説明してきたとおり、現代的な「スポーツ法務」「eスポーツ法務」は契約法務、M&Aやファイナンスから最新テクノロジーにまつわる法規制まで、非常に幅広い範囲をカバーしなければなりません。その意



糸川貴視弁護士



加藤志郎弁護士

味で、当事務所のような大規模事務所だからこそできることがあります。

糸川：特にeスポーツは若い産業ですので、そもそもの問題設定から検討を始めなければなりません。そうした際に、各専門分野において、日々最先端の知見に触れているチームメンバーが結集して様々な角度から漏れなく検討することは、とても重要だと思っています。

加藤：スポーツビジネスの拡大に伴い、これまでスポーツに関わりのなかった一般企業も、スポンサーシップや投資等でスポーツと関わる機会が増えています。すでにスポーツ業界にいる方々だけでなく、今後スポーツやeスポーツに関わりたいて考えている方にも、ぜひお気軽にご相談頂けたら幸いです。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU 長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所

弁護士数：538名（日本弁護士493名、外国弁護士45名）
（2022年11月1日現在）
代表弁護士：杉本文秀（東京弁護士会）、井上広樹（第一東京弁護士会）
〒100-7036
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL：03-6889-7000（代表）
URL：www.noandt.com
Mail：info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。当事務所は、日本のリーディングファームとして数々の大型案件を手掛け、あらゆる分野の法律問題に対応してきた実績に基づき、企業が必要とする様々なリーガルサービスをワンストップで提供できる体制を整えています。多岐にわたる分野の専門的知識と実績をもつ弁護士が機動的にチームを組み、質の高いアドバイスや実務的サポートを行っています。

三浦法律事務所

変化を恐れず成長を続ける 新時代のプロフェッショナルファーム

4年で所属弁護士数は約3倍に
多様な人材が集う三浦法律事務所、
急成長の秘訣

——三浦法律事務所 (M&P) のコアバリューを教えてください。

松澤香 (以下、松澤)：三浦法律事務所は2019年1月の創業以来、「新時代のプロフェッショナルファームを作る」ことを目指し、“Full Coverage & Top Quality”、“Diversity & Inclusion (D&I)”という2つのコアバリューを掲げています。

——「新時代のプロフェッショナルファーム」とはどのような組織を指すのでしょうか。

松澤：私個人の意見ですが、新時代のプロフェッショナルファームとは、絶えず変化できるinnovativeな法律事務所のことだと考えています。クライアントや社会、時代が求めることは常に変化します。それに合わせて法律事務所という組織も変わり続ける必要があります。そのためには多様な考え方・多様な人材が集まることが必須であり、多様性の強みを生かすことのできる組織、すなわち組織全体としてフラットでフェアな環境と、高い透明性を備えていることが重要だと考えます。

——M&Pはコアバリューの1つに「多様性」を掲げていますが、具体的にはどのように「多様」なのでしょう。

松澤：“D&I”というと、国籍やジェンダーといった属性の話になりがちですが、コグニティブ・ダイバーシティと呼ばれる、価値観や経験が多様な人材を集めることが重要です。M&Pは創業当初から高い女性比率を維持していますが、それ以上にバックグラウンドの多様性に富んだ組織となっています。多くの弁護士が事業会社や官公庁での勤務経験を有していたり、海外留学や海外での勤



(左から) 金井悠太弁護士、松澤香弁護士、大澤玄弁護士、渥美雅之弁護士

務経験を持つ弁護士もいます。また、現在進行形で企業に勤めながら弁護士業も行っている兼業弁護士もM&Pには複数在籍しています。

——M&Pは高い女性比率が目立っていますが、女性にとって働きやすい職場なのでしょうか。

大澤玄 (以下、大澤)：女性と一言で言っても、ライフワークバランスを重視する人もいれば、仕事に邁進したい人もいます。それはその人の考え方やその人を取り巻く環境によってさまざまですし、多様なタイプの女性がいる中で、特定の女性像を念頭に置いた「女性が働きやすい職場」では意味がないと考えています。M&Pでは、多様な生き方を選択している女性弁護士が在籍していて、それぞれにとって働きやすい環境になるよう、互いを尊重しながら働いていますので、後進にとってもロールモデルになるのではないかと思います。

——この4年間で、所属弁護士数は30名から80名にまで増加しました。規模の面以外で組織としてどのような成長を遂げたと考えますか。

松澤：コアバリューとして“D&I”に加えて“Full Coverage & Top Quality”も掲げているとおり、設立当初からすべての分野において、高い品質のリーガルサービスを提供できる専門家を揃えました。この4年間で人員が増えたことで、各分野に



松澤香弁護士 (まつざわ・かおる、第二東京弁護士会所属)

厚みを出すことにも成功しています。また、フルカバレッジを掲げるからには、最先端のテーマについても対応できる体制は必須です。世の中の最新動向に敏感な知的的好奇心溢れる弁護士が増えたことで、新規性のあるテーマについてもタイムリーに必要な知見を収集・蓄積し、クライアントからのご相談に対応できる体制を整えています。

例えば最近ではESGに関するご相談が当事務所にも多く寄せられるため、この分野に高い関心を持つ弁護士が中心となってプラクティスグループを作り、日々情報収集や情報共有を行っています。——ESG関連の話は、各社模索しながら対応を進めている印象を受けますが、具体的にはどのような相談があるのでしょうか。

松澤：情報開示に関わる案件や人権デューデリジェンスの進め方に関する相談、ビジネスと人権に関わる内部体制・行動規範に関する助言、CGコードに関する相談など、最近では幅広くご依頼いただくようになりました。

組織にとってESGの課題とは、中長期的に企業価値を高めることと、社会的責任を果たすことの両方を本業で達成することであり、この課題解決のためには、個々の組織単位で対応するのではなく、全ステークホルダーを巻き込んで考えることが肝要です。M&Pには、幅広い分野の専門家が揃っていますので、すべての当事者に寄り添い、課題解決のサポートを行うことが可能です。

——今後も組織を拡大していく方針ですか。

大澤：これまでは“Full Coverage & Top Quality”の実現をより確実なものにするための人員補強を行っていましたが、その課題も解決しつつある現

在、採用は新しいフェーズに入り、今後は急激な増員は行わない方針ではあります。もっとも、組織の健全な成長のためにも、新卒・中途いずれについても適正な人数の採用は継続します。全体としてどの程度の人数を採用するかは、引き続き事務所全体として議論していくべきテーマですね。松澤：私たちが重視している多様性の尊重や、風通しの良い組織というのは、組織の規模が大きくなると実現できなくなるとわれがちです。ですが、クライアントにとって最良のリーガルサービスを提供するためには、組織のメンバーが充実感と幸福度高く業務に邁進することが重要であると考えており、フラットな組織であることや、多様性に対する考え方は非常に重要だと考えています。これまでの4年間で急激に人数が増えてもこれらの考え方を維持できたのは、組織の一人ひとりが、その重要性を深く認識し、努力した結果なのだと感じています。また、全員がこのマインドを共有して維持していくための努力を重ねられれば、今後どれだけ人数が増えたとしても、今私たちが大切にしているものは失われたいと確信しています。

地方における“フルカバレッジ”の重要性と 国外マーケットを見据えた新たな挑戦

——広島にはM&Pの設立初日から地方拠点としてオフィスを開設しています*。田口弁護士は広島というマーケットをどう見ていますか。

田口靖晃 (以下、田口)：マーケット規模は東京や大都市圏と比べれば小さいですが、取り扱う案件の難しさやクライアントから求められるクオリティの水準などに差はありません。むしろ、高いレベルのリーガルサービスを必要としている会社は多いにもかかわらず、そのニーズに応えられる企業法務系法律事務所は少ないと感じています。

——幅広い分野に対応可能であることは重要ですか。

田口：重要だと感じています。複数の専門分野に跨るような案件が地方にもたくさんあり、案件内容やクライアントの希望等に応じてベストなメンバーで対応するようにしています。実際、広島のクライアントの案件を他拠点の弁護士とチームを組んで対応することは日常的にあります。

——2021年9月に開設した名古屋オフィス*は、

*弁護士法人三浦法律事務所の従事務所として広島オフィスと名古屋オフィスを開設しています。三浦法律事務所は、弁護士法人三浦法律事務所、弁護士法人エムパートナーズおよび法人に所属しないその他の弁護士によって構成されています。



田口靖晃弁護士(たぐち・やすあき、広島弁護士会所属)



小松慶子弁護士(こまつ・けいこ、愛知県弁護士会所属)



渥美雅之弁護士(あつみ・まさゆき、第二東京弁護士会所属)



金井悠太弁護士(かない・ゆうた、第一東京弁護士会所属)



大澤玄弁護士(おおさわ・はるか、第二東京弁護士会所属)

開設から1年が経過しました。どんな1年でしたか。
小松慶子(以下、小松)：基盤固めをしてきた1年でした。おかげさまでスタートアップ企業から大手の上場企業まで幅広い層のクライアントからご依頼を頂いています。案件の内容也多岐にわたりますが、名古屋オフィスには異なるキャリアと専門性を持つ4名の弁護士が集まっているので、日々の法律相談はもちろん、コーポレートガバナンスやM&A、税務、紛争案件、そしてクロスボーダー案件など、名古屋オフィス単体でも幅広い分野の案件を受けられる体制になっています。

——事務所としてのコアバリューである多様性がきちんと根付いていますね。

小松：地元の法律事務所に長く勤務してきた弁護士もいれば、官公庁や事業会社に勤務していた弁護士、海外留学や海外勤務を経験した弁護士もいます。多様なバックグラウンドを持った4名ですが、共通していることは、全員が長い間、愛知県という土地に根を張って仕事をしてきたという点です。その地域特有の慣習を理解しながら、全員のバックグラウンドと経験をかけ合わせて案件に対応していますし、名古屋も東京の弁護士と協働することでご依頼いただく案件の幅がさらに広がったと感じています。

——2022年11月にはオフィスを増床して、さらなる発展に向けて準備万端ですね。

小松：基盤固めは完了したので、次の1年は、組織としても、提供するサービスとしても、さらなる成長を目指します。そのためには必要なときに必要なだけの人員を増やせるよう、オフィスを移転しました。

——国内拠点の今後の展望を教えてください。

田口：今後もクライアントに対して良い仕事をしていきたいですし、より良い仕事をするためには

どのような体制を目指していくべきかという視点で考えています。その中で、必要に応じて規模の拡大なども検討していきたいと考えています。

小松：事業の推進や経営にもっとリーガルサービスを活用していただけたような企業も多い印象を受けます。また、私自身がM&P参画前まで事業会社の法務部に所属していたことですが、今の法務の守備範囲はどんどん広がっており、ビジネスや戦略的な部分において法務が付加価値を発揮できる場面が増えていますので、そうした企業のサポートをしていきたいと考えています。

——M&Pの海外戦略は、現地に法律事務所を立ち上げるのではなく、共同出資して立ち上げたコンサルティングファームと協働する形を取っています。この狙いを教えてください。

渥美雅之(以下、渥美)：M&Pは2021年9月、M&P所属の井上諒一弁護士らと共同出資の形でアジアに特化したコンサルティングファームであるM&Pアジア株式会社を設立しました。

このプロジェクトの中心人物である井上弁護士は、インドネシアをはじめとするアジア地域に精通した弁護士です。駐在経験もあり、現地に進出する日系企業や担当者と関わる中で、法務だけではなく税務や会計などを包括的にワンストップで依頼できる専門家のニーズが高かったのを肌で感じたそうです。このようなニーズに応えるため、コンサルティングファームという形での進出を果たしました。法務部分をM&P、それ以外の部分をM&Pアジアがそれぞれ担当し、M&Pグループとしてワンストップで課題を解決しています。

——M&Pアジアも設立から1年が経過しましたが、現地の反応はどうか。

渥美：反応は上々で、M&A案件、アジアにおける新規事業展開の総合的サポートなどといったご

依頼も増えていますので、ニーズの掘り起こしに成功していると感じています。

——今後の海外戦略を教えてください。

渥美：事務所の成長のためには、アジアに留まらず、全世界を視野に入れる必要があると考えていますし、実際、アジア以外の国に関するご相談も増えています。また、伝統的な国際業務である、いわゆるアウトバウンド案件は今後もなくならないと思いますが、直近の傾向として、海外の企業が日本国内に投資する、いわゆるインバウンド案件の需要も高まっていると感じますので、積極的に獲得していきたいと考えています。そのためには現地の法律事務所や企業とのコネクション作りも重要ですし、時差を気にせず相談できる窓口が現地にあるということも非常に重要だと考えていますので、現地拠点の開設も選択肢の1つとして検討していきたいと考えています。

黎明期の組織における“人材”の重要性

——この4年で人数が飛躍的に増加したM&Pは、“人”や“人材”についてどう考えていますか。

大澤：私たちが提供するのには目に見えないサービスで、それは人からしか生まれませんので、すべての価値は人にしかないと言っても過言ではないと考えています。

金井悠太(以下、金井)：“人”が重要なのは言うまでもないことですが、一人ひとりを個として見て、それぞれの個性や思いを尊重し、重視している点がM&Pの特徴だと思います。

大澤：M&Pは5年目といってもまだ黎明期です。組織の形やあり方が確定していないため、一人ひとりの個性が組織全体の考え方や雰囲気を与える影響は大きいので、組織の方向性を考える上でも個性を重視することは重要だと考えています。

——M&Pとして初めて採用した新卒弁護士4名が2022年4月に入所しました。設立当初は3名だったアソシエイトもこの4年で28名と激増しましたね。

大澤：アソシエイトの存在感が増した印象はあります。それは人数が増えたことも要因の1つだと思いますが、弁護士業務だけでなく採用活動をはじめとする事務所の運営面においても、それぞれ

が事務所のことを真剣に考え、自分たちの事務所を自分たちで作っていくのだという意識のもとで主体的に動いているからだと感じます。若手の立場だからこそ見える景色もあり、中長期的な視点からのするどい意見も出ます。個人的には大変頼りにしています。

金井：年次に関係なくフラットに意見を受け入れようとしてくれるパートナー陣の雰囲気と、若手だからこそ発揮できる価値があると感じているアソシエイトが非常にうまく噛み合いつつ事務所を運営できているように感じます。この雰囲気をずっと残せたらいいなと思います。

——次の5年、10年のためにどんな人材を育てていきたいですか。

金井：全員がそうである必要は全くないですが、例えば各世代に1人は組織に対する思いを持っている人がいると良いなと考えています。

大澤：事務所の継続性や成長のためには、若手のうちからどのような事務所を作っていきたいのかという点についてビジョンを持った人を育てることは重要ですね。



三浦法律事務所

Miura & Partners

三浦法律事務所

弁護士数：80名(日本法弁護士77名、外国法弁護士3名)
(2023年1月6日現在)
代表弁護士：三浦亮太(第二東京弁護士会所属)
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
TEL：03-6270-3555(広報)
URL：www.miura-partners.com
Mail：info@miura-partners.com

三浦法律事務所は2019年1月に設立した企業法務を取り扱う総合法律事務所であり、設立から4年で80名の弁護士が所属する、急成長中の法律事務所です。
当事務所には大手法律事務所出身者、海外法律事務所や官公庁、大手企業の法務部での勤務経験を有する者が多数在籍しています。さらに、海外の弁護士資格保有者も複数擁しており、国際案件への対応力も備えています。
当事務所では、M&A、ファイナンス、会社法・金融関連法制、競争法、知的財産関連法制、訴訟をはじめとする一般的な企業法務だけでなく、国際的な企業法務・国際紛争に対応するとともに、ブロックチェーン技術やビッグデータ、医療・ヘルスケアを巡る法規制など、新たな技術・法分野についても造詣を深めることで、高品質なリーガルサービスをワンストップで提供することでクライアントの皆さまの発展の一助となるべく精進して参ります。

山下総合法律事務所

7年目からの挑戦：総合法律事務所として提供する 創造的かつ普遍的な価値

事務所としての挑戦

——開設から7年目を迎えました。これまでの歩み・これからの挑戦を聞かせてください

山下：当所は、2016年8月に私と2名の秘書スタッフでスタートしました。非常にありがたいことに、クライアントも、取扱案件の種類・規模も、予想を超えるペースで拡大しています。弁護士数も、昨年度の10名から17名に増え（いずれも中国律師1名含む）、75期・76期の新人弁護士も2名ずつ採用内定しました。私たちは大手事務所の多様性・先進性や名門事務所の安定性にリスペクトを抱いていますが、同時に、当所ならではの価値を加えて、1つ1つの案件で着実に結果を残してきたことが評価されている証と考えています。今後は、事務所と弁護士個人の能力的かつ人間的な「器」をますます広げて、私たちが助けられる方々を広げていきます。

小藺江：経験が蓄積され、人的基盤も整ってきました。礎を築くことができたので、今後はさらに業務の質・量ともに拡充していきたいです。いままでは、1人1人の知識・経験に頼ってきたところがありましたが、組織全体として知識・経験を若手に承継していける体制をつくり、骨太な組織にしていくべく準備を進めています。

——「リーガルサービスの枠組みを超えた総合コンサルティングファーム」を目指されています

小林：企業法務を扱う事務所の中でも、最近では特定の業種・業務に特化したサービスを提供する事務所が増えている印象があります。しかし、当所の使命の1つは「クライアントの課題と不安を担い、その使命を実現する最良の助け手となる」ことです。そのため、総合法律事務所として、業種

・業務を限定せず、クライアントの様々な悩みを解決していきたいと思っています。当所のクライアントは、上場会社や金融機関（証券会社・銀行を含む）、投資会社・投資ファンド、外国会社から、国内の中堅・小規模会社、設立間もないベンチャー会社や個人の方まで多岐にわたります。また、取扱分野は、契約法務、株主総会、ガバナンスといった企業法務の基本分野に加え、M&A・企業再編、複雑な規制への対応が必要な証券・金融取引などにも注力しています。

塚原：従来のリーガルサービスは、クライアントから質問・依頼がきて、それを法的に分析して回答することが多かったように思います。これは、ある程度のトレーニングを受けた弁護士であれば、ある意味で差別化が難しいところがありますので、これを踏襲しているのみでは当所のような新しい法律事務所を選んでもらうことは難しい部分があります。我々としては、そうした従来のリーガルサービスを越えた企業貢献、例えば提案型のコンサルティングを意識しています。

これを実現するためには、クライアントのビジネスへの深い理解をもとにアドバイスをする必要があります。マネジメント層や担当者から会社のビジョンをお伺いし、ご相談があったときのみのスポット的な視点ではなく、どうすればそのビジョンを実現していけるかという長期的・大所的な視点で助言できる関係を構築したいと考えています。

また、既存の実務にとらわれず、新しいビジネスやスキームを積極的に提案しています。例えば、当所で多く取り扱っている株式報酬について、いわゆる退任日解除型リストラクテッド・ストック(RS)など、それまでの実務にはなかったスキームをクライアントとともに考案し、業界のスタンダードを形成することに成功したものもあります。



小澤：株式報酬に関しては、クライアントのご要望を吸い上げ、当局に対して規制の解釈や税制改正の提案を丁寧に行い、現に税制が改正された事項もあります。また、別の例として、オルタナティブデータに関する取組みも挙げられます。オルタナティブデータとは、一般に、投資判断に利用する情報のうち、適時開示・決算開示などの従来活用されてきた情報に代わる新たな情報を指します。投資判断の材料の幅が広がるため、世界規模で活用が期待され、日本でも注目されていますが、現行の規制上障害もあります。この課題が解釈論で乗り越えられない場合は、政策論として当局に対し説得的な議論が展開できるようにアドバイスすることもあります。

——貴所だからこそ提供できる付加価値は何でしょうか

山下：案件に取り組む際には“Going extra mile”を心がけています。クライアントから「一緒に1マイル同行してください」と頼まれたら、「さらに

1マイル一緒にしましょう」と徹底的にお付き合いしていく考え方です。クライアントの方々が本業に集中できるよう、負担を担うことや事務作業の肩代わりも厭わない姿勢は、いまでは“所風”として事務所全体に浸透しています。

また、取扱分野としては、先ほども話に出したように、株式報酬については業界内で先行して取り組んできました。現在も、何百社といった単位でご相談を受けています。当局との折衝等、先駆者にしかできないことがあります。今後はそこで培った強み・ノウハウを他分野にも応用して、最先端ビジネスやマーケットをリードする取組みを加速させたいと思っています。

小澤：大手事務所や名門事務所がある中で我々を選んでいただくためには、クライアントにとってのやりやすさとともに創造的な提案ということも欠かせないと考えています。最近では、新規ビジネスについて柔らかな段階でご相談いただくことも増えてきましたので、法律の解釈で対処できるか、



山下聖志弁護士



小園江有史弁護士



塚原雅樹弁護士

そうでない場合は、法律の制約の中でそのビジネスの目的を損なわないように様々なアプローチを検討するケースも多くなっていますし、これまでの当局対応の経験を活かして法制自体の見直しを求めるように当局に働きかけることもあります。

——若手弁護士を含む人材の活躍について、意識されていることを聞かせてください

小園江：「構成員の能力と人間性を伸ばしやかに成長・発揮させ、最大限の成果を挙げる」ことが当所の使命の1つです。このような事務所であれば、クライアントに提供できる価値は頭打ちになってしまいます。常に所内の弁護士が成長できる環境があれば、その成長をクライアントに還元できる。還元できれば選んでいただける事務所になり、弁護士にも研鑽できる機会が生まれ、また、それをクライアントに還元できる。この好循環をととても大事にしています。

山下：当所は弁護士とスタッフの育成にも十分な時間・コストをかけています。それは、大切な価値観やマインドを共有できる仲間と、ずっと一緒に働いていきたいからです。秘書やスタッフも含め、所員が継続して働ける環境をさらに整えることも、私たちの大事な役割と思っています。

小林：これはまだ、個人的な夢というレベルの話ですが、いずれは、所内に託児所を設置できればと考えています。当所としては、弁護士も秘書もできる限り長く一緒に働きたいという思いがあります。能力も意欲もあるのに仕事を続けられないといったことがないよう、所内で解決できたら素晴らしいと思っています。

個人としての挑戦

——各先生のこれからの「挑戦」について聞かせてください

小園江：強靱で頼りがいがある弁護士が数多く揃ってこそ、骨太な法律事務所になります。今後は、パートナーの一員として事務所を牽引していくにあたり、個人としての“強み”をより知っていただくため、自分をブランディングしながら、セミナーや執筆活動などの“発信”にも注力していきます。具体的には、私は上場会社の株主総会対応、アクティビスト・大株主対応への助言に強みを持っており、ご依頼も多いところ。この分野の知識・経験をまとめてセミナー等で発信し、新たなクライアントに認知していただき、経験案件を増やすことによりさらに知見を増やし、またクライアントに還元していきたいです。

塚原：現在、当所が扱っている業務は、金融法務を1つの中核とした企業法務です。デジタル庁の発足やブロックチェーンの登場、さらには金融機関のあり方すらも変わっていくのではないかと思います。企業法務も同様で、いままでとは違う組織形態、ビジネス形態が登場してきています。私自身も証券会社での執務経験などから証券・金融分野を1つの強みにしていますが、既存の規制や法的枠組みを見ているだけでは、すぐに新しい規制に対応できなくなってしまうので、新しい金融規制が生まれた際に最先端で開拓できるよう、常に最新・最先端の議論へのフォローを



小林永治弁護士



小澤 拓弁護士

心掛けています。

小澤：昨今の経済社会全体において、労働分配率の低下を背景に、資本市場への富の流入が増加してきています。従前は資本市場において中心的な話題になるのは不公正取引や証券会社の実務だったと思いますが、このような流れを背景に現に資産運用のセクターに注目が集まっていますし、今後も新たな問題やそれに対処する規制は生まれてくるのではないかと考えています。オルタナティブデータ活用はこの流れの1つとみることができ、また、株式報酬も、上場会社の企業価値向上やコーポレートガバナンスという側面からだけではなく、個々の役職員の資産形成の手段としても再度注目されるという動きもあります。当所は、資本市場や資産運用に関する規制・実務には強みがありますので、この強みを発信しつつさらに高めていきたいと思っています。

小林：私は以前所属していた事務所では中小企業や個人のクライアントからのご相談にも多く対応してきました。今後は、このバックグラウンドを活かし、中小企業の予防法務と事業承継の実効的支援に力を入れていきます。特に後者は、複雑に絡み合う人間関係をも踏まえた解決が不可欠となり、個人のクライアント対応での経験も生きる分野です。また、最近ではNFT (Non-Fungible Token、非代替性トークン) に関するご相談もいただき、ビジネスモデルの妥当性検証、規約のつくりこみにはノウハウがあります。当所が得意とする金商法や資金決済法などの金融法務も関わる最先端トピックですので、その分野にも積極的に関与を深めていきます。

山下：当所の1番の強みは、会社法に関わるコーポレートガバナンスの分野と証券・金融法に関わる資本市場規制の分野の双方に通暁する弁護士が多く在籍している部分です。クライアントの皆さんが直面されているとおり、現在は、資本市場や投資家との対話、ESG・SDGsに示されるサステナビリティ経営の体制構築、急激な世界情勢の変化や極端な通貨安への対応、グ

ローバル経営と海外子会社リスクへの対処など、経営者が考えなければならない課題が多すぎます。そうしたなかで、リーガル上も、ガバナンス規制、報酬規制、開示規制、海外リスク管理といった様々な要請を満たしつつ、資本市場、株主・投資家、規制当局、国内外の取引先、自社グループの役職員といった様々なステークホルダーの「眼」を意識して対応することが肝要です。このような複雑かつ多面的な課題への知見が、私たちの強みだと思っています。この強みをより認知、活用していただくことが、次の私たちの重要なステップです。

私たちは、永続性のある法律事務所を造ることを目指しています。私個人の信条でもあるのですが、人は持っていないものは与えられず、与えるためにはまず自分が持つ必要があります。お客さんに安心とクオリティの高い解決策を、と言ったときに、まずは自分たちの組織が強く安定していなければなりません。メンバーの個性を生かしつつ、この混沌とした時代にあってクライアントを安心へと導ける次のリーダーを育成していきます。さらに彼らが次世代のリーダーを育成し、いつの時代も普遍的な価値を提供し続ける、そういう事務所を造り上げていきたいです。

山下総合法律事務所

弁護士数：弁護士16名・外国人弁護士1名(2022年10月現在)
代表パートナー：山下聖志(東京弁護士会)
〒104-0031
東京都中央区京橋二丁目7番14号
ビュレックス京橋7階
TEL: 03-6268-9511
URL: <https://www.y-lawoffice.com>

石寄・山中総合法律事務所

継続して依頼者に寄り添う 使用者側の人事労務専門事務所

国内最大規模の労働ブティック事務所

——石寄・山中総合法律事務所の沿革および最近の動向について教えてください。

石寄・山中総合法律事務所の前身は、代表の石寄信憲弁護士が1984年8月に設立した石寄信憲法律事務所です。設立当初は個人事務所としてのスタートでしたが、1998年4月に現代表弁護士の山中健児弁護士が当事務所に入所し、それ以降、若手を中心に弁護士採用を継続的に行ってきました。現在では、労働問題を専門に扱うブティック事務所としては、国内最大規模の事務所となっています。

人員の拡大に従い、これまではフロアを分けて執務しなければならない状況でしたが、昨年4月、現在のビルに事務所を移転し、所員全員がワンフロアで執務することが可能となりました。数十年先を見据え、依頼者に対して常に最適なリーガルサービスを提供する持続可能な法律事務所を目指し、その共通理念を胸に、所属する弁護士、司法書士、社会保険労務士、事務局がさらに連携を強め日々業務を行っています。

クライアント企業との付き合い方 —顧問契約の強み—

——クライアントである企業との付き合い方に関する事務所の特色はどのようなところでしょうか。

当事務所の特色の1つとして、クライアントとの顧問契約の締結を中心に、中長期的にリーガルサービスを提供しているという点が挙げられます。

当事務所が専門とするのは、使用者(経営者)側の代理人としての労働紛争対応や労使関係に関する法律相談、労働組合との団体交渉、労務デューデリジェンス、内部通報対応、不正調査など、人

事労務問題全般です。これらの労務問題に取り組むには、各企業の人事制度を理解することはもちろんですが、その他にも企業風土や労使慣行などクライアント企業についての深い理解が欠かせません。そのため、その企業における労使関係のあり方を把握し、最適解を助言するためにも、過去を知り、現在を見つめ、将来を考えると一連の継続性が重要であると考えています。

このような理解を前提に、当事務所では、設立当初より、顧問契約の締結を中心に、クライアント企業に寄り添った形でのリーガルサービスの提供を心がけています。現在では、事務所開設以来30年以上のお付き合いをさせていただいている企業も数多くあり、定期的に異動などが行われる企業では、企業の人事・労務担当者の方以上に、「誰よりもその企業の歴史を知っている」といったお声をいただく機会も増えてきました。

——顧問契約だからこそその安心感もクライアント企業にはありそうですね。

顧問契約を締結させていただくことで、紛争化するよりも前から問題意識を共有して、予防法務的な視点で事案に関与し、仮に紛争化してしまった場合にも迅速かつ的確に対応できるというのが当事務所の強みでもあります。

昭和から平成、そして令和へと時代が移り変わる中で、企業に求められるコンプライアンス遵守の姿は様変わりしました。加えて、就業者に占める労働者の割合が増加した現代の雇用社会においては、労務問題が経営リスクとなる場面も少なくありません。

例えば、長時間労働による従業員の過労死・過労自殺、ハラスメント等は、企業にとって大きなレピュテーションリスクをはらんだ問題です。かつて、そうした問題は企業の訴訟リスクであると



(左から)延増拓郎、山中健児、橋村佳宏、石寄信憲、鈴木里士、江島健彦、吉野公浩(全員、第一東京弁護士会)

考えられていましたが、コンプライアンスの遵守が強く求められる現代社会にあっては、単なる訴訟リスクにとどまらず、経営の根幹を揺るがすリスクへと変容しています。そのような中、当事務所は、問題発生後の対応のみならず、現状把握や防止体制づくり、法的知見だけではなく実務経験等も踏まえた各種研修の実施などの予防法務を提案できるコンサルタントとしての役割を担う事務所としても、お客さまに評価いただいています。

人事労務問題は、常にその姿・形を変える

——相談案件への対応で、特に意識されていることは何かありますか。

人事労務問題に均一な姿はなく、常にその姿・形を変えるという特質があるということを肝に銘じて業務に当たるように心がけています。

例えば、目の前の問題が、訴訟等の過去の法律関係についての問題であるのか、現在進行形の問題であるのかという視点が非常に重要になってきます。前者(退職者からの残業代の請求や解雇の有効性が問題となっている訴訟案件など)については、腰を据えてじっくりと検討するという姿勢

が求められる一方、後者(労働組合が事前の連絡なく事業所に押しつけてきた場合の対応、従業員が重大な不祥事を犯したと思われる事案が発生した場合の対応など)は、その時々によって目の前の問題が姿や形を変えるため、その場その場での臨機応変な判断、機を逃さないスピーディーな対応が求められます。最終的な解決までの道筋を考え過ぎてしまうことで、かえって時機を失してしまうのではなく、その時々状況判断としてベストな方向性を見定め、これをクライアント企業とも共有したうえで即座に対応を行い、対応後にまた状況判断を行うこと、このような繰り返し、結果として最適解となるケースも多くあります。

当事務所は、過去のベストプラクティスを多数蓄積しており、このような経験値が、その時々状況判断において参考にもなっていますし、30名を超える所属弁護士が、原則として1つの案件に対して複数の弁護士で対応に当たっておりますので、突然の対応が求められる事案についても、機動力を最大限に活かし、遠方であっても必要に応じてスピーディーに現場に赴いて対応することが可能です。

また、労務分野には抽象的かつ弾力的な規範(ル

ール)が数多く存在します。例えば、解雇権濫用法理を例にとっても、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」(労働契約法第16条)とされており、「社会通念」に依存するルールとなっています。つまり、社会全体の情勢や企業における雇用慣行の変化に応じて具体的内容を変えていく、不定形かつ柔軟なルールなのです。そのため、当事務所では、日常業務のほかにも定例の勉強会などを通じ、雇用システムの変化や雇用社会の機微を感じ取り、さらには将来の変化を予測しつつ、その時々状況に応じた法的助言を行うことを常に意識しています。

法改正の多い法分野

——取り扱いが増加傾向にある分野、案件はありますか。

近年、労働基準法の改正をはじめとして、「不合理な待遇差の禁止」などを謳う改正パートタイム・有期雇用労働法や、いわゆるパワハラ防止法、改正育児介護休業法など労働法分野を巡る法改正が頻繁に行われています。法改正の都度、逐次対応を余儀なくされる企業にとっては、極めて困難な状況にあるといえます。そのような状況において、豊富な知見に裏付けされた高い専門性に基づく解決策を示すことも当事務所が果たすべき役割であると捉えています。

現在、当事務所では、業種、業界問わず、全国約600社の顧問企業の皆様からご相談をいただ

いています。労働分野は、企業間の問題を取り扱う法分野ではないため、いわゆるコンフリクトが起きにくい分野です。また、業界や業種、企業規模を問わず身近に発生する問題でもあります。そのため、大企業に限らず、中小企業からのご相談も増えており、その関係もあって、労務以外の企業法務全般、一般民事事件などのご依頼も増加傾向にあります。

その他にも、例えば調査案件という点では、職場でのハラスメントの被害通報の調査が増加傾向の案件として一つ挙げられます。社内で調査する企業ももちろんありますが、事実認定や評価が悩ましい事案、処分量定を慎重に考えなくてはならない事案等については、関係者のヒアリングから意見書の作成まで当事務所で実施するというケースも増えています。また、雇用者が競業先に転職したことによる、競業避止義務違反や秘密保持義務違反、不正競争防止法上の営業秘密の持ち出しに絡み、経営者側からのご相談が増えています。

対外的な発信 —人事労務分野の道しるべとなるべく—

——人事労務に関して複数の書籍を発行されていますが、改訂や発刊の予定などはあるのでしょうか。

先ほどお話ししたように、当事務所はいわゆるコンサルタントとしての役割も担っており、各種研修や講演・セミナーにおける講師としての活動、執筆活動などへの積極的な取り組みもその1つとして挙げられます。

当事務所では、人事労務分野における道しるべを示すことも社会的職責と考え、石寄信憲弁護士を中心として、実務での対応にも踏み込んだ書籍の執筆活動にも力を入れています。当事務所の中心書籍である「法律実務シリーズ」はすでに11分野での出版を数えており、日々、改訂作業も行っております。

当事務所では、法律実務シリーズのほか「基本と実務」と題した書籍も複数出版しており、当事務所で出版している書籍は、企業の人

事・法務担当者にとどまらず、社会保険労務士、弁護士などの専門職からも日々の業務の参考としているとの評価をいただいております。書籍の改訂を心待ちにしているとの言葉をいただくこともあります。

直近では、昨年の6月に『労働時間規制の法律実務』の改訂を実施し、11月には『賃金規制・決定の法律実務(第2版)』を改訂しました。また、法律実務シリーズの12分野目として、『集团的労使関係の法律実務(仮題)』の執筆活動にも着手しております。集团的労使関係への対応は、石寄信憲弁護士が弁護士に登録して以来、事務所として特に力を入れて対応してきた分野でもあり、豊富な実務経験と専門的知見があります。

集团的労使関係は、人事労務分野に携わる中で避けて通ることのできない分野である一方で、体系書や最新の学術書は決して十分とは言えない状況にあります。そこで、当事務所では、今まさに目の前で生じている問題に苦慮している使用者の一助となるべく、作業に邁進しております。

持続可能な事務所を目指して

——事務所としての今後の抱負について、お聞かせください。

当事務所は、幸いにも事務所開設から35年以上にわたってクライアント企業の皆様から成長させていただく機会を得てきました。そのような中で培われてきた労働プティック事務所としての知識や経験、労働紛争解決のノウハウは、当事務所のかげがえのない財産となっています。

労務分野では、法改正や雇用社会の変化にともない、これまでにない問題や紛争が新たに生じるということが頻繁に起こり得ます。もっとも、これらの新しい課題を解決する際にも、過去の経験が有用な視点、判断材料になります。

事務所に所属する弁護士は、複数の弁護士で適宜ミーティングを重ねながら取り組んでいる個々の事件への対応や所内の定例会や勉強会等を通じて、これら事務所としての知識や経験、労働紛争解決のノウハウにも接することができ、新しい課題の解決に役立てることが出来ます。そして、新しい課題の解決がなされると、その経験値が、そ



の先の新しい課題の解決のための有用な視点、判断材料にもなります。地道なことではあるのですが、目の前の事件に真摯に取り組むという日々の継続的な営みが持続可能な法律事務所となるうえでも重要であると考えています。

今後も、所属する弁護士一人ひとりが研鑽を重ね、歩みを止めることなく、また挑戦を止めることなく精進していくことで、多様化する使用者のニーズに継続して応えていける事務所を目指していきます。

石寄・山中総合法律事務所
ISHIZAKI&YAMANAKA

石寄・山中総合法律事務所
弁護士数:32名、司法書士1名、社会保険労務士2名
(2022年11月末現在)
〒104-0031
東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン11階
TEL:03-3272-2821(代表)
URL:https://www.iylaw.jp/



弁護士法人北浜法律事務所

上場企業・上場準備企業の抱えるあらゆる法的問題・ リーガルニーズに対応可能な総合法律事務所 ～進化する東京事務所～

東京事務所の進化・強み

北浜法律事務所は、1973年に大阪で設立された事務所で、現在は東京・大阪・福岡に拠点を有し、企業法務を中心として、あらゆる分野の法的案件を取り扱う総合法律事務所です(弁護士数100名規模)。東京事務所は、2003年に設立され、現在約40名の弁護士が勤務しており、大手証券会社(M&Aアドバイザー部門やIPO部門(公開



東目拓也弁護士
2011年弁護士登録。
2018年Northwestern Law School(LL.M.)卒業後、
2021年パートナー就任。
日本取引所、大手証券会社M&A・IPO案件開発部門出向経験有。

引受部等))、日本取引所(上場審査部・上場管理部)、金融庁に出向経験のある弁護士を複数抱えております。

創立以来、大型の倒産事件や大規模訴訟を多数取り扱っておりますが、東京事務所においては、M&A、クロスボーダー案件、スタートアップ・ベンチャー法務等の企業法務案件に注力しております。

特に、近年は、上場会社のMBO・完全子会社化案件のサポート(買収者側・対象者側双方)、アクティビスト対応・買収防衛策に係るご相談、グループ内再編・ホールディングス化案件、国内外企業とのアライアンス・資本業務提携のサポート等をご依頼いただく機会が増えております。

アクティビスト対応に係る豊富な案件実績

1. 平時におけるサポート

2015年にコーポレートガバナンス・コードが制定されて以降、日本における上場会社を取り巻くガバナンス環境は劇的に変化し、それと関連・連動して、アクティビズムも従来型の短期的利益を追求するものだけでなく、中長期的な企業価値向上・ガバナンスの改善を目的としたものも含まれるようになってきており、上場会社において、アクティビストと一定の「対話」を求められる場面が増加しております。

当事務所では、有事の場面に至る前の平時の場面から、会社の置かれている状況・課題、株主構成、アクティビストの属性・過去の戦略等を検討・分析し、アクティビストへの対応の仕方・戦略等を積極的にアドバイスし、また、株主提案・臨時株主総会招集請求への対応も含めた株主総会対応のサポート等、幅広いリーガルサービスを提供

しております。

2. 有事におけるサポート

当事務所は、敵対的なTOBを仕掛けられた場合等の有事対応についても豊富な案件実績を有しており、関連して、買収防衛策の有事導入・発動、それに伴うプロキシファイト対応から、ホワイトナイトによる友好的TOB・資本業務提携、関連する裁判対応等についても多くの実績を有しております。

有事の局面を見据えながら平時におけるアドバイスが可能である点も当事務所の強みであり、クライアントからは、一筋縄ではいかない、難易度の高い案件についても粘り強く対応し、柔軟な解決策を導き出せる事務所といった評価をいただいております。

特に、有事の局面では、短期的な時間軸の中で、実務上整理がついていない難解な問題について、適切な選択・判断が求められる場面が多々あり、この判断を誤ると、クライアント企業の目的が達成されないばかりか、誤った判断をした役員に対する経営責任・法的責任に発展することもあるため、当該事態を事前に予防・回避するために、当事務所は、豊富な案件実績に基づき、リーガルアドバイザーとしての的確なアドバイスをするように心掛けております。

最近ご相談いただく機会の多い買収防衛策については、従来型とされる平時導入の事前警告型ではなく、特定の買収者を念頭に置いた有事導入型のスキームが増えており、2021年以降、重要な裁判例が立て続けに出ております。

買収防衛策の導入・発動に至るまでには、並行して、敵対的株主による株主名簿閲覧謄写請求への対応、臨時株主総会招集請求への対応、プロキシファイト対応等と検討すべき事項が多岐にわたり、それ以外にスキームについて取引所との折衝や、独立委員会の設置・運営等が問題となることがあります。また、買収防衛策と並行して、ホワイトナイトによる救済も含めた複合的な検討を行う場面もあります。

当事務所においては、会社法・金商法・取引所規則に対する深い知見及び豊富な案件実績のもと、案件固有の問題点・ハードルについて多角的な分析を行い、妥当な解決策を導くことが可能です。

上場準備企業に対する トータルサポート

日本取引所に出向経験を有する弁護士はごく僅かですが、当事務所では日本取引所の上場審査部・上場管理部等に出向経験を有する弁護士や、証券会社の公開引受部等のIPO部門に出向経験を有する弁護士が複数所属しており、上場審査の場面と上場後の取引所ルールに精通した弁護士による助言・当局対応のサポートが可能な点に特徴があるといえます。

現に、多くの上場準備企業とも顧問契約を締結し、日常的な法律相談にとどまらず、企業内不祥事の調査等の有事対応まで含めた、幅広いリーガルサービスを提供しています。近時は、東証市場区分の再編を受け、IPOではなく、M&Aによる会社売却を選択するオーナーも増えており、売主のリーガルアドバイザーとして対応するケースが増加しています。

当事務所は、今後も、クライアントの置かれた立場・ニーズに応じた、的確かつ幅広いリーガルサービスの提供を行って参ります。



弁護士法人北浜法律事務所
弁護士等数: 弁護士92名、外国法事務弁護士2名、中国律師1名、司法書士1名(2022年11月末現在)
代表弁護士: 森本宏(大阪弁護士会)
URL: <https://www.kitahama.or.jp/>

北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088(代表)

弁護士法人 北浜法律事務所 東京事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階
TEL: 03-5219-5151(代表)

弁護士法人 北浜法律事務所 福岡事務所
〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990(代表)

お問い合わせ先
Mail: kp-info@kitahama.or.jp

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、 IPO 準備・審査対応から上場企業法務・M&A までを シームレスに対応

ベンチャー・スタートアップ企業とIPO

当所は、上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で（一部、社外役員として関与している会社もあります）、IPO（新規株式上場）やM&A案件を中心に手掛けています。

IPOは企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の1つです。当所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、資金調達やストック・オプションの発行、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制（労務管理、知財管理、情報管理、広告管理、その他）およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項への対応、上場審査対応への法的助言等のリーガル・サポートを行っています。

その結果、当所開設以来、直近11年間で70社以上の顧問先及び社外役員関与先（以下「顧問先等」といいます）がIPOを果たされました。ここ数年、わが国の年間IPO件数（TOKYO PRO Marketは除きます）は80社から90社程度の水準で推移しています（2021年は125社でしたので例外です）が、当所の顧問先等は、毎年、一定数のIPOを達成しています。その他、現在、IPOを準備している顧問先等は数十社あります。クライアントは、証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPOコンサルタントや土業の方等のIPO関係者から紹介されることが多いことから、IPO関係者からこれまでの実績が高く評価されているものと自負しています。

当所の顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネ

ルギー、宇宙など多岐にわたります。ITを駆使してイノベーションを起こしたり、テクノロジーを開発したりする、Tech系企業も多く、AIの研究・開発をしている会社、企業で使用する様々なシステムをSaaS（Software as a Service）で提供している会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、再生医療を提供する会社からウェブサイトに対するサイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスでIPOを果たした会社もあります。その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度、大半の株式をプライベート・エクイティ（PE）ファンドに売却し、その後にIPOを目指す企業や、創業数十年の老舗企業もあります。

当所では、上場申請を行う期（申請期）の2期前（直前前期）くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、視座の高い会社などはシリーズA（ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド）やシリーズB（同じく2番目のラウンド）から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

顧問先上場企業の増加

当所では、IPO後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。そのため、毎年、上場企業の顧問先等も増加しています。成功している企業は例外なくIPOを果たしていることを実感しています。

上場後は、事業や人事労務や知的財産等に関する通常の相談のほか、他社との業務提携や資本提携、ディスクロージャーやインサイダー取引関連の相談に乗る機会も多く、株主や株主総会の対応・対策等も行っています。



M&A、資本提携及び出資案件の広がり

また、IPO後、オーガニックな成長に加え、さらなる飛躍のための成長戦略の一手として、M&Aが選択されることも多く、当所では、スキームの策定（株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、第三者割当による新株発行）・スケジュール策定・管理、法務デュー・ディリジェンス（労務DDや知財DDも含みます）、秘密保持契約（NDA）、基本合意書（MOU）、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書といった契約書の作成等を行っております。最近では顧問先ではない上場企業や大企業、PEファンドからのM&Aの依頼も増えています。

また、株式譲渡、事業譲渡、株式交換等だけでなく、第三者割当による新株発行等マイノリティ出資案件も多く手掛けてきました。

その他、持株会社（ホールディングス）化や組織再編のための株式移転や会社分割等も手掛けています。昨今、上場後にホールディングス化を進める企業が増えていますが、スキームとしては大きく株式移転と会社分割の2つがあります。前者の株式移転では、株式移転により新たに創設された親会社のテクニカル上場が必要となります。これは上場会社が組織再編行為などによって上場廃止となる問題を回避するための制度ですが、改めての審査が必要であったり証券コードが変わってしまったりすることから、よく検討して選択する必要があります。後者の会社分割は、上場企業が上場したままホールディングス化でき（再度の審査

手続がない）、かつ事業譲渡などに比べて契約等の承継が容易なため、選択されることが多いという印象です。

M&A案件は、もともとM&Aコンサルティングファーム・M&A仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPOした顧問先からの依頼が急増しています。また、当所の評判をお聞きになったファンドや大企業のM&A部署からのご依頼も増加しています。こういったM&A案件は、ここ数年、

大小合わせて毎年30件以上の案件を手掛けていて、年々増加しています。最近では、上場企業を対象会社とするM&Aに関わる機会も増えてきました。

他方、セルサイド案件も目立つようになってきました。IPOを目指す過程でM&A（売却）に切り替える経営者、事業を作っては売却するシリアルアントレプレナー（連続起業家）、一旦、発行済株式総数の過半数から3分の2程度を売却しつつ、その上でIPOを目指す経営者などもいらっしゃいます。

また、株式の譲渡先も事業会社だけではなくPEファンドを活用するケースも増加しています。

当所としましては、IPOとともに、M&Aにも注力していきたいと考えています。

フォーサイト総合法律事務所 Foresight Law Office

フォーサイト総合法律事務所
弁護士数：20名（2022年12月末現在）
代表パートナー弁護士：大村健（第二東京弁護士会）
〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル15階
TEL：03-6457-9481
URL：https://www.foresight-law.gr.jp/

当所は、弁護士20名と司法書士1名が所属し、上場企業及び上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近11年間で、70社以上の顧問先等がIPOを果たしている。そのほか、毎年30件以上のM&A案件を手掛ける。

お問い合わせ先
TEL：03-6457-9481

創・佐藤法律事務所

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです

当事務所のHistory

当事務所は2015年にパートナー弁護士の斎藤創によって設立されて以来、各種上場企業・中堅企業やいわゆるPEファンド(プライベートエクイティファンド)やVC(ベンチャーキャピタル)といったファンドをクライアントに、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等幅広い業務に関する法的アドバイスを提供しております。また、当事務所はいわゆる大手/外資系法律事務所パートナーが独立してスタートしたブティックファームの一つとなりますが、スタートアップ、新規事業支援にも力を入れており、ビジネス、金融、テクノロジーが交錯する複雑な法規制上の問題を解決してきました。

現在は、港区赤坂と千代田区丸の内に2つのオフィスを構えており、赤坂オフィスは主にフィンテックやブロックチェーン等を活用したプロダクトに対するリーガルアドバイスを中心とし、丸の内オフィスはM&A、ファンド関連業務を中心として、それぞれサービスを展開しております。

当事務所のMission・Vision・Value

当事務所が目指すのは、クライアントの意思決定プロセスを最も熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供することです。そのため、丁寧に担当者からヒアリングを実施してクライアントの事業への理解を深め、案件に関わっていく姿勢を重視しています。パートナー弁護士の佐藤は、「法的リスクを指摘した上でリスクを取れるかビジネスジャ

ッジを徒らに求めたり、コストがかかる対案を示したりする程度ではアドバイザーとして不十分でしょう。例えば、M&A後の労働条件の設定一つとっても、事業計画への理解がなければ、人的資源の不足など契約内容と事業計画の乖離に気づくことができません。事業計画への理解と協働が、クライアントの収益に貢献するアドバイザーとして不可欠と考えています。」と語ります。

当事務所のクライアントワークの傾向

東京証券取引所が昨年4月に行われた4市場(市場第一部、市場第二部、ジャスダック、マザーズ)から3市場(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場)に区分変更する市場再編の影響や、新型コロナウイルス(COVID-19)による緊急事態宣言が各業界に与えた影響が起点となったM&A等、日本のM&A市場全体が拡大傾向にあります。このような中、当事務所でもM&Aの当事者であるプライベートエクイティファンドや買い手企業又は売り手企業を代理することがさらに多くなっております。このようなクライアントは、直接当事務所にコンタクトし当事務所をリーガルアドバイザーとしてアサインいただくこともあれば、所謂FA(Financial Advisor)様やM&Aの仲介業者様から当事務所をご紹介いただき、リーガルアドバイザーを務めさせていただくことも近年格段に増加しております。

当事務所は、M&Aを中心としたディールに多数関与させていただいておりますが、その大半がFA様や仲介業者様を中心とした他のプロフェッショナルの皆様とフォーメーションを組んでおります。また、このような、他のプロフェッショナルの皆様との間でできたネットワークを活用し、

M&Aにあたっては当事務所から他のプロフェッショナルの皆様に対して案件をご紹介させていただくなど、他のプロフェッショナルの皆様と双方向でM&A業界の活性化のための取り組みをさせていただいております。

また、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)に関する組成の案件も引き続き増加しております。CVCは、コーポレートガバナンス・コード等によって上場株式への直接投資やいわゆる準投資のハードルが高くなる中、本業とのシナジーを意識しながら資金を活用する手法として近年活発化してきた印象があります。当事務所は、PEファンドやVCへの法的な助言を多数行う法律事務所として知名度を有することからこのような企業のニーズに対応するサービスとしてCVC組成プロジェクトチームを有しております。

近年の傾向への対応

近年は、当事務所においても、ヘルスケア系の事業を行う企業が関与するM&Aが増加しております。ヘルスケア系の事業においては、医療法、医師法、薬剤師法、薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)その他複数の法律が関係し、近時法改正も頻繁に行われております。また、パートナー弁護士の佐藤は、「直近では、Web3.0といったテクノロジーの分野が急速に盛り上がってきております。これに伴い、Web3.0関連事業の新規事業や投資のご相談もあります。」と語ります。

当事務所の世界的な評価

パートナー弁護士の斎藤創は、Chambers Asia Pacificにおいて日本のFinTech弁護士、Best



Lawyers rankings 2023において日本における金融機関規制法とFinTech分野の弁護士として、パートナー弁護士の佐藤は、Best Lawyers rankings 2023において日本におけるCorporate and M&A Law分野の弁護士として、それぞれランクインしています。また、昨年は、Legal 500において、FinTech及びInvestment Funds領域でLeading Firmとして選出されています。弁護士の砂田は、「私はPEファンドのパートナーでもあります。ファンド関連業務に関する当事務所の弁護士のスキルは日本でも最高水準と考えています。」と語ります。

今年も志を同じくするプロフェッショナルが参画し、当事務所のサービスの質と幅はより一層強固なものとなっております。

創・佐藤法律事務所

弁護士数: 弁護士8名(2022年11月末現在)
代表弁護士: 佐藤有紀(丸の内オフィス) 第一東京弁護士会
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階937区
URL: <https://innovationlaw.jp/>
TEL: 03-6275-6080
Mail: plc@innovationlaw.jp

当事務所は、渉外・大手法律事務所出身の弁護士が立ち上げたブティックファームです。ファンド・上場企業・中堅企業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。

弁護士法人淀屋橋・山上合同

変化の激しい現代において、
「世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える」ために
クライアントに常に寄り添い、「新しい挑戦」をし続ける組織

世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える

弁護士法人淀屋橋・山上合同(以下「淀屋橋・山上合同」)は、2002年4月に日本弁護士連合会届出第1号の弁護士法人として設立された総合法律事務所です。2022年9月時点では、弁護士66名(うち台湾律師1名)を擁し、前身である米田実法律事務所の設立から数えると創業60年以上の伝統がある法律事務所です。

淀屋橋・山上合同は、理念として「世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える」ことを掲げています。急激な変化を続ける今日の社会においては、ビジネススキームやビジネスを取り巻くリスク環境は益々複雑・多様化し、高度化しつつありますが、これに的確かつ迅速に対応し、クライアントの利便性の一層の向上を図るとともに、規模の拡大や業務の専門化・国際化に努めることにより、さらに広く世界中の人々に対する法的サービスを提供したいとの願いを込めた理念です。

●企業のライフサイクルに合わせた総合支援の例

創業期
・特許／ライセンス支援
・ルールメイキング支援
・資本政策支援
・タックスプランニング
・ビジネスモデルチェック／法令順守体制整備等
成長期
・労務支援
・IPO／早期売却(Exit)支援
・資本業務提携支援
・ファイナンス対応等

成熟期
・M&A対応(Sell side／Buy side)
・カープアウト／スピンオフ／スピンアウト対応
・グループ内再編支援等
衰退期
・法的／私的再生手続実施
・スポンサー招聘支援
・取引先／金融機関対応
・株主／従業員対応等
清算期
・清算手続実施
・事業及び資産の売却
・経営者保証対応等

取り扱う業務内容は、訴訟、M&A・コーポレートガバナンス等の会社法務、ファイナンス業務の他、倒産・企業再生分野や労働分野、知的財産分野、中国・アジア関係を含めた渉外分野、独禁法分野、不動産分野、税務分野、スタートアッププラクティスやスポーツプラクティス、家事・刑事等、極めて多岐にわたります。

事務所を構成する弁護士も実に多種多様であり、裁判官経験者や検察官経験者、大学教授、外国弁護士資格保有者又は外国司法試験合格者(中国・米国・シンガポール等)、社会人(一般企業・公務員)経験者、弁理士等の資格保有者等の人材を積極的に受け入れているのも特徴の一つといえます。

また、希望する留学先に留学した所属弁護士も多く、その留学先も、アメリカ、イギリス、ドイツ、オランダ、シンガポール、タイ、インドネシア、中国、香港、台湾、韓国と多岐にわたることも大きな特徴の一つです。

さらに、出向を経験した所属弁護士も多く、主な出向先としては、金融庁、証券取引等監視委員



東京事務所
井口敦弁護士(58期)
証券取引等監視委員会(SEC)出向。主任証券調査官として粉飾決算に代表される有価証券報告書といった開示書類の虚偽記載についての課徴金調査・審査を経験。現在は主にM&Aや金融関連法務等に従事しています。



大阪事務所
大林良寛弁護士(61期)
シンガポール国立大学留学。LL.M.(Master of Laws、法学修士)取得後、シンガポールの司法試験に合格(日本人として2人目)。現在は主に日本企業のアジア内での企業活動を法務面からサポートしています。



大阪事務所
木村浩之弁護士(63期)
元国税庁職員。ライデン大学留学。国際租税センターで国際租税実務の最前線を学び、オランダ・シンガポールでの実務経験を経て、現在は国際企業・企業オーナー・超富裕層向けの税務・企業法務・資産承継等に従事しています。



東京事務所
石原遥平弁護士(64期)
スタートアップ企業出向。上場準備チームマネージャーとして東証マザーズ市場上場を経験。現在はシェアリングエコノミーという新たな分野を中心にルールメイキング等弁護士の新たな業務分野の開拓に従事しています。

会、地域経済活性化支援機構(REVIC)、国税不服審判所、スタートアップ企業などがあります。

クライアントの業種も極めて幅広く、銀行・証券会社等の金融機関、住宅・建設・不動産業、テレビ局や新聞社等のマスコミ、総合小売業、電力会社、鉄鋼・自動車等の製造業、プロスポーツチーム、スタートアップ等、殆どの業種の事件・相談に対応しています。

企業のライフサイクルに合わせた各分野の専門家チームによる総合的な支援

淀屋橋・山上合同は、顧問先企業が優に1000社を超えていることもあり、様々な業種の企業の日常的な法律相談や訴訟の経験を通じて業界ごとの固有のトラブルや商慣習についての理解が非常に深いことが特徴です。

また、企業のライフサイクルに合わせて適切な人員をアサインし、最適なチーム編成で総合的に支援することが可能です。具体的な例を挙げると左頁図表のとおりです。

「新しい挑戦」をし続ける組織

前述のとおり、事務所を構成する弁護士も実に多種多様ですが、特に「新しい挑戦」を体現している弁護士を上記で紹介します。

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

Yodoyabashi & Yamagami Legal Professional Corporation

弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士数:66名(うち台湾律師1名)(2022年11月末現在)

大阪事務所 (大阪弁護士会所属)
〒541-0046
大阪市中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル9階
TEL:06-6202-3355(代表)

東京事務所 (第一東京弁護士会所属)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-3-2
郵船ビルディング4階
TEL:03-626-1200(代表)

URL: <http://www.yglpc.com/>
Mail: info@yglpc.com

弁護士法人イノベンティア 弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により知的財産法務の 総合的なサポートを提供

知的財産及びその周辺領域の 法務サービスと出願業務を ワンストップで提供

2021年6月、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが改訂され、新たに、知的財産情報の開示と知的財産への投資についての取締役会の監督義務が盛り込まれました。知的財産に積極的に投資して経営に活かし、投資家に開示するという視点は、特に上場企業において重要性を増しており、強くかつ効率的な知財戦略を構築し、自社の知的財産を守るとともに、しっかりと活用することが、極めて重要な経営の基盤となり、また、時に企業存続の生命線ともなっています。

イノベンティアは、創業時から知的財産権に関連する網羅的なサービスの提供を業務の柱としており、弁護士と弁理士が協働して、知的財産権の取得から活用、行使までをワンストップでサポートしています。

具体的には、権利取得の段階においては、紛争も見据えた「強い権利」を取得できるよう、知財戦略の構築のサポートや出願手続を行うほか、発明の奨励とさらなる創出のために、適切な職務発明制度の構築に関する助言をしています。また、知財の活用の側面においては、他社との共同開発による事業化や、ライセンスなどによる経済利用が行われるところ、イノベンティアでは、こういった活動に必要となる各種契約の作成やレビューについても、国内契約、国際契約ともに豊富な経験を有しています。さらに、紛争の局面においても、弁護士と弁理士が協働して対応することにより、法律・技術の双方にわたって、攻撃と防御のいずれについても隙のない戦略を構築することができるほか、実戦から得た知見に基づき、第三者の権

利への抵触や、有効性に係る鑑定、また、これらの結果に基づいた事業活動における幅広い助言を行っています。

加えて、イノベンティアは、特許分野のみならず、ブランドや工業デザイン、ソフトウェアその他のコンテンツ、データ、営業秘密など、全ての知的財産法分野に豊富な経験と知見を有しており、企業の日常的な相談から紛争対応まで、あらゆるニーズにお応えしています。

企業のDX推進に関する 法務・知財分野の知見の提供

昨今、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が推進され、法務部門や知財部門では、それに伴う契約や知財といった法的問題に対応する必要が生じ、これまでITやソフトウェアの開発、知的財産などの問題になじみの薄かった企業においても、これらの分野に関連する各種契約を作成ないし検討するほか、事業活動に伴う様々な法律・知財問題に対応していくことが喫緊の課題となっています。

イノベンティアでは、IT分野においても、権利化から契約、紛争対応まで、網羅的なリーガルサービスを手掛けてきたほか、DXを推進する企業の法務・知財ニーズに応えるため、早い段階から様々な相談に応じています。

国際法務を含む 総合的な法務サポート

イノベンティアは、知的財産やその周辺領域におけるサービスのみならず、企業の法務部門を総合的にサポートする体制も備えています。特に、法律事務所利用時の法務担当者の負荷を可及的に軽減して積極的な活用を可能にするとともに、法



務部門の業務効率の向上、固定費削減に資することには注力してきました。

具体的なサービスとして、契約書のレビューに特化することで弊所のサービスを社内ワークフローに組み込めるように工夫した「InnoReview」や、一元化した料金体系による総合法律支援サービスである「InnoCounsel」は、多くの企業クライアントから好評を得ています。

また、外国法の有資格者や留学経験のある弁護士が複数在籍しているため、英文の契約書レビューや外資系企業とのやり取りについても円滑に対応しているほか、海外の法律事務所と連携することで、外国法令の調査、外国法準拠の契約書のレビューにも対応している点も特徴です。

さらに、イノベンティアの弁護士・弁理士は、国際仲裁や外国での特許権侵害訴訟のサポートについても、豊富な実戦経験と強力な海外ネットワークを有しているため、平時のみならず、紛争という有事の場においても、その地域や手続に即した適切な助言を行うことができ、また、こうした経験に基づき、日常業務における予防的アドバイスをを行うことができます。

弁護士法人イノベンティア・
弁理士法人イノベンティア
弁護士等数：弁護士14名、外国弁護士1名、弁理士6名
(2022年11月末現在)
代表弁護士：飯島 歩（第一東京弁護士会）
URL：<https://innoventier.com/>

大阪事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田2-4-9ブリーゼタワー12階
TEL：06-6346-7580

東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
TEL：03-6261-6581

知的財産法について専門的知識を有し、国内外の紛争解決や各種取引に関して豊富な経験を積んだ弁護士・弁理士によって2016年4月に設立され、現在は、法律業務を行う弁護士法人イノベンティアと権利化を主たる業務とする弁理士法人イノベンティアとのパートナーシップ形態をとっています。知的財産法を中心とする事業者向けのサービスに特化することによって、高度に専門的なサービスの提供を可能にするとともに、強力な外部ネットワークを活用し、製造、IT、情報通信、運輸物流、物販、各種サービス業など、技術やブランドを事業の中核とする企業クライアントの様々な法務ニーズに応えています。

弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件にも強いジェネラリスト 信頼関係に基づく真に身近なパートナー

気軽なコミュニケーションを通じた 「かかりつけ」弁護士として 紛争の予防と解決に資する

今、ご利用の弁護士には、本当の意味で遠慮や気兼ねなくご相談ができていますか？せっかく顧問契約をして固定費を支払っているのに、気軽な相談をしにくいという話をよく耳にします。

顧問料は保険料ではなく、日常的なサービスへの対価です。弁護士は、早めに相談することで真価を発揮します。有事の際はもちろん、平時にも気軽なコミュニケーションを取ることで紛争を予防することができます。

当事務所は、クライアントの真のパートナーとして寄り添い、どんなときも、どんなことも、忖度なくご相談いただける存在でありたいと考えます。

経営者は孤独です。特に一人で判断しなければならない中小企業の経営者は尚更です。そんな皆様の信頼できる話し相手でありたいと思います。また、大企業にも「日常使い」しやすいとご好評をいただいております。案件に応じて大手事務所と併用いただくことも多くございます。

中小企業の国際ビジネスを 支援して日本経済に活力を与える

当事務所のサービス分野は多岐にわたりますが、国際ビジネスのサポートをひとつの柱としています。英文による各契約の作成や交渉、外国企業とのM&Aや紛争対応、外国拠点の設立などにつき、ワンストップでサポートしています。ニューヨーク州の資格も有する代表弁護士は米国での勤務経験もあり、国際法曹団体での活動等も通じた独自の国際的なネットワークを築いております。対応

エリアは、北米に限らず、欧州、アジアの主要国に、信頼できるローカルパートナーがおり、案件に応じた協働が可能です。

この分野で特に注力しているのが中小企業の支援です。国内需要が縮小傾向にある日本において、技術力のある中小企業が存続、発展していく鍵は海外展開にあると考えます。しかし、大規模又は外資系の事務所以外で、国際案件に対応できる事務所は限られているため、そこへの法的サポートが不足しています。当事務所には、国際ビジネスの経験も語学力もない方もよくご相談に来られますが、基本的な心構えから丁寧に説明させていただいております。

すでに実績がある企業はもちろん、これから国際ビジネスに挑戦しようという企業も親身にサポートし、リスクを最小限にとどめ、発展に寄与したいと考えています。

サービスの品質はもちろん、スピード、 バランス感覚、合理的な費用体系を重視する

専門家としてサービスを高品質に保つことは当然ですが、クライアントの伴走者として、ビジネスに沿ったスピード感とバランス感覚が極めて重要であると考えます。

依頼した弁護士の反応が遅いという不満をよく耳にしますが、ビジネスあつての弁護士業務ですから、弁護士がビジネスのスピードを阻害することはあってはなりません。

また、弁護士に相談しても、教科書的な回答しか得られず、結局は自分で判断しなければならないという声も多いです。それは、担当の弁護士が自分の責任で意見を述べられないことにも起因するかもしれませんが、弁護士は、単に法的意見を述べるだけではなく、ビジネスの実情に照らし、

クライアントに現実的な指針を与えるところまで踏み込むことで、存在意義が生まれると考えます。

そして、弁護士費用は高いとのイメージを持っていますが、それは一律でのタイムチャージが理由であることが多いといえます。当事務所では、事案に応じて固定制や上制限を設けたり、複数の弁護士が同時にチャージすることによる高額化を抑制するなど、費用の合理化に努めています。柔軟な費用設計は、独立系事務所ならではのメリットといえます。

一般企業法務、紛争解決から国際案件まで ~求められるジェネラリストに~

(1) 幅広い対応分野

当事務所の対応分野は多岐にわたります。上記の国際案件はもちろん、コーポレート、各種取引契約、人事労務、知的財産、不動産、そして紛争解決まで、企業の運営や取引に伴って一般的に生じる一連の不安や悩みを解消いたします。

当事務所は少数精鋭のジェネラリストです。

弁護士業界、特に大規模事務所では分野の専門化が進んでいる中、当事務所は、各分野の全てにおいてそのような専門家と同等であると申し上げるつもりはありません。しかし、どのような案件でもワンストップで相談できる存在は引き続き求められていると感じています。特別な知識やノウハウが必要な案件については、責任をもって適切なチームを組んで対応いたします。

(2) 紛争解決の経験を踏まえた紛争予防

当事務所は、訴訟等の法的手続を含む紛争解決にも日常的に取り組んでおります。

弁護士の専門化に伴い、自身では裁判所には行かないという弁護士も増えていきます。M&A専門の弁護士はM&Aのみを業務とし、紛争となった場合は訴訟専門の弁護士が対応する、といった分業も進みつつあります。それは、高度な案件に対応するには適する場合もありますが、契約交渉をはじめとする紛争の予防にあたり、紛争を自ら経験しているかどうかは、とても重要な意味を持つと考えます。

医者と同様に、弁護士は、病気(紛争)になってからではなく、それを事前に予防する役割が重要です。紛争を防ぐには、法的手続へと進んだ場合



樋口一磨弁護士(代表パートナー)
99年慶應義塾大学法学部卒。03年弁護士登録。
07年米シガン大学LLM。08年ニューヨーク州弁護士登録。
22年公認不正検査士登録。メディアへのコメント・出演多数。

を含めた将来のシミュレーションが重要となりますが、そこでは実際の紛争対応の経験が生きてきます。

当事務所では様々な状況に対応いたしますので、どのような案件でもお気軽にお問合せください。

弁護士法人樋口国際法律事務所

弁護士数: 5名(2022年11月末日現在)
代表弁護士: 樋口一磨(東京弁護士会)
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-2-1
カルフル神田ビル7階
TEL: 03-5207-3337
URL: <http://www.higuchi-law.jp>
Mail: info@higuchi-law.jp

◎主な業務内容

国内: コーポレート／コンプライアンス／M&A／フランチャイズ／人事労務／知的財産／IT／各種契約(外資系企業との交渉を含む)／訴訟、調停等による紛争解決
国外: 外国企業との供給契約、販売店契約、ライセンス契約、フランチャイズ契約、合併契約等／外国企業とのM&A／外国現地法人の設立支援／外国企業との紛争解決(米国、欧州、アジアの主要国に広く対応)

◎所属弁護士による主な著書等(共著含む)

『中小企業海外展開支援 法務アドバイス』(経済法令研究会、2013)、『中小企業法務のすべて』(商事法務、2017)、『International Commercial Agency and Distribution Agreements』(Wolters Kluwer、2017)、『ポイントがわかる! 国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』(日本加除出版、2019)ほか多数。

代表の樋口弁護士はメディア出演も多数。

弁護士法人Global HR Strategy・GHRS法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的リスク

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2021年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約173万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。

このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると思います。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。

そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存

在します。

私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月に設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategy及び同法人が設置するGHRS法律事務所に所属する弁護士は6名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従

来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標にしております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留諸申請についても、弁護士が受任し、出入国在留管理局への取次業務を行っています。

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例:事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例:有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しており

ます。

このような、在留諸申請や許認可の得失を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留諸申請や許認可に対する深い理解のもと、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して2年の大変若い法人ですが、上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

今後も、外国人雇用分野に注力し、業務を通じて法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

Global HR Strategy

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会)
GHRS 法律事務所

弁護士数:6名(2022年11月末日現在)
代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目19番8号
赤坂2丁目アネックス2階
TEL:03-6441-2996
URL:https://www.ghrs.law/about/

在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、企業法務で求められる高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設。



のぞみ総合法律事務所

複数の専門性が交錯する案件にも 迅速かつ柔軟に対応

のぞみ総合法律事務所の概要

のぞみ総合法律事務所は、1995年に設立され、43名(2022年11月末現在。外国法事務弁護士1名を含む。)の弁護士が在籍する都内の法律事務所です。

当事務所は、依頼者の「のぞみ」を叶え、依頼者に笑顔で帰っていただくことを常に目指しています。そのために、「高い専門性」、「迅速かつ柔軟な解決力」、「依頼者に寄り添う協調力」及び「明るく前を向く推進力」を理念として掲げ、質の高いリーガルサービスを提供すべく、日々業務に取り組んでいます。

当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、業務分野は、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、行政事件、刑事弁護、エンターテインメント・スポーツ、各種国際法務等、多岐にわたります。

クライアント層も幅広く、大手企業から地方・中小企業、各種法人、外国企業、個人の方等、様々なクライアントのニーズに対応しているほか、クライアントの業種・業態も、金融機関、メーカー、建設・エンジニアリング、鉄道・航空、総合商社、教育機関、財団、医療機関、飲食、エンターテインメント・スポーツ関連団体等、あらゆる分野に及びます。

多様な経験を踏まえた専門性に強み

(1) 行政当局への出向経験等を踏まえた高い専門性

当事務所の強みの1つは、行政当局への出向経験者等を多数擁していることです。当事務所には、検察庁、日本銀行、金融庁、証券取引等監視委員

会、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、国税不服審判所、地方公共団体等の行政当局等での執務経験を有する弁護士が多数所属しています。

当事務所では、そうした豊富な経験をもとに、各分野において、机上のものにとどまらない活きた専門性の追求を常に目指しており、規制対応等の分野において、当局実務を踏まえた迅速かつ有機的な法的サービスの提供を行っています。

(2) インハウス・社外役員経験を踏まえた助言、企業派遣によるサポート等

当事務所には、インハウス(社内弁護士)や社外役員の経験を有する弁護士も多く在籍しています。そこでの経験を踏まえ、VUCAと呼ばれる変化の激しい環境下における企業活動において、企業実務に即した助言等を行っています。

また、弁護士の企業派遣(企業内法務人材としての出向)も積極的に行っており、当該企業における法務人材の一員として、当該企業のニーズに即した専門性と総合性に裏打ちされたサポートを行っています。

コンプライアンスを支える危機管理対応と実践的な社内研修に強み

当事務所は、危機管理対応とコンプライアンス・センスを鍛える社内研修の両輪で、クライアントのコンプライアンス推進をサポートしています。

(1) 実践的な危機管理対応による

コンプライアンスの推進をサポート

危機管理対応においては、行政当局等での執務経験や豊富なメディア対応の経験等を有する弁護士を中心として、調査活動やメディア対応等において実践的なサポートを提供しています。近年でも、大規模な会計不正や談合事件の調査から、企

業犯罪や贈収賄の特捜部事件弁護、不祥事発生時のメディア対応やSNS上での名誉毀損・誹謗中傷対応まで、危機管理案件を幅広く取り扱っており、有事におけるコンプライアンス推進のための豊富な経験を有しています。

(2) 社内研修によるコンプライアンス・センスの醸成をサポート

また、当事務所では、社内研修を通じた役員・管理職・従業員それぞれのコンプライアンス・センスの醸成も重視しており、各クライアントの実情に即した実践的な社内研修を実施しています。最近では、公益通報者保護法や個人情報保護法の改正等に関する研修を数多く実施しましたが、改正法の内容についての情報提供にとどまらず、クライアントごとに、経営陣の意識や現場に即した事例・説明を採り入れるなど、研修内容を作り込み、聴講者の腑に落ちる研修となるよう、力を入れて取り組んでいます。

国際法務における総合的なサポート

当事務所では、米国法務、韓国法務、東南アジア法務を中心に、クロスボーダーのM&Aやジョイントベンチャー案件から、国際紛争解決まで幅広い国際法務を取り扱っています。

米国法務に関しては、米国ロサンゼルスにオフィスを設置しており、米国の弁護士資格と米国ローファームでの執務経験を有する弁護士2名が所属しています。韓国法務に関しては、韓国の法律事務所での執務経験を有し、韓国語での意思疎通や文書作成を含め、韓国関連案件に精通した弁護士が複数在籍しています。東南アジア法務については、東南アジアでのビジネスの中心となるシンガポールへの留学や執務経験を有する弁護士が複数在籍しています。

2022年には、国際仲裁等を主な取扱分野とする外国法事務弁護士(スイス・EUにて弁護士登録)を新たに迎え入れ、国際紛争の解決の分野においても更なる強化を図っています。

異なる専門性が交錯する複雑な案件にも柔軟に対応

当事務所は、硬直的な部門制を敷いておらず、



案件ごとにベストなメンバーを組成しており、異なる複数の専門性が交錯する案件についても、必要十分なメンバーによるワンストップでの迅速かつ柔軟な解決に努めています。

例えば、コーポレート・M&Aと言われるような案件であっても、許認可やインサイダー取引規制等が関係して当局対応が必要となるケースやメディア戦略が重要となりマスコミ対応が必要となるケースもあります。当事務所の場合、そのいずれにも精通した弁護士がワンストップで対応することにより、総合的・有機的なサービスを提供することができます。

今後も、こうした当事務所の特長を活かしながら、“Best for Clients”を目指し、クライアントの皆様へ寄り添い、共に成長しながら、歩みを進めていける存在でありたいと考えています。

のぞみ総合法律事務所

弁護士数: 43名(外国法事務弁護士1名を含む)(2022年11月末現在)
代表弁護士: 矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町3丁目2番地
ヒューリック麹町ビル8階
TEL: 03-3265-3851
URL: <https://www.nozomisogo.gr.jp/>

のぞみ総合法律事務所は、東京都千代田区及び米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う総合法律事務所です。「依頼者の「のぞみ」を叶える専門家集団」として、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」からなる「のぞみの理念」を胸に、質の高いリーガルサービスの提供を追求しています。当事務所へのお問い合わせは、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームまでご連絡ください。案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や当事務所ニュースレターに関するお問い合わせも受け付けています。オンラインでのご相談にも対応しています。

お問い合わせ先
<https://www.nozomisogo.gr.jp/contact>

錦天城法律事務所

中国の大手総合法律事務所、東京オフィスの新設で 日本企業による対中ビジネスへのリーガルサポートを強化

上海に本部を置く総合法律事務所、 錦天城法律事務所

日本企業の海外進出拠点数が3.1万社[※]と、世界でも群を抜いて多い国、中国。なかでも、上海とその周辺には2.2万社を超える日系企業が集結しています。その上海のランドマークの一つである超高層ビル、上海タワーに本部を構える同市最大規模の総合法律事務所が錦天城法律事務所です。1999年に上海で発足した当事務所は、現在では北京・深圳・蘇州・青島・広州はもとより、中国全土をカバーする23都市にオフィスを展開、中国本土以外では香港・ロンドン・シアトル・シンガポールに続いて5カ所目となる、待望の東京オフィスを2022年4月に新設しました。

当事務所に所属する中国人弁護士は、総勢3,900名余りに上ります。そのうち、法学博士号の取得者は130名以上、海外留学や海外勤務経験者は1,000名を数え、多くは英語や日本語、韓国語、ドイツ語などに精通し、なおかつ海外の弁護士資格を保有する者も多数います。また、中国当局の招聘を

受けて国際投資・貿易、国際経済協力条約の起草に参加した経歴や、中国の各政府部門、立法機関、国際的な大手法律事務所やグローバル企業での勤務経験を有するなど、中国のみならずグローバルな広い視野をもった層の厚い人材を擁し、総力を挙げてクライアントをサポートしています。

主な業務内容

当事務所の主な業務内容は右ページの表の通りです。企業法務全般にわたる幅広い問題に対応することが可能です。

日本企業へ、各拠点の知日派弁護士による シームレスな対中ビジネス法務支援

日本企業の対中ビジネスに関する法務支援は上海事務所設立当初から行っており、日本企業を専門とする日本業務部が担っています。同部門のメンバーは、多くが日本での留学や法律事務所での勤務経験などを有し、長年にわたり日本企業向けリーガルサービスの実務経験を蓄積してきた、上海・深圳・蘇州・青島オフィスなどに所属する弁護士からなります。日本語が流暢で日中の法律・商習慣・実務慣行をも熟知した日本業務部の弁護士たちが、様々な業界に属する日本企業の中国進出から撤退まで、M&Aや知的財産権の保護、コンプライアンス管理、労働人事、紛争解決など、日本企業の中国ビジネスをサポートしています。

当事務所によるワンストップかつシームレスなサポートは、変化の速い中国においてクライアントの速やかな事業展開に貢献することが可能です。対中ビジネスの各種法律問題に関するリーガルサービスをご検討の折には、まずはお気軽にご相談ください。



東京オフィス首席代表 葵 索 弁護士

●主要業務

証券・資本市場	中国内外での上場、上場会社の買収・重大資産の再編、上場企業のリファイナンス、国内外企業の債券発行など
銀行・ファイナンス	信託・資産管理、PE投資ファンド、保険・保険投資、サプライチェーン・ファイナンス、PPP、フィンテック、先物・デリバティブ、金融不良資産の処理、債権・資産証券化など
コーポレート・M&A	バイアウトファンド、コーポレートガバナンスとコンプライアンス、吸収合併・買収・事業再編、経営者結合による独占禁止法届出、インセンティブストックオプションなど
国際貿易	貿易救済措置（アンチダンピング・セーフガード）、WTO紛争解決、税関法、輸出入規制・貿易制裁、中国の対外貿易政策、サービス貿易、技術貿易障壁、国際貨物売買、国際運輸・保険、国際決済など
クロスボーダー投資	対外投資と「一帯一路」、外商直接投資、自由貿易区関連業務、クロスボーダー投資と取引スキームなど
不動産・建設プロジェクト	土地投資、不動産開発、不動産M&A取引、不動産企業の上場・投融資・再融資、不動産経営・管理、都市再開発、建設プロジェクト、インフラなど
知的財産	特許、商標、著作権、競争法（営業秘密保護に係る不正競争防止・独占禁止）、種苗法、知的財産権の税関保護などの行政手続き、権利行使、権利侵害訴訟など
海事・海商	海上貨物運送約款、海上保険、物流・貨物輸送代理、船舶融資・建造・売買、海上事故処理など
会社更生と清算	債務整理と債務再編、会社更生とアーマー再編、特殊資産の取引、会社の解散・清算・倒産、行政的な整理におけるリーガルサポート、破産に関する訴訟など
訴訟・仲裁	証券・金融・不動産とインフラ・コーポレート・ビジネス契約・クロスボーダー・行政・債権回収、執行、国際仲裁など
刑事	刑事弁護・刑事代理、不正・汚職防止調査及び刑事告訴、企業の刑事リスク防止及び刑事コンプライアンス、刑事リスクへの対応、法律研修など
税法	日常の税法相談、移転価格対応、税務コンプライアンス検証、個別税法コンサルティング、タックス・プランニング、税務評価対応、税務調査のサポート、税務行政不服審査・税務行政訴訟・税務民事訴訟の代理、税務犯罪の弁護など
親族関係・ウェルスマネジメント	婚姻関係等の相談、親族関係についての紛争解決、ウェルスマネジメント、ファミリービジネスの管理、チャリティ事業など
労働・社会保障	人事コンプライアンス及び規則の整備、競業禁止、労働契約書の管理、給与福祉及び業績評価・労働安全衛生及び個人情報保護、インセンティブ制度の構築、労働争議仲裁訴訟・人事争議処理及び法律研修など
インターネット・IT	モバイルインターネット、クラウドサービス・ビッグデータ、電子商取引、ショートビデオ・ライブ配信、集積回路、自動車のインターネット化・IoTとAI、個人情報保護対応、データ越境移転など
ヘルスケア・薬事	バイオ関係、医療器械、薬事関連に関わる取引、プライベートエクイティとベンチャー投資、会社運営とコンプライアンスガバナンス、紛争解決、総合的協同サービスなど
エネルギー・資源・環境保護	「カーボンニュートラル、カーボンピークアウト」関連リーガルサービス、グリーン金融商品の発行、グリーンテックビジネスサポートなど
流通・小売	ニューリテール・コンプライアンスのスキーム設計、消費苦情紛争処理、流通業界におけるデータ保護・活用、流通・小売分野の各種取引対応など



锦天城 律師事務所 ALLBRIGHT LAW OFFICES

錦天城法律事務所

ALLBRIGHT LAW OFFICES

中国人弁護士数:3,914名(2022年11月末日現在)
〒200120
中華人民共和国上海市浦東新区銀城中路501号
上海中心大廈9、11、12階
TEL:+86 21 2051-1000

錦天城外国法事務弁護士事務所

首席代表: 葵 索 弁護士(日本外国法事務弁護士、第二東京弁護士会登録)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目3番2号
郵船ビルディング1階
TEL:03-5533-8906、03-5533-8908
Mail:tokyooffice@allbrightlaw.com
URL:https://www.allbrightlaw.com/



当事務所は上海に本部を設置し、中国本土では、北京、杭州、深圳、蘇州、南京、成都、重慶、太原、青島、アモイ、天津、済南、合肥、鄭州、福州、南昌、西安、広州、長春、武漢、ウルムチ、海口、長沙の23都市に、中国本土外の国・地域では、香港、ロンドン、シアトル、シンガポール、東京にオフィスを設置しています。また、香港の法律事務所STEVENSON, WONG & CO. と共同経営を行い、イギリスのバード&バード法律事務所(Bird & Bird LLP)と戦略的提携関係を結んでいます。

増田パートナーズ法律事務所 Masuda & Partners Law Office

日本でいちばん尊敬される法律事務所を目指す

当事務所のビジョン

日本でいちばん尊敬される法律事務所でありたい。これが当事務所のビジョンです。

VUCAの時代において、世の中の動きは激しく、より不確実で複雑、不透明なものとなっています。そのような混沌とした時代には、単なる過去はもはや通用しません。ビジネスの世界において、クライアントが弁護士に求めるものは、法律の知識や助言にとどまらず、意思決定に至るまでに必要とされる幅広い智慧、洞察力や未来透視力だと考えています。

決断の支えとなる考え方、アイデア、もしくは判断プロセスに関与しながら、的確なアドバイスを行えることこそが、これからの時代に求められる弁護士の真の付加価値であり、当事務所が最も得意とする領域でもあるのです。

また、クライアントの意思決定に影響を及ぼす心的側面でのサポートも重要だと考えています。個人間の紛争はもちろんですが、企業意思決定の過程においても、複雑な利益が絡む事案には多くの人の心痛が伴います。その際に、私たちが、

法的助言を超えて、クライアントと喜び、不安、怒り、哀しみを共有しながらクライアントのマインドセットにも携わることができるような真の良きアドバイザーになること。これこそが、私たちの理念であり、社会的使命でもあるのです。それが当事務所のいう「日本でいちばん尊敬される法律事務所」ということです。

当事務所が事務所規模以外で求めるもの

米国ではワケテル・リプトン・ローゼン・アンド・カッツのように、小規模ながら最もプレステージが高いとされる法律事務所もあります。理想・理念を貫くには、事務所が小規模であることがかえって利点となる面が多々あります。

法律事務所の規模で見た場合、可能な仕事は三つに区分できるといいます。

一つ目は、マンパワーを使って一気呵成に達成する仕事です。これは大手でなければできません。大手の優位性でしょう。

二つ目は、弁護士個々人の資質が高ければ、規模に関係なくできる仕事。企業法務・金融法務であれ訴訟であれ、マンパワーではなく、弁護士の能力・資質に顧客が付くケースはとて多いのです。私が事務所設立当初から精力的に行っているコンプライアンスや不祥事対策や組織のあり方へのアドバイスなどは、法律を超えた、ある意味生き方の問題でもあり、また現場での実務経験も問われるフィールドですから、規模の大小は問われません。

また、当事務所、中でも代表パートナーの増田が主に関与している、上場企業を中心とした、社外役員(弁護士増田は、現在、野村證券、GMOインターネットの社外取締役及びジャパン・ホテル



代表弁護士：増田英次氏

野です。

三つ目は、小規模事務所ではできない仕事です。たとえばコンフリクト案件。また、採算上からして、大手では受けられない仕事もあります。しかし、規模の大小を問わず、弁護士が関与しなければならない事案は存在するのです。さらには、明らかに社会正義に反している事案にもかかわらず、大手法律事務所では諸事情から関与しない(できない)というケースもあります。

当事務所は、弁護士個人の能力が問われる領域、大手がやれない領域にフォーカスしています。サポートのスピード、クオリティ、幅の広さ、そしてクライアントが納得する報酬という条件さえ整えば、多くの相談に応えられるのです。

大手法律事務所が存在は重要です。しかし、小規模事務所だからこそ、価値観が多様化・複雑化した現代において活躍できる余地はとて多いと考えています。実際にも、当事務所では、日本を代表する数々の大手企業、ベンチャー企業がクライアントとなっています。

取扱い分野

当事務所は、会社法、金融商品取引法、M&A、コンプライアンス/コーポレートガバナンス、労働法、知的財産権に関する法的助言、企業間の訴訟・紛争対応等が中心ですが、近年は、コーポレートファイナンス/キャピタルマーケットにも注力しています。また、数は少ないものの、いわゆる一般民事事件や会社のエグゼクティブ(特に外

・リート投資法人の執行役員を務めています。)やM&Aの際に求められることがある第三者委員会への関与という領域も、個人の能力や資質に加え、利益相反の観点からも小規模事務所の優位性が働く分野です。

資系が多い)が関わる企業との紛争案件も扱っています。

このように、事業領域は、小事務所規模ながら幅広く、クライアントにしても銀行、証券、損害保険会社といった金融機関から製造業、サービス業までバラエティに富んでいます。

特に注力する分野

当事務所では、メリルリンチ日本証券(現BofA証券)のジェネラルカウンセルを20年以上務めた弁護士天野(シニアアドバイザー)の知見を活かし、今後は、今まで以上にインバウンドM&A、VCファンド、スタートアップ企業のファイナンスやIPOに関する法務に注力するとともに、上場企業の顧客のエクイティ・ファイナンスのニーズにも対応できるべく鋭意邁進してゆく所存です。



増田パートナーズ法律事務所 Masuda & Partners Law Office

弁護士数：パートナー4名、シニアアドバイザー(弁護士)1名、オブカウンセル2名(現・元大学教授)、アソシエイト6名、弁護士増田(代表パートナー)及び弁護士天野(シニアアドバイザー)はニューヨーク州弁護士の資格も保有(2022年11月末現在)
代表弁護士：増田英次(第一東京弁護士会)
〒101-0047
東京都千代田区内神田1-6-10 笠原ビルディング12階
TEL:03-5282-7611
URL: <http://www.msd-law.com/>
Mail: info@msd-law.com

会社法、金融商品取引法、M&A、コーポレートファイナンス/キャピタルマーケット、コンプライアンス/コーポレートガバナンス、労働法、知的財産権に関する法的助言、国内外の紛争解決等を中心とする、小規模でありながらも多方面の分野を扱う総合法律事務所です。代表パートナーの増田は、多くの上場、非上場企業で社外役員、コンプライアンス委員会委員等を務め、企業意思決定にも深く関与するとともに、コンプライアンスの分野において、新しい視点と法律以外の知見や智慧を取り入れた「エモーショナルコンプライアンス」なるものを提唱し、数多くの上場企業で研修を行っています。また、ベストロイヤーをはじめ、Asia Business Law Journalの「Japan's Top 100 Lawyers 2020」に選出されるなど受賞歴も多数ございます。

お問い合わせ先
Mail: info@msd-law.com



敬和綜合法律事務所

アクティビストの急増に対処を求められる 上場企業へのアドバイスに加え、 アクティビスト側へのアドバイスも

とある日の昼前、事務所にて

金融法務を専門とするパートナーの川東憲治弁護士、アソシエイトの西川智保弁護士の雑談する声

西川：(そろそろランチタイム…大きな案件の山も越えたり、何か美味しいものが食べたいなあ…)

川東：おや、西川先生、何を読んでるの。

西川：先生、お疲れ様です。懐かしいなあと思って、ビジネス法務の2022年2月号特別付録 BUSINESS LAW FIRMS 2022です。

川東：50頁の敬和綜合のページですね。

西川：弁護士職務経験を終えて、裁判官に復帰されたK先生、元気になってますかねえ…。

川東：この1年間は、M&Aやアクティビスト対応で疾風怒濤の忙しさでしたね。私は、一時、体重が随分減りましたよ。

西川：羨ましい(笑)。先生、何か美味しいものを食べて体重を戻しましょう！(例えば、今から)

川東：難しい案件だと、クライアント側の担当者の心理的、精神的な支えにもなってあげることが大事ですね。対応の迅速さも敬和綜合のウリですが、弁護士自身の体調管理も大切に。

西川：(さり気なくランチをご馳走になろうと思ったのに、スルーされた…残念。)

川東：ところで、K先生も一緒に担当していた上場企業のアクティビスト対応も一山越えましたね。

西川：はい!! M&Aも絡む案件で各当事者との間で締結される契約書や開示書類の準備、当局や銀行を含む多数当事者との調整に苦労しましたが、クライアントの希望に沿った結果を実現でき、今はホッとしています。自分へのご褒美に、美味しいものが食べたいなあと考えていたところです。

川東：しっかり休んでくださいね(笑)。今後も、



川東憲治弁護士(左)、西川智保弁護士(右)

上場企業クライアントの依頼で非上場企業を買収する新たなM&A案件が待っていますよ…!

アクティビスト

西川：ところで、上場企業を狙ったアクティビストの活動が日々報道され、益々活発化しています。

川東：日本の法制が諸外国と比較してアクティビストに有利な面があることや、四半世紀ぶりの円安水準から、特に外資系アクティビストの本邦への進出が気になります。

西川：一口にアクティビストといっても、その規模、性格や提案内容も多様化していますね。一方で、日本企業の多くは、物言わない安定株主に慣れてしまっていて、アクティビストに不慣れです。

川東：随分とこの分野に習熟、精通しましたね(笑)。しかし、東京証券取引所の新市場区分の下、流通株式比率を確保し、上場を維持するために、政策保有株式の解消を検討している企業も多いはずですよ。

西川：だとすると、安定株主が減るので、より一層アクティビスト対応が重要になってきそうです。

川東：ちなみに、敬和綜合は、特に外資系を中心に、アクティビストも相当数お手伝いしています。

アクティビスト側のお手伝いは、いわば「攻める」側で、「守り」の企業側とは別の面白さがありますね。うちのG先生は私と一緒にアクティビスト側のお手伝いをとても楽しそうにやっていますよ。

西川：(なんか怖い…)(汗) アクティビスト側からも企業側からもご依頼いただけるのは、会社法や金商法といった法律の条文アドバイスは当然ながら、経験を踏まえた実践的、実務的な助言や支援が評価された結果だと思います。

川東：先日も、数年来お手伝いしている上場企業のクライアントと、アクティビストとの面談の内容を踏まえた、今後の戦略等につき協議しましたね。

西川：アクティビストからの、面談や書簡を通じた、株主還元やM&A、事業再編などの要求・提案に対しては、アクティビストの特徴も勘案しつつ、クライアントである上場会社のビジネスや事業戦略を十分に理解した上でサポートするよう心掛けています。

川東：反対に、アクティビストのクライアントをお手伝いする場合は、「攻め」方をアドバイスするわけで、求められる姿勢が異なります。アクティビストがターゲットの企業に送る書簡や株主提案書のレビューを行う際には、内容の法的な正確性だけでなく、予想される先方の反応や、それに対する更なるアクションの「先読み」が必要です。

西川：一歩、二歩先のシナリオ、相手方の予想される対応、それを踏まえた更に次のステップといった戦略・戦術を検討しなくちゃならないわけですね。

川東：一般的な裁判案件と比較すると、何が今後起きるかを予測し対策を練るという面白さ、そして難しさ、従って、遣り甲斐があるのでしょうか。

西川：確かに。体重も減っちゃうわけですね(汗)。

川東：アクティビストが大規模な株式の買付けを行ったり、その可能性を示唆して影響力を高めた

りし、敵対的買収からの防衛に発展する例も見られますね。

西川：敬和綜合でも敵対的買収に対する買収防衛策の導入を検討したい、というご依頼も増えている印象です。有事買収防衛策を導入する企業が増える中で、多数の裁判例が出され、注目を集めています。

川東：はい。ただ、上場企業経営陣において、アクティビストとの対峙、対決ありきで臨むのは疑問です。中長期の企業価値向上や多様なステークホルダーの利益尊重のバランスを図るべく、対話や交渉での譲歩といったソフトな対応も、選択肢として提案できるのが敬和綜合の特徴かと。

西川：最新動向も踏まえた、徹底した法的分析やリサーチに基づくアドバイスを提供し続けたいですね。また、アクティビスト対応のみならず、クライアントが直面するあらゆる複雑な問題に対し、ビジネス感覚に沿った合理的な解決案を、また、ときには「既存の発想を超えた」提案を、これからもクライアントに提示していきたいと思います。

川東：そうそう、美味しいランチでも食べに行きましょう。チームメンバーも誘って。

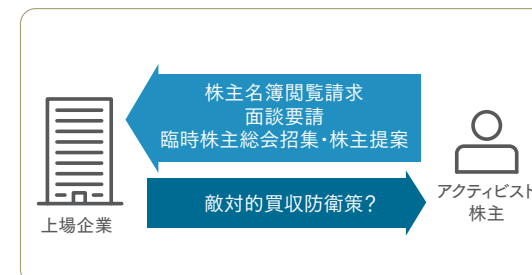
西川：バレてました？

川東：もちろん。アクティビスト対応には慣れていますから(笑)。

敬和綜合法律事務所

弁護士数：パートナー7名、カウンセラー2名、アソシエイト6名、オブカウンセル1名(ほか弁理士1名) (2022年11月末現在)
代表：川東憲治(弁護士(第二東京弁護士会)、ニューヨーク州弁護士)
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目11番7号ATT新館11階
TEL: 03-3560-5051
URL: <https://www.keiwalaw.com/>
Mail: kawahigashi@tyhomu.com

「機動力ある、良質のリーガル・サービスの提供」をモットーに日々、幅広い分野における複雑な法務ニーズに応えている中規模・精鋭事務所。それが「敬和綜合法律事務所」です。
敬和綜合の7名のパートナー弁護士は、それぞれ、一般企業法務や訴訟に加え、金融法務、ファイナンス、M&A、事業再生・倒産、知的財産権法務など、異なる専門分野に精通しています。また、英語力を活かし多数の海外案件を手掛けています。
企業法務の各分野をカバーする当事務所は、案件に応じて必要なスキルを持った最小限の人数のスタッフを柔軟にチーム編成することで、コストを抑え、迅速に、良質のリーガル・サービスを提供しています。



桃尾・松尾・難波法律事務所

激変するヘルスケアビジネスに対する包括的支援

ヘルスケアビジネスが置かれる事業環境

医療費抑制政策による薬価の引き下げ圧力、研究開発等の競争の激化など、事業環境が厳しくなっていると言われる中、製薬企業や医療機器メーカーは、各社、様々な新しい取り組みを進めています。例えば、従来の製薬企業や医療機器メーカーも、アプリやウェアラブルデバイスの開発に取り組んだり、健康領域の新サービスを展開したりするなど、新しいビジネス領域を模索する動きが活発になっているようです。また、研究開発の分業化・専門化も進んでおりバイオテクノロジーやデータサイエンスの専門業者への業務委託、アカデミアとの連携など、他企業との連携の裾野が絶えず広がっているように思います。また、ベンチャー投資を積極的に進める企業や、ヘルスケア事業を中核とするベンチャー企業なども増加傾向にあります。こうした背景からか、近年、製薬企業や医療機器メーカーから検討を依頼される法律上の問題や、レビューを求められる契約書の内容は、非常に多様化・複雑化してきているように感じています。

当事務所は、創立以降今日に至るまで、外資系企業や、ベンチャー企業を含めた国内企業など数多くの製薬企業や医療機器メーカーにサービスを提供してきた実績があり、ヘルスケアの分野では長年の業務で培われた知見と経験があります。そのため、様々な新しい取り組みを進めておられる製薬企業や医療機器メーカーの皆様、さらには、今後ヘルスケアの分野に参入しようとされている企業の皆様に対して、開発、製造、流通の各フェーズで、迅速かつ強力なサポートをすることが可能です。

先端テクノロジー活用へのサポート

近時は、病気やケガの治療に限らず、その予防やモニタリング、健康の維持・増進などを目的とした、最新のテクノロジーを駆使した新たな製品やサービスが多数開発されています。そのような新しい製品やサービスを開発する際は、薬機法や医師法の規制対象となるかが重要です。製品が薬機法にいう「医療機器」に該当すれば、製造販売業許可の取得、製品に係る製造販売承認や認証、製造管理や品質管理体制の構築などが求められますし、サービスが医師法にいう「医行為」に該当すれば、医師でない限り原則としてそのようなサービスを提供することはできません。そのため、「医療機器」や「医行為」に該当するかはビジネス展開に大きく影響しますが、その該当性の判断は容易ではありません。特に、アプリやプログラムの「医療機器」該当性は、厚生労働省の示す判断基準に従い、使用目的や不具合発生時の健康被害リスクを踏まえた慎重な検討が必要となります。

当事務所でも、近時はアプリやウェアラブルデバイス、それらを用いたサービスの開発段階から相談を受けることが多くなっているところ、その際は、先端技術を十分に理解した上で、長年の経験を踏まえた規制法規やその運用に関する深い知見に基づき、クライアントのビジネスニーズを最大限実現すべく、適切なアドバイスを提供するよう努めています。

医療ビッグデータ活用へのアドバイス

ヘルスケアに関する情報を収集して分析し、様々な用途に役立てるといふ、いわゆる医療ビッグデー



大江耕治弁護士



杉本巨雄弁護士



石川由佳子弁護士



乾正幸弁護士

ータ利用の試みも盛んに行われております。法規制という観点からは、ヘルスケアに関する情報は、個人情報、中でも要配慮個人情報となる病歴が含まれることもあり、その取得方法を含めた取扱いには慎重な検討が必要となります。ビジネスニーズがある反面、法規制という意味では必ずしもその活用が容易でないことから、医療ビッグデータの利用を促進するため、次世代医療基盤法が制定されるなど、立法的な試みも進められていますが、認定事業者の数は少なく、また、ごく最近も医療情報の不適切取得事案の公表がなされるなど、依然として様々なチャレンジが存在するといえます。医療ビッグデータを活用した研究を検討するにあたっては、研究に関する指針、中でも「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」をどのように遵守するかという観点も重要となり、全体的なスキーム構築の段階から、規制動向にもらんだ先を読むアドバイスが必要となります。当事務所では、複雑な法規制を読み解きつつ、豊富な経験に基づき、新たなヘルスケア関連ビジネスを促進する観点からのアドバイスを行っております。

ヘルスケア分野におけるコンプライアンスに関するアドバイス

誇大広告や臨床試験におけるデータ操作の問題、薬剤発注を巡る贈収賄事件など社会的にも注目を集めた問題が生じたことを経て、医学系倫理指針や臨床研究法の制定、販売情報提供活動監視事業（旧広告活動監視モニター事業）の導入、販売情報提供活動ガイドラインの策定、薬機法の改正等、ヘルスケアに関連する法務の状況はめまぐるしく変化し、ヘルスケア分野に対する規制・監督は強

化される傾向にあります。

そのため、ヘルスケア分野においては、他の法規制との横断的な視点を踏まえ、コンプライアンスを徹底する必要性が益々高まっています。

当事務所では、最新の動向を踏まえたヘルスケア関連のコンプライアンスに関するアドバイス、特に、近時重要になっている、プロモーションを含む販売情報提供活動や利益供与に関する規制への対応については、各社におけるモニタリング体制の整備や具体的な資料審査に関する助言など、様々な観点からのアドバイスを提供しています。また、個人情報保護法や、独禁法、下請法等他の専門的な視点からの検討を要する場合には、当事務所の弁護士同士が連携をとりながら依頼者のご要望に沿った横断的なアドバイスを行うことができますようにしております。

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士数：弁護士52名、アドバイザー1名、外国弁護士2名（2022年11月末現在）
代表弁護士：内藤順也 第一東京弁護士会
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
TEL：03-3288-2080
URL：<https://www.mmn-law.gr.jp/>
Mail：mmn@mmn-law.gr.jp

当事務所は、訴訟・仲裁、会社法、独占禁止法、M&A、事業再生、労働法、知的財産権、コンプライアンス等、あらゆる分野にわたるリーガルサービスを提供しております。依頼者の業種や業態も、国内・外資系を問わず、国際的な大企業から投資ファンド、ベンチャー企業等の中小企業、さらには個人まで、多岐にわたっております。当事務所では、多くの弁護士が海外留学経験を持ち、グローバルな商取引、M&Aや紛争等にも対応しております。さらに、当事務所は、全世界約150都市の法律事務所が参加する国際的なネットワークである「INTERLAW」に所属し、海外弁護士の協力が必要な案件についても適時に対応することが可能です。

ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートする スペシャリスト集団

全弁護士が省庁・企業・大手法律事務所で 知見を積んだスペシャリスト集団

当事務所の弁護士は、全員が、省庁やメーカー、金融機関等の企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いてきたスペシャリストです。各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる省庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をより迅速かつ的確に解決に導くことができますと自負しています。また近時は、こうした知見をより活用すべく、ルールメイキング分野にも注力しています。

法務機能のアウトソーシングサービスなど、 徹底したクライアントファースト

当事務所は、クライアントの利便性を重視し、業務の進め方においても、クライアントファーストの精神を貫いています。

変化の早い分野では、従来のように、社内の事業部門の意見を法務部が取りまとめて法律事務所を訪問し、その相談結果を社内に持ち帰って報告し、それを踏まえてまた社内で検討する、といった進め方では、スピード感が十分ではありません。こうしたケースでは、むしろ当事務所の弁護士が社内会議に参加し、企画のブレインストーミング段階からアドバイスしています。

また、インハウスローヤー経験を有する弁護士を多く擁することから、突発的な重大案件（企業不祥事等）や法務部員の転職などで一時的に法務スタッフが不足する企業に対しては、当事務所メンバーが会社に訪問し、あるいはリモート環境にて、日常の法務業務（社内の法務相談、契約書作

成・レビュー）に対応するなど、法務機能のアウトソーシングサービスを提供しています。

業務全般にレスポンスの早さを重視しており、メールやウェブ会議はもとより、Slack やLINE、Chatworkでやり取りすることもあります。

クライアントと二人三脚で、専門性の高さと、徹底した敷居の低さ・クライアントファーストの両立を心掛けています。

危機管理業務における多数の実績

当事務所の弁護士は、多くの企業不祥事案で、調査委員会の委員や補助者を務めた実績を有しています。

例えば、矢田悠弁護士は、証券取引等監視委員会への出向中に、調査・検査で対象先への立入、ヒアリング、デジタル・フォレンジック等を活用した経験を活かし、粉飾・不正会計事案やインサイダー取引事案、性能偽装事案を中心に、多くの上場会社の調査委員会委員を務めています。

また、当事務所では、危機管理業務に関して、事後の紛争対応までワンストップで対応することを強みとしています。近年頻発している性能偽装事案では、取引先との間で必ずといっていいほど民事賠償の問題が発生します。また、不正会計事案では、株主が、開示されていなかった企業不祥事によって下落した株価を損害として訴訟を起こす“証券訴訟”が増加しています。このように、不祥事発生が訴訟に直結する事例が多くなっていることから、企業不祥事について企業側に立ってアドバイスする際には、不祥事発生の当初から訴訟リスクを低減できるよう心掛けています。



訴訟弁護士としての豊富な経験に 基づく「紛争解決力」

当事務所の弁護士は、これまで様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験してきました。

例えば、小島冬樹弁護士は、大手法律事務所の中でも伝統的に紛争解決に強みを有する森・濱田松本法律事務所に長年在籍し、同事務所のパートナーとして訴訟プラクティスグループの中心を担った経験を有しています。

昨今では、弁護士の専門分野の細分化が進み、法廷にはほとんど立たないという弁護士も珍しくない状況です。しかし、訴訟をはじめとする紛争解決分野は、証拠の収集・分析、的確な法律構成の構築、裁判所を説得するための表現力、尋問技術等においてマニュアル化が困難であり、特に経験がモノをいう分野です。当事務所の弁護士は、企業にとって最も危機的な局面の1つである訴訟・紛争の場面において、豊富な経験に基づいた技術を駆使して、クライアントとともに全力で戦い抜きます。

金融分野において新サービスの設計から 紛争解決、反社会的勢力対応まで ワンストップで対応

当事務所の柱の1つは、金融分野です。番匠史人弁護士は、金融庁で金融機関や保険会社の検査実務に携わった経験を、また、矢田弁護士は、証券取引等監視委員会での金融商品取引法関係の調

査・検査と、銀行法関係の立法作業に携わった経験を有しています。これらの金融規制及び実務に関する幅広い知識・経験に基づき、新サービスの導入につき、制度設計、当局折衝から検査対応に至るまで、当局目線を意識したアドバイスを提供しています。高橋可奈弁護士は、森・濱田松本法律事務所のファイナンス部門で経験を積み、米国への留学経験や外資系企業でのインハウスローヤーの経験も有しており、金融分野の複雑な契

約やクロスボーダー取引にも対応が可能です。松原由佳弁護士は、西村あさひ法律事務所の事業再生部門や出向先の銀行で経験を積み、経営再建局面での金融機関との交渉等も得意としています。

さらに、前述のように当事務所の弁護士は、長年にわたり様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験しており、サービスの設計や契約書の作成といった予防法務分野だけでなく、いざ取引先や顧客との間で紛争が生じた場合の対応についても、得意としています。反社会的勢力対応やAML/CFT 対応についても、チェック体制の構築等の制度設計の場面のみならず、具体的な顧客対応までワンストップで承っています。

ひふみ総合法律事務所

弁護士数：10名（2023年1月6日現在）
所属弁護士名：番匠史人（第二東京弁護士会）、矢田 悠（第二東京弁護士会）、小島冬樹（第二東京弁護士会）、高橋可奈（第二東京弁護士会）、川口綾子（東京弁護士会）、松原由佳（東京弁護士会）、兼子良太（東京弁護士会）、玉川竜大（出向中）、神村泰輝（第一東京弁護士会）、金 竜貴（第一東京弁護士会）
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5-21 紀尾井町PREX 8 階
URL: <https://123-law.jp/>

ひふみ総合法律事務所は、金融・危機管理・企業間争訟で実績を重ねた矢田悠弁護士と番匠史人弁護士が、2018年に設立した事務所です。2021年1月から、訴訟・紛争解決分野に実績のある小島冬樹弁護士がパートナーとして参画し、現在はパートナー3名、カウンセラー及びアソシエイト7名の計10名の弁護士が在籍しています。

お問い合わせ先
TEL: 03-6261-3170
Mail: info@123-law.jp

ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

大企業とベンチャーのM&Aやアライアンス

大企業とベンチャー企業やスタートアップ企業（以下「ベンチャー」といいます。）が、M&Aやアライアンスを行うケースが増えています。大企業はベンチャーの技術や成長力を取り込み、ベンチャーは大企業が持つ資本力や顧客チャネル、サプライチェーンなどのネットワークを使って成長を加速させ、大企業とベンチャーとがそれぞれにM&Aやアライアンスの効果を期待します。しかし、こういったWin-Winの関係を構築できた成功例は現実には少数です。その原因の一つは、大企業とベンチャーの法務に関する意識や知識の格差にあります。

大企業にとっては、ベンチャーとのM&Aやアライアンスにおいて有利な契約を結べば成功ではありません。契約の主目的であった技術が実は第三者の権利を侵害していたり、キーパーソンの退社、コンプライアンス違反、ベンチャーの倒産などが発生したり、さまざまなリスクがつきまといまいます。契約締結後にトラブルが発生した場合には、それまでプロジェクトに費やした時間やコストが無駄になるだけでなく、事態収拾へのさらなるコストの増大や、レピュテーションへの悪影響が生じる場合もあります。こうしたリスクを前に、二の足を踏む大企業も少なくありません。

大企業とベンチャー双方への理解

大企業とベンチャーではスピード感や意思決定のスタイル、コンプライアンス意識など、多くの点が異なります。M&Aやアライアンスの際も、大企業としては、相手方であるベンチャーに対し



淵邊善彦弁護士



佐橋文平弁護士

ポイントを絞ったデューデリジェンスを行い、ベンチャーの思考を踏まえた上で、交渉し、実行後のプロセスやビジネスモデルの確立に留意する必要があります。

当事務所では、これまでのベンチャー支援の実績に加え、淵邊弁護士が多くの大企業を代理してきた経験から、双方のニーズにお応えできる強みがあります。また、IT企業のインハウスとして活躍してきた佐橋文平弁護士（第一東京弁護士会所属）が加入し、DXやIT関連の案件やIPO支援案件にも積極的に取り組んでおります。

リーガルマインドの重要性の発信

大企業もベンチャーも、マネジメント層にリーガルマインドのある人材が増えることが、企業の成長やコンプライアンス体制の確立につながります。そういった人材の育成を目的とする、一般社団法人日本CLO協会が2020年4月に創設され、淵邊弁護士が理事に就任し、数多くの企業の役員研修も実施しています。また、日弁連の中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループでは、淵邊弁護士が座長を務めています。地元の企業をサポートするため、地方の弁護士の国際取引に関するスキルアップを支援するなど、企業・弁護士双方の人材育成に努めています。

規制緩和やデジタル化が加速する昨今、法的視点を踏まえた経営判断の重要性は今後ますます高まることでしょう。

VENTURE LAB ベンチャーラボ法律事務所

ベンチャーラボ法律事務所

弁護士数:3名(2022年11月末時点)
代表弁護士:淵邊善彦(第一東京弁護士会)
〒107-0062
東京都港区南青山2-22-17 センテニアル青山5階
TEL:03-6434-5251
URL:https://venture-lab.net/
Mail:info@venture-lab.net

ベンチャーラボ法律事務所は、主にベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとしての支援を目的とした事務所です。2019年1月に開設し、今年で5年目を迎えます。2022年1月に新たに佐橋弁護士が入所し、現在はバリエーガルや事務員を含め5名が所属しています。企業が日常的に必要とする法務業務に加えて、新規ビジネスの相談や知財、税務、財務、IPO支援など、今まで培ってきた知識と経験や人脈を活用し、各分野の専門家と連携したトータルなベンチャー支援を行っています。

お問い合わせ先
Mail: info@venture-lab.net

鳩谷・別城・山浦法律事務所

人事労務問題の豊富な処理経験を有する ブティック型法律事務所

訴訟等最終解決を見据えた対応

(1) 豊富な訴訟経験に裏打ちされたアドバイス

鳩谷・別城・山浦法律事務所は、人事・労務案件(使用者側)を中心に企業法務をサポートするブティック型の法律事務所です。クライアント企業からのご相談においては、人事労務案件において豊富な処理経験から蓄積された専門的知識を踏まえ、常に紛争になることを想定し、その紛争の結果(判決等)を見据え、アドバイスを行っています。

(2) 着実な手続を踏むように誘導

近年、企業から寄せられる相談は、働き方改革や新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな制度設計に関するご相談や、パワハラを中心とするハラスメント、メンタルヘルス(休職)、解雇・雇止め、それから労働時間と残業代に関するご相談が目立ちます。人事担当者は、現実にはその従業員の姿を目の当たりにしているので、「懲戒処分が課せるのか、解雇・雇止めができるのか、残業代はいくら払えばよいのか」といった最終的な結論にこだわがちです。しかし、懲戒事由として何が認められるのか、労働契約を解消させるに足りる客観的合理的理由があるのか、労働時間は何時間かといった点から詰めていかなければ最終的な結論には辿り着けません。そのためには、関係者のヒアリングをはじめ、着実な手続を踏まなければならないということです。

経営者が一刻も早く社員を退職させたいのだとすれば、すぐに退職勧奨に踏み切る提案をするべきだとの意見もありますが、そのような対応をすれば多くの場合、問題を複雑にするだけです。

(3) 具体的な証拠集め

不幸にも法的紛争になった際に、企業側にとっ

て重要なのは、裁判に勝てる内容の証拠が収集できているのかという点です。会社内では、「A社員には協調性がまったくない」という事実が周知であったとしても、具体的に社員のどういった点に問題があるのかについては説明できないし、その裏付け証拠がなければ、裁判では戦えません。

従業員が問題ある行動を行った場合には、会社側としては注意・指導を行い、その都度きちんと記録し、第三者にも分かるように整理しておくなど、裁判官を説得できる十分な資料を用意する必要があります。

訴訟における豊富な経験を通じて、紛争になる前の段階から、記録化・資料収集についての確かなアドバイスをを行います。

法改正等を踏まえた対応

近時、大きな法改正がよく行われます。とくに、労働分野ではこの10年余り、重要な法規制がたびたび行われ、違反企業に対する世の中の目も厳しくなっています。また、重要な裁判例・判例が相次いで出ているのも特徴的です。

鳩谷・別城・山浦法律事務所の所属弁護士は、使用者側弁護士の研究会である経営法曹会議に所属しており、使用者側の労働事件処理に必要な知識のアップデートを日々行っています。

また、自らが執筆者となり、法改正に関する多数の著作を出版したり、労務に関するセミナー・講演の講師の業務も日々行ったりしています。

M&A案件へも人事・労務の専門的知識を携えて関与

鳩谷・別城・山浦法律事務所のもう一つの強みは、企業法務全般と労務双方に精通した弁護士が



いるということです。最近では、労働問題が社会的に大きな問題として意識されるために、DDにおいても、労働問題の有無を精査する傾向にあり、また、M&Aの手続を進めるにあたって、無用なトラブルを引き起こすことのないように、慎重な対応が求められることもあります。さらに、M&Aによって企業価値が向上するか否かは、M&A後の労務政策によるところも大きいように思われます。そのため、早い段階で、M&A後も踏まえて、人事・労務の専門家の関与が求められます。こうしたニーズにも、鳩谷・別城・山浦法律事務所は応えます。

団体交渉のサポート

最近では、個人で合同労組に加盟する労働者も増加しており、解雇や雇止めの問題で団体交渉となる案件も多くあります。

団体交渉では、何をどのように説明し、その説明内容に関して質問等があった場合に、どのように対応するかを十分に準備する必要があります。そのような準備段階から、弁護士が細かい点まで

サポートします。

また、団体交渉では、企業側担当者が組合側と実際のやりとりを行い、立ち会いの弁護士がサポートするという形が効果的ですが、実際の交渉においては、想定できないような質問、不規則発言も出てきます。弁護士の役割は、混乱した議論を軌道修正して、会社側が十分に意見を述べられる状況を確保することです。このような団体交渉のサポートの経験も豊富にあります。

鳩谷・別城・山浦法律事務所

弁護士数:6名(客員弁護士1名含む)(2022年11月末現在)
代表弁護士:別城信太郎(大阪弁護士会)
〒530-0047
大阪市北区西天満4-8-17
宇治電ビルディング3階
TEL:06-6365-1588
URL: <http://www.hatotanibekki-law.com/>

鳩谷・別城・山浦法律事務所は、法律事務所としては小規模の部類に属しますが、所属弁護士は、少数精鋭です。そして、所属弁護士は、労務案件の中でも、それぞれの得意分野を持ち、クライアントに最適な法的サポートを行っています。

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

50年の歴史の中で培った実戦経験を礎にしつつ、
それにとらわれずに多様な人事労務問題に
対応する法律事務所

沿革・概要

——2023年で設立50周年を迎えます。これまでのあゆみを教えてください

1973年に現会長の高井伸夫が高井伸夫法律事務所を開設しました。以来、約半世紀にわたり、使用者側の人事・労務問題に取り組んでいます。2010年に高井・岡芹法律事務所に改称し、私（岡芹）が所長に、高井が会長になりました。設立から私が加入した1994年頃までの20年ほどは、企業対労働組合という構図が強く、取り扱う事件も争議対応、団体交渉サポート等の組合を相手にしたものが中心でした。現在は、労働組合の組織率自体が低下し、良い意味でも悪い意味でも個人主義が進み、各個人が組合を通さずそれぞれ権利主張をするようになったため、企業対個人という構図が中心となっています。ただ、その個人について、従業員の集団、総体の一部としての側面を考慮に入れる必要性も出てきています。

取扱分野

——取扱分野を教えてください

労働時間・賃金、採用・退職・配転・出向等の日常的な労務問題、問題社員への対応、就業規則の作成・変更、労働組合対応、会社組織再編、訴訟・行政対応等、人事・労務問題全般について扱っています。付随して、株主総会対応や消費者対応、債権回収、契約法務、トラブル・訴訟対応等の一般企業法務のご相談も受け付けています。

——最近多いご相談は何でしょうか

やはり、メンタルヘルスとハラスメントに係るご相談は、ここ10年間で急増しています。また、

会社分割、事業譲渡等の組織再編に際して労働者を移籍させる、雇用調整・終了を行うといった仕事も増えてきています。最近特に目立ってきた印象があるのは、賃金ダウンでしょうか。特定個人に対するものは勿論、規程改訂による集団的・組織的なものの双方のご相談があります。不景気による人件費削減といった側面もあるでしょうが、成果を上げている人の報酬は高くし、そうでない人は下げるといったメリハリをつける必要性を感じている企業が多くなってきているように思います。

特長

——顧問先・業務体制を教えてください

2022年11月時点で、約300社の企業・病院・学校法人・団体・個人の方と顧問契約を締結しています。企業規模は、従業員数が1万人を超える大規模上場企業から、成長過程にある小企業までと幅広く、業種も金融、運輸、建設、製造、サービス、ITなど多様である点が特長です。顧問先が多いため、日常の「お困りごと」に関するご相談が多くあります。「お困りごと」へのご回答にあたっては、正確さはもちろんのこと、迅速さと親身さを意識しています。当所では、ほぼすべての案件について、直接の担当者、指導・決裁担当者の2人以上で処理する体制をとっていますが、所内での連携体制等を工夫し、早め早めにご回答を提示するようにしています。



岡芹健夫弁護士

——相談対応にあたり大切にされている姿勢を教えてください

紛争になりそうな案件については特に、「筋」を大切にしています。「筋」とはつまり、理論的な正確度を指します。法律とは説得術です。自分の思いもあれば相手の思いもあるなかで、第三者が納得する「説得」をしなければならない。説得力を基礎付けるのが「筋」で、「筋」の基本は法律、裁判例、規則です。最終的な段階では、常識やバランス感覚が決め手となることもあります。これらに頼る前にまずは「筋」をしっかりと押さえることが大事であると所員に指導しています。それを踏まえた上で、お客様の立場を思い、お客様の必要性・要請を、如何にして「筋」により構成するか、が大切と考えています。

——執筆活動やセミナーも重視されています

外部に向けて発信をするために自分の見解をまとめることは、「筋」を突き詰めて勉強する良い機会となるため、若手弁護士に積極的に経験させるようにしています。また、セミナー参加者から、日頃ご相談を受けたことのない「お困りごと」に関するご質問を頂くことも多く、新たな知見として宝となっています。メールマガジン（『Management Law Letter Online』）や、ウェブサイトでの情報発信（『法務Q&A』）にも力を入れています。

今後の挑戦

——労働法制的これからを踏まえ、貴所の今後の「挑戦」を聞かせてください

日本には法律があって、裁判例があって、それに基づいて実務があります。特に労働法は、法解釈に関する裁判例の具体的な積み重ねで、実務的な指針が形成されています。法律と裁判例を念頭に、実務的な指針を立論し、当該指針にあてはめて紛争処理をするという枠組みは、今後も変わらないでしょう。しかし、裁判例というのは、出された時点で過去の事案になります。たしかに、現在直



面している事案が裁判例と似ていることは多いですが、企業が違い、時代が違う以上は、絶対に過去の事案との「違い」があるはずです。その違いを弁護士が正確に捉えて、過去の枠組みを尊重しつつ、それに拘泥しない立論をしていく必要性が、これからの日本ではさらに高まってくると思います。現在日本は曲がり角にきています。経済苦境をはじめとした社会的諸問題を解決するために、あらゆる変革が求められており、新しい視点は何事にも必要となってきていますが、それは法律業務も例外ではありません。過去の指針を正確に読み取り、現在にあてはめるというだけでは、これからの企業の助け手として十分であるとは言えません。これは、これまでの法理論の「筋」を曲げるということではありません。むしろ、「筋」に則りながらも時代の変化、企業の個性、労働者の個性を踏まえた上で、何がその企業、さらには社会のために有益・有意義であるかをクライアントと共に悩み、望まれている方向での立論をするということです。そういった能力を持った弁護士、事務所でありたいと考えています。



弁護士法人
高井・岡芹法律事務所
弁護士数：13名
代表弁護士：高井伸夫、岡芹健夫
（第一東京弁護士会）
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5
市ヶ谷法曹ビル902号室
TEL：03-3230-2331
URL：<https://www.law-pro.jp>
Mail：from.web@law-pro.jp

梅田総合法律事務所

経験と実績に裏打ちされた訴訟・紛争案件の強み スタートアップ関連法務への注力

訴訟・紛争案件における専門性

(1) 訴訟・紛争案件の経験と実績

当事務所では、1987年の創業以来、総合法律事務所として企業法務全般を取り扱いつつも、一貫して、訴訟・紛争対応に力を入れ、訴訟・紛争案件に関して、大規模事務所などと比較して圧倒的に多数の、多様な案件を取り扱ってきました。

例として、電機、小売り、不動産、建設、保険、電力、ガス、廃棄物処理、娯楽、IT、医療その他数多くの事業分野について訴訟・紛争案件の取扱い経験があります。より具体的には、環境分野（土壌汚染、産業廃棄物関連の案件など。環境学分野の博士号を有する弁護士が在籍）、医療分野（医療過誤、高度な医療知識が必要になる人身傷害に関する損害賠償事件など。医師資格を有する弁護士が在籍）、株主代表訴訟（会社側、株主側の双方）、民事介入暴力対応（暴力団排除訴訟など）、PL（製造物責任）関係、その他ビジネスに関する複雑な訴訟（契約締結上の過失、M&Aに伴う法人格否認の法理が問題となった案件など）を取り扱い、実績をあげてきました。

その結果、クライアントから、特にビジネスに関する深い理解や法的構成・訴訟戦略に関する慎重な検討が求められるような複雑な訴訟において絶対的な信頼をいただいております。裁判所からも、適切な訴訟を遂行する事務所として信頼されていると自負しています。

(2) 予防法務・攻めのアドバイス

当事務所では、訴訟・紛争案件の経験を活かし、予防法務（契約や業務運営に関する助言を通じて紛争を予防する法務）にも力を入れています。

意外に思われるかもしれませんが、訴訟・紛争

案件の経験・知識は、契約や日々の業務運営においても非常に重要です。

当事務所では、契約等に関する助言を行う際には、豊富な訴訟・紛争案件の経験をふまえ、単に「紛争になるリスクがある」というような抽象的な指摘ではなく、具体的にどのような紛争がありえるのか、そのリスクの大きさ、そのリスクを低減させるための方策等を具体的に指摘するようにしています。さらに、万が一訴訟になった場合に備えてどのような証拠を残しておくべきかも含めて助言し、法的リスクを乗り越えるための攻めのアドバイスを提供しています。

スタートアップ関連法務への注力

(1) 大企業・CVC・VC及びスタートアップの支援

当事務所では、シリコンバレーやイスラエルのVC（ベンチャーキャピタル）に出向経験のある弁護士が中心となってスタートアップチームを構成し、その人数は2022年10月1日現在13名です。

具体的な活動として、大企業・CVC（大企業の投資部門等）・VCがスタートアップに出資する際の法的支援、大企業と海外企業を含むスタートアップとの間の実証実験や共同研究開発などの協業の支援、大企業が海外を含むVCファンドにLP出資する際のサポートなどの大企業・投資家側での支援のほか、多くのスタートアップやアクセラレーターの支援も行っています。

大企業側・スタートアップ側のいずれも支援している当事務所では、双方の実情をふまえた、かつクライアントの利益を最大化するために最適な解決をご提案しサポートしています。

(2) 簡易・迅速な法務DD、契約書レビューの実施 スタートアップ関連法務の中でも特に重視して

いるのは、CVCによるスタートアップ投資における法務面のサポートです。

一般的に、CVCはプロフェッショナルVCに比べると意思決定過程が遅くなりがちで、そのために投資機会を逃してしまうことも少なくありません。そこで、当事務所がスタートアップ投資時の法務DDや投資契約書等のレビューを

行う際には、実務におけるマーケットスタンダードをふまえて、重要な点に焦点を合わせた形で実施します。その結果については、簡潔なサマリーの形でクライアントにお示しすることで、社内決裁や投資委員会などの意思決定のスピードが格段に早まったとの評価をいただいています。

なお、当事務所では、稼働する弁護士の数を必要最小限とし、場合によってはタイムチャージではなく定額報酬でお引き受けするなどの対応により、弁護士費用を予算の範囲内に収めつつ高いレベルの法的サービスを提供できるように努めています。

また、日本でもJ-KISSなどのコンバーティブル・エクイティ（後に株式に転換される権利等）による投資の機会が増えてきています。クライアントがそうした形式に不慣れな場合には、オフィスまで出向いて役員を含めた担当者にレクチャーを行うこともあります。

当事務所では、以上のような取り組みを通じ、クライアントがスタートアップに出資する際に迅速かつ確かな意思決定ができるように支援をしています。

(3) 海外のスタートアップとの連携も支援

近年、日本の事業会社が海外のスタートアップとの間で、実証実験、共同研究開発、ひいては出資などの契約を英文で締結する機会が増えていきます。

当事務所では、そうした英文契約のレビュー・修正などにも対応しています。また、必要に応じ、スタートアップ法務に精通している米国やイスラエル等の現地の法律事務所とも連携して対応をすることもあります。

当事務所としては、引き続き、スタートアップ



に関連する法務に関するワンストップサービスを通じて事業会社・CVCなどのクライアントを支援し、日本におけるスタートアップのエコシステム全体を活性化させることを目指して活動してまいります。

梅田総合
UMEDA SOGO LAW OFFICE
法律事務所

梅田総合法律事務所

弁護士数:29名(2022年12月末現在)
代表弁護士:加藤清和(大阪弁護士会)
大阪事務所
〒530-0003
大阪市北区堂島1丁目1番5号
関電不動産梅田新道ビル12階
東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目8番28号
宮崎ビル3階
TEL:大阪事務所 06-6348-5566(代表)
TEL:東京事務所 03-6447-0979
URL:https://www.umedasogo-law.jp/
https://www.umedasogo-startup.com/(スタートアップチームHP)
Mail:mail@umedasogo-law.jp

梅田総合法律事務所は、弁護士29名を擁する東京と大阪に拠点を有する総合法律事務所です。1987年の設立以来、約30年以上にわたり、グローバルに活躍する上場企業から中小企業、小規模なモノ作り企業まで、幅広いクライアントに対し、高度なリーガルサービスを提供しています。近年注力しているスタートアップ関連法務の分野においても、スタートアップ企業の特徴や思いを理解して革新的なリーガルサービスを提供し、熱意を持ってクライアントと伴走します。

お問い合わせ先
TEL:06-6348-5566
Mail:mail@umedasogo-law.jp

弁護士法人PLAZA総合法律事務所

「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、 中小企業・個人にワンストップサービスを提供する

真の問題解決の実践を理念に 依頼者の将来の利益につなげる

「安心と納得の質の高い法務サービスを提供する」をキーワードに、正しい問題解決を実践してお客さまの安定と発展に貢献するという「真の問題解決の実践」を基本理念に掲げています。「真の問題解決」とは何か。裁判は勝つか負けるかのどちらかです。1回の裁判で、いずれの結果に終わっても当事者である法人や個人の一生までが終わるわけではありません。勝つにしろ負けるにしろ、裁判後のことまでを深く考える必要があります。もちろん、勝って利益を得られることがベストです。最悪の結果は負けて損害を被ることです。しかし現実には、勝ったのに悪くなったり、負けても良くなったりすることが多々あります。私たちは、勝って悪くなるよりも、負けても良くなるほうに価値があると考えています。一時の負けを、その後の経営や人生にどれだけプラスにつなげられるか。ここに思いをはせて、依頼者の将来の姿を見い出すことが、私たちの変わらない基本スタンスです。

依頼者のワンストップサービスのために 土業の専門家集団を形成して運営

基本理念の実現のために、法律事務所だけでできることは限られています。「真の問題解決」をワンストップで実現するために、1993（平成5）年から「法務・会計プラザ」という土業が同じ場所でサービスを提供する場を築きあげてきました。弁護士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・不動産鑑定士・行政書士・中小企業診断士など、8つの独立した土業事務所がひとつの場所に集い、連携しています。30年近くにわたって、お客さまのさまざまなニーズに応える総合的なサービス



を1カ所で提供できる体制を構築してきました。法務・会計プラザは、プロ集団として、お互い自己研鑽と結合・協力の思想により、40人近い国家資格者を含めた100人以上のスタッフ規模に成長してきました。

東京＝札幌の2拠点体制で それぞれの強みを磨く

当事務所の特徴のひとつとして、東京＝札幌の2拠点体制ということがあります。札幌事務所は1981（昭和56）年に開業。弁護士太田勝久の個人事務所がそのはじまりです。地元・札幌では総合法律事務所として、歴史とブランド力があります。企業法務がメインですが、相続案件や離婚、交通事故といった個人案件も少なくありません。一方、東京事務所は2012（平成24）年に開設した新しい事務所です。企業法務に加え、事業承継・M&A、事業再生・倒産の分野を専門的に取り扱う、いわゆるブティック型事務所になっています。企業再生の分野ではこれまで100件近くの案件を担当してきました。

どちらの事務所も、主な顧客層は中小企業です。法務部を独自に設置できない企業に、高いリーガルサービスを提供することが、昔からの事務所の変わらないポリシーになっています。ちなみに太田と小幡は親族です。「太田・小幡総合法律事務所」

という名称で、10年近く連携して弁護士業務と事務所運営を担ってきました。

デジタル化、クラウド化AIツールを 積極導入して全国に対応

東京＝札幌という2拠点体制をベースに、全国各地の案件に対応しています。そのため、デジタル化の推進には力を注いでいます。10年前からテレビ会議を導入し、現在ではオンライン会議システムZoomに落ち着き、毎日の朝礼や個別案件のミーティングなどにフル活用しています。所内のコミュニケーションを良くするために、Chatworkも早期から導入。スタッフとのやりとりはもちろん、お客さまとの連絡にも使っています。このツールを使うことで、お互いやチームの意思疎通がすばやく効率的になり、スピード化につながっています。地方のクライアントでは、1回もリアルに会うことなく、オンラインで月1回の定期会議を進めている企業もあります。お互い、画面を見ながら情報を共有し、その場で議事録も作成できるため時間を節約できます。

3年前にはAI（人工知能）を使って契約書のチェックを行うクラウドサービスも導入しました。これによって東京＝札幌間の物理的距離をまったく感じない、事務所ノウハウの一元化が進んでいます。コロナ禍によって弁護士もテレワークが一般化したことで、情報セキュリティの面も強化。個人案件はもちろん、スタッフが取り扱うデータも含めて、全てのデータをクラウドに移行しました。漏えいの心配がない高い安全性を実現しています。

共に学び成長する事務所へ 専門特化し社会課題を解決する

現在の法人は2020（令和2）年5月に、「PLAZA総合法律事務所」へと改称いたしました。1つの「場」に集い、専門家の英知を結集して問題を解決するという我々の想いが社名に込められています。札幌事務所には、弁護士のほかに、行政書士・社会保険労務士が在籍しています。東京事務所にも、同じフロアに会計事務所・司法書士事務所が入居し、ワンストップ型のサービス提供を行っています。こうした「共同で力を合わせて問題解決に当



たる」というのは組織の文化です。個の力から、チーム力を重視した体制をより強化しています。その一環として、事務所の内外から講師を招き「ビジネスセミナー」を定期開催。顧問先企業とともに、最新トピックを皆で学んでいます。また、当法人は160社を超える企業と顧問契約をしております（2022（令和4）年10月現在）。顧問サービスのひとつとして、月刊「ビジネス法務」を配布し、事務所のメールマガジンにおいて記事を解説しながら法務情報を共有しています。

より深く、専門特化したサービスを提供できるよう、一般社団法人北海道事業再生サポートプラザという法人も立ち上げました。食品業界・社会福祉法人・自動車教習所といった専門性の高い分野に集中し、各分野のスペシャリストとして貢献できる体制も強化しています。社会はますます高度化・複雑化していきます。弁護士が単独でできる時代ではなくなっています。あらゆる土業や各分野のプロフェッショナルと協働し、足元に横たわる社会問題の解決と、中小企業の発展に貢献する事務所でありたいと思っています。

弁護士法人 PLAZA総合法律事務所

弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

弁護士数:9名(2022年10月1日現在)
代表弁護士:小幡朋弘(第二東京弁護士会)
東京
〒103-0027
東京都中央区日本橋2丁目1番14号 日本橋加藤ビルディング6階
TEL:03-6262-7720(代) FAX:03-6262-7721
札幌
〒060-0042
札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀ビル7階
TEL:011-222-3251(代) FAX:011-222-5127
URL:https://hk-plazalaw.com
Mail:plazalaw-info@hk-plaza.co.jp

弁護士法人大江橋法律事務所

それぞれの「総合力に裏付けられた専門性」を結集し、クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう

個々の弁護士が「総合力に裏付けられた専門性」を持ちながら、一丸となることで更なる力を発揮し、満足の先にある価値の提供に努める

大江橋法律事務所は、1981年に大阪で設立され、現在は東京・大阪・名古屋・上海の4拠点を有し、150名を超える弁護士が在籍しています。企業法務と紛争解決の両方に強みを有し、いずれの知見と経験にも裏打ちされた総合的なリーガルアドバイスを旨としています。また、留学・海外勤務の経験を有する弁護士も多く、様々な分野のグローバルな案件に対応しており、必要に応じて海外の法律事務所と連携すべく独自のネットワークを整えております。

当事務所では、行動指針として、「一人ひとりが総合力に裏付けられた専門性を追求する」、「個の力を融合し、我々にしかない価値を創造する」、「クライアントを深く理解し、ともに社会に貢献する」の3つを掲げ、各弁護士がクライアントの皆さまに最適なリーガルサービスを提供するための研鑽を重ねています。

当事務所の人材育成は、入り口の段階で専門を決めるのではなく、様々な分野を経験したうえで各自の専門・得意分野を深く追求する仕組みを取り入れていることが特徴です。当事務所の弁護士は、高度化・専門化が著しい企業法務分野に適切に対応するため各自の専門・得意分野を有している一方で、訴訟やM&Aをはじめ、企業法務に関連する案件を一通り経験し、クライアントの多様な相談に柔軟に対応できる経験・知見を併せ持っています。

そのような「総合力に裏付けられた専門性」を有する多様な分野の専門家を擁するという点が、当事務所の特徴です。これを活かし、各専門・得意



左から、古庄弁護士、平井弁護士、菰口弁護士、吉村弁護士

分野をまたいだ横断的なチームを組み、単なる専門家の寄せ集めにとどまらない「総合力」を志向しながら、複雑かつ難易度の高い案件にも対応することができる体制を整えています。

一人ひとりの「総合力に裏付けられた専門性」が可能とする、的確なチームアップと多角的判断

当事務所の弁護士は、それぞれの得意分野を活かしながら、総合法律事務所として幅広い案件に携わっています。

菰口弁護士は、使用者側で人事労務分野を扱っていますが、紛争案件、労務相談、労働組合対応にとどまらず、M&A・PMI、ハラスメント調査・不正調査案件、コンプライアンス窓口の運用等、より幅広い事案に関与しています。「例えば、M&Aを扱う弁護士から、『労働法の問題が複雑なディールになりそう』などと声を掛けられ、案件に関与することがよくあります。的確なチームアップをすればクライアントに喜んでいただけますし、幅広い案件で種々の複雑な論点に触れることは、自分の得意分野の知見と経験を広げる上で

も貴重な機会です。また、事務所として同じクライアントから様々な分野のご依頼をいただくことにもつながっており、クライアントの事業内容をより深く理解し、『永く良き伴走者』となることを目指しています。」(菰口弁護士)

平井弁護士は、M&Aを中心的な取扱分野の一つとしています。「M&Aは、その性質上、企業結合届出(独占禁止法)、知的財産、労働、ファイナンス、ライフサイエンス、エネルギーなど、事案に応じて、様々な法分野や事業分野を得意分野とする弁護士が協働して案件を進める必要があります。当事務所の弁護士は、自らの得意分野だけでなく、他分野にも知見を有するからこそ、当該事案についてチーム内全体で方針を協議する際も、互いの意見を深く理解し、個々の専門性が分断されることなく有機的に結び付いて、真に多角的視点に基づいた的確な判断ができると感じています。」(平井弁護士)

「企業法務」と「紛争解決」の両方の強みに基づく、総合的なリーガルアドバイス

当事務所の弁護士は、それぞれの得意分野において、「企業法務」と「紛争解決」の両方の強みを志向し、そのシナジーを追求しています。

古庄弁護士は、化学・医薬・ヘルスケア・機械・日用品・アパレル等の様々な事業分野の企業をクライアントとして、特許、商標、著作権等の知的財産権にかかわる取引案件と紛争案件の両方で、豊富な経験を有しています。「知的財産の紛争案件は企業にとって一大事です。紛争になった場合にどのようなことが起こるか、どのような不利益を被り得るかを紛争案件の経験を通じて理解していることは、取引案件において事件の全体像を早期に把握し、事前に紛争を予防する方策や紛争を見据えた対応等について適切なリーガルアドバイスを提供するために必須だと思います。多くの弁護士が紛争案件の経験を積んでいることは当事務所の強みの一つです。」(古庄弁護士)

吉村弁護士は、独占禁止法・景表法に関する当局調査の対応を取り扱っています。「いずれの分野の案件でも、各分野の法的知識と同様に、事実の適切な把握が重要です。事実の適切な把握には、

様々な経験則を理解することが必要であり、そのためには多様な領域での紛争案件における知見と経験を積むことが有益です。また、当局調査の対応のプラクティスは、独占禁止法・景表法分野における知見だけでは完結しません。平井さんには会社法分野の、菰口さんには労働法分野の意見をお聞きすることも少なくありません。」(吉村弁護士)

さいごに:メッセージ

当事務所は、一人ひとりの「総合力に裏付けられた専門性」を基礎に、総合法律事務所としての独自の存在価値をより一層志向してまいります。質の高いリーガルサービスを提供し、クライアントの皆さまのお力になることができればと考えております。

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士数: 弁護士162名、外国法事務弁護士6名、外国弁護士1名(2023年1月5日現在)
代表弁護士: 国谷史朗(大阪弁護士会)

大阪
〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階

東京
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル2階

名古屋
〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー16階

URL: <https://www.ohebash.com>

1981年1月「石川・塚本・宮崎法律事務所」設立。83年1月名称を「大江橋法律事務所」に変更。95年5月上海事務所開設。2002年8月「弁護士法人大江橋法律事務所」設立。02年9月東京事務所開設。15年9月名古屋事務所開設。【過去の主要案件】▽デンソーのシンガポールタックスヘイブン課税処分取消事件▽楽天対TBS株式買取価格決定申立事件▽ライブドア対ニッポン放送事件▽東芝の不適切会計処理の役員責任追及訴訟▽東芝メモリ買取▽ソニーフィナンシャルホールディングス非公開化の特別委員会アドバイザー▽ニチ学館MBOの特別委員会委員▽塩野義製薬による米国Tetra社の買取

お問い合わせ先
Mail: general_toiawase@ohebash.com

ユアサハラ法律特許事務所

120年の歴史を有する国内有数の法律事務所

一企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

120年の歴史と実績

1902年創立の当事務所は、企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られています。

これまで、当事務所は、大型の買収案件、100億円を超える知財訴訟なども含めて、国内法務業界で確かな実績を残しています。

中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供しております。

企業法務

企業法務は当事務所の中心的な取扱業務であり、多様な分野及び複雑な事実や技術の理解を要する案件へも対応できる体制を整えています。

1. 紛争解決・訴訟対応

紛争解決業務は、当事務所が長年注力してきた主要業務の1つです。多様な事業分野での訴訟、交渉、調停、仲裁等の紛争解決案件を取り扱っています。

2. 会社法・M&A

各種企業に関わる種々の法律相談や、各種規程の作成・変更、株主総会や取締役会の指導・運営・議事録等の作成業務を行っています。企業買収、事業買収、株式取得等のM&A・企業再編、合弁契約についても豊富な経験を有しており、知財や先端技術に関わるデュー・デiligenceなどでは、特に強みを有しています。

3. 商取引・各種契約

代理店契約、業務委託契約、製造委託契約、不動産取引、秘密保持契約等の各種取引契約から、

個々の業種に特有な契約まで、作成、点検、相談案件を幅広く取り扱っています。特に、各種製造業、商社、流通・小売業、IT、アパレル等の分野の取引に関しては、豊富な経験を蓄積しています。消費者向けビジネスにおける消費者契約法や特定商取引法等に関する事業者の立場での御相談にも対応しています。

4. 労務

主に使用者側の立場において、労働法に関わる種々の法律相談、就業規則や各種社内規程の作成・変更、労務対応等を取り扱っています。また、労働紛争については、労働審判・訴訟において、使用者側の立場で数々の紛争案件の代理をしてきました。

5. 独禁法・景表法・下請法ほか競争法関連

新製品開発や各種契約、企業同士でのプロジェクトや事業連携の場面などで問題となり得る独禁法や下請法、新規ビジネスの企画・展開の場面で問題となりやすい景品表示法について、法律相談、意見書作成、当局との対応に関する代理を行っています。

6. IT・AI・インターネット

IT・AI・インターネット関連で発生する各種法律問題、システム開発・ウェブサービス・電子商取引など技術の理解が必要な案件についても、当事務所は技術的知識を有した弁護士を擁し、迅速・的確な法務サービスの提供を行っています。

7. 個人情報保護関連

企業の事業活動にとっては欠かせない顧客や従業員の個人情報保護について、各種の法律相談や社内規則、契約問題を取り扱っています。

8. 企業危機管理・製造物責任・不祥事対応

突発的な危機や不祥事等(情報漏えい、製品事故等)が発生した際の対応や調査に関する多角的



(後列左から)磯田直也、高橋聖史、伊達智子、末吉 剛、
(前列左から)深井俊至、飯村敏明、大平茂、大西千尋(全て弁護士)

な相談にも対応しています。

9. 薬機法(旧薬事法)

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法(旧薬事法))に関する調査・助言等及び医薬に関わる特許案件の対応を行っています。

知財業務

知財高裁元所長弁護士及び理工系を専攻した弁護士を擁して、知財に関する様々な案件を取り扱っています。特に、知財訴訟は、当事務所が最も得意とする業務です。

知財紛争予防のための問題検討や鑑定、各種知財取引契約、各種社内規則の作成・助言から、知財紛争の交渉、訴訟、特許庁での審判、税関における輸出入差止における代理まで、豊富な経験を有しています。

1. 知財紛争の予防・解決

特許権・商標権・意匠権・著作権の侵害案件や不正競争など、知財紛争の予防・解決に取り組んでいます。紛争となる前の検討や鑑定から、紛争予防のための製品の改良、知財契約作成や、交渉、訴訟まで、豊富な経験に基づいて助言及び代理をしています。特許庁における審判から裁判所における侵害訴訟、審決取消訴訟の代理まで万全な態勢を整えています。

また、外国でのアクションを必要とする場合には、国際法務のネットワークを通じてグローバルな対応の支援も行っています。

2. 知財契約

知財ライセンス契約、譲渡契約、担保契約、共同開発契約、秘密保持契約など各種契約の作成・

点検や法律相談業務を行っています。豊富な知財紛争の知識と経験を基に、紛争予防の観点からも適切な助言を行っています。

3. 職務発明

職務発明対価(利益)請求に関する従業員との紛争や社内規程の作成、報奨制度の設計に関する法律相談について幅広く対応しています。

国際案件

当事務所は、世界約100カ国にメンバー事務所を有する国際法律事務所ネットワーク Terralex 及び欧州を中心とした国際法律事務所グループ Unilaw のメンバーとして、海外の多数の法律事務所と緊密な協力関係を有しています。これにより、国際的案件についても、迅速・的確かつきめ細やかに顧客のニーズに応えています。

外国法に基づく契約等のレビュー、外国法に基づく意見聴取、現地専門家とのチーム化による交渉、訴訟その他の法的対応、許認可・行政対応などにおいても、上記ネットワークを通じて、依頼者のニーズに対応しています。

SINCE 1902

YUASA AND HARA

ユアサハラ法律特許事務所

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士数: 14名(2023年1月1日現在)
広告責任者: 深井俊至(東京弁護士会)
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル206区
TEL: 03-3270-6641
FAX: 03-3246-0334
URL: <https://www.yuasa-hara.co.jp>

1902年創立の当事務所は、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士という専門家がそれぞれ中心となった法律部、特許部、商標意匠部、会計部から構成されている。企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られ、特に訴訟案件の対応に強みを有する。国内外に多くの依頼者を有し、迅速・的確な法務サービスの提供をモットーに、法務業界で確かな実績を残している。また、中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供している。

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

多様性という
文化と歴史を武器に、
クライアントの挑戦を支援する
法務・知財の専門集団

事務所概要

当事務所は、1910年の設立以来、国内外の企業に対し、法務・知財に会計・税務を加えたワンストップサービスを提供しています。

取扱分野には、知的財産法務(特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法、ライセンス契約、知的財産関連の交渉・訴訟・紛争等)、会社設立・ジェネラルコーポレート、M&A、事業承継、ファイナンス、独禁法、労働、個人情報管理、ヘルスケア・ライフサイエンス、国際取引、紛争・訴訟、ホワイトカラー犯罪、不正調査・不祥事対応、ベンチャー・スタートアップ法務、金融・フィンテック、フェムテック、ファッションローその他各種規制法・コンプライアンス対応、渉外親族・相続等があります。日・英・独・中国語に対応可能なメンバーが、国際的なネットワークを活かし、法律・文化の違いを理解した上でクライアントをサポートしています。

クライアントの挑戦を支援

当事務所の特徴として、多文化、多様性に価値を置いて事務所の運営を続けてきた文化と歴史があります。この歴史の中で培ってきた、多様なクライアントニーズに真摯に向き合い、また時代に合わせた新規参入・新規事業の立ち上げ等の挑戦をサポートするという基本的姿勢を貫き、変化するビジネスや環境におけるクライアントや社会のニーズに向き合い、必要な支援を行って参ります。

法務と知財の協働

2022年1月公表の「知財・無形資産の投資・活



用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」では、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示やガバナンスの構築の視点が示されています。企業における知的財産への取組姿勢の検討・開示が非常に重要視されていることが分かります。

企業の活動の中では、法律と知財がクロスする場面は非常に多いといえます。当事務所では、紛争・訴訟に限らず、様々な案件で、法規制の分かる弁護士と技術の分かる弁理士が協働し、クライアントに対して迅速なサポートを提供しています。

なお、法務・知財関係の情報発信を適宜行っていますので、最新情報については、事務所のホームページをご参照ください。

ゾンデルホフ & アインゼル法律特許事務所
弁護士数: 16名(外国法事務弁護士2名を含む)(2022年9月15日現在)
代表弁護士: 伊佐次啓二(第二東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング18階
TEL: 03-5220-6500(代表)
URL: www.se1910.com
Mail: law@se1910.com

お問い合わせ先
Mail: law@se1910.com

遠藤輝好法律事務所

“Plain living and high thinking”

華美を求めず「高らかに思考する」

華美を求めず「高らかに思考する」

内部通報制度整備運用、不正調査業務、不正リスク管理(コンプライアンス)を得意としています。

ささやかな事務所ですが、学生が授業後にちょっと質問に来られるような「学生ラウンジ」もイメージしています。

神保町を歩いていると、「あれ、こんなところにキレイな花が咲いているな」と気づくことがあります。しかし、きっとその花は、去年も、いや、私が神保町に通い始めた10年以上前も、そこで毎年キレイに咲いていたのかもしれませんが。なぜそれに気づけなかったのか、あるいは、気づかずに済んできたのか…コロナ禍はそういう問題を突き付けました。そして、そういう問題を考えることで、本当に必要なもの、本当はそうでないものが見えてくる日々です。コロナ禍に動ぜず、本質を見据え、高らかに思考したいと思っています。

コンプライアンス制度のアップデートを

コロナ禍において、企業不正のカタチにも変化が生じている可能性があるように思います。例えば、リモートワークの中で盲点となるのはどこか。「リモート」という距離感は、企業に「人権感覚」をも求めているように思います。

内部通報制度について言えば、拾うべき情報とそうでない情報、拾いやすい情報と拾いにくい情報…を整理する必要があると思います。

改正公益通報者保護法が施行されました。法は、企業に、通報者に寄り添い、また、通報対応業務の従事者の皆様にしっかりと寄り添うことを求めています。刑罰付き守秘義務という重い責務を負うこととなった従事者の皆様の、まさに新たな挑

戦が始まりました。

こうしたコンプライアンス制度のアップデートのお役に立てればと思います。

(携帯ショップ店員を描いた小説から)

「スマホって、そもそも最初から最後まで未完成なんです」(中略)

スマホ界は常に動いていること。どんどん変化していく環境に適応していくために、スマホもちょっとずつマイナーチェンジしていく必要があること。アップデートすることで不具合が生じることはたしかにあるけれど、そういう失敗を重ねて改良されていくこと……………。

「そのままの姿で新しいことにトライしたり、できることが広がったりするって、すごく素敵なことだと思うんです」

(青山美智子『月曜日の抹茶カフェ』宝島社(2021))

最初から最後まで未完成。だからこそ愛せるのだと思います。企業内の制度も同じなのだと思います。そこには企業の歴史と文化、時代が刻まれています。そして、時代は変化します。

このような思いでコンプライアンスに取り組んでいます。

遠藤輝好法律事務所

弁護士数: 1名(2022年11月末現在)
代表弁護士: 遠藤輝好(第二東京弁護士会)
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-7-12
巖松堂ビル9階
TEL: 03-3518-9951
URL: https://eklo.jp/
Mail: endo@eklo.jp

丸の内総合法律事務所

クライアントを支え続ける 信念と実績

積み上げてきた信頼とブランド

丸の内総合法律事務所は、1950年に松本正雄弁護士(最高裁判所判事や国家公安委員を歴任)によって設立され、株主総会対応を含む日常的なご相談から、訴訟、M&A、新規ビジネスへの対応、及び、AIなど先端技術分野に関わる法律相談、時には法的側面を超えた経営アドバイスに至るまで、企業法務における様々なニーズに対応してきました。その結果、設立以来、業種や規模等を問わず多くの顧問先企業と継続的な信頼関係を築くとともに、顧問先企業以外でも、多くの企業及び個人から様々なご依頼をいただき現在に至っております。今後とも、これまでに培ってきた企業法務における総合力をベースとして、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、様々な分野において皆さまのサポートをさせていただきます。

専門領域の確立

当事務所は、各弁護士がそれぞれ専門的な法律領域を担当できるよう、コーポレート法研究チーム、経済法研究チーム、知的財産法研究チーム、IT法研究チーム、労働法研究チーム、環境法研究チーム、国際法研究チーム等の専門チームを組成して、日々研鑽に努めております。その成果については、当事務所のメールマガジン(丸の内総合法律事務所 ニュースレター)、セミナー、書籍及び雑誌等を通じて積極的に情報発信しております。

また、各弁護士の専門性を確立するべく、若手弁護士を中心として、官公庁等での執務を推奨しております。当事務所では、特許庁や公正取引委



員会等に出向して法改正や法執行に携わった弁護士が在籍しているほか、現在も、個人情報保護委員会や経済産業省等にて勤務しております。

近年、当事務所において、積極的に取り組んでいる分野としては、3つの分野を挙げることができます。

第1に、「M&A案件」であり、近年はクロスボーダーのM&A案件からコンパクトなM&A案件まで、対象企業の業種や規模に応じた多様な案件を手掛けております。

第2に、第三者委員会等の不正調査案件であり、著名企業の会計不正を巡る大規模案件など不正調査案件に委員長、委員及び調査補助者として多数携わり、ステークホルダーの信頼回復に寄与しております。

第3に、上場準備をしている企業支援として、社内規程やコーポレート関係(内部統制の構築・開示制度の強化)等を含むパッケージでのサポートを行っております。

当事務所では、随時外部向けの無料セミナーも実施しておりますので、お気軽にご参加いただければと思います。

丸の内総合法律事務所

弁護士数：パートナー16名 アソシエイト弁護士9名、
他1名が官公庁へ出向、2名が民間企業にて執務中、顧問
弁護士1名(2022年11月末現在)
代表弁護士：松本伸也、松井秀樹(両名とも第二東京弁護士
会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビル815区
TEL:03-3212-2541
URL: <http://www.marunouchi-sogo.com>
Mail: info@marunouchi-sogo.com

金誠同達法律事務所—日本業務部門

中国法のフロンティアにて ビジネスのニーズに合った 良質なソリューションの提供

金誠同達法律事務所(JT&N)日本業務部門は長年にわたって日系企業を対象とする全面的な中国法のサービスを提供し、日本の渉外法律事務所の伝統と長所を継承しているとともに、中国弁護士としての能力を十分に活かしてクライアントのために一流の法律サービスを提供することに専念しています。

複雑なデータコンプライアンス案件において 常に顧客の視点と利益を優先

JT&N日本業務部門の弁護士たちは長期にわたって当該分野の立法や学術的な活動に従事しており、データ三法等法令の制定と検討の過程に参画し、多くの多国籍企業の法律顧問として、データコンプライアンスにかかわる業務につき、ワンストップ式の法律サービスを提供しています。

「サイバーセキュリティの分野におきましては、各実施細則の公布がその上位法の立法と実施に遅れているので、なおも石橋を叩いて渡らなければならないところが多いです。このため、中国にて投資されている日系企業の皆様としては、これにどのように対応すれば良いのかというのは、一つの難題となっていると存じます。」(趙雪巍弁護士)

「私たちは、政府の監督管理の実状とクライアントの実際のニーズの視点に立ち、先にクライアントの現状を徹底的に把握し、その上で理論と実務経験を存分に活用し、的確かつ運用可能なデータコンプライアンス案件のソリューションをオーダーメイドさせていただけるよう終始一貫して尽力いたしております。」(張国棟弁護士)

中国独禁法の専門家による総合的な サポートの提供

中国では、2022年6月に改正された「独占禁止



法」により、中国での企業結合審査の適用範囲が拡大され、さらには、企業結合関連の違法行為に対する処罰の強度等が大幅に引き上げられるので、グローバルにビジネスを展開されている日系企業の方々も、中国の「独占禁止法」の関連リスクに更なる注意を払っておられます。

「当チームには独占禁止法を専攻した弁護士たちが多数在籍しており、長年にわたって独占禁止法の研究にいそしみ、多くの独占禁止案件に参加し、実務と理論の経験を豊富に積み重ね、中国の独占禁止局との間に良好な意思疎通のルートを形成してまいりました。また、日本語、中国語、英語および韓国語をもちまして、総合的な法律サービスをクライアントにお届けしているというところが、当チームのアドバンテージの一つかと存じております。」(金英蘭弁護士)

金誠同達法律事務所

北京・上海・深セン・合肥・杭州・南京・広州・青島・成都・三
亜・西安・瀋陽・濟南・大連・鄭州・香港・東京
弁護士数：1600名超(2022年9月末現在)、代表弁護士の
趙雪巍、張国棟、金英蘭は、いずれも中国弁護士
北京本部
〒100004
中国北京市朝陽区建国門外大街1号国贸大厦A座10階
上海事務所
〒200120
中国上海市浦東新区世紀大道88号金茂大厦18階
TEL:8610-5706-8008(北京本部 日本語対応可)
URL: www.jtn.com/Jp
EMail: jp@jtn.com

平山法律事務所

公正な取引をイノベティブな発想で実現する 独占禁止法ブティック事務所

公正取引委員会を動かし 公正な取引を実現する

独占禁止法は違法と適法の境目がわかりにくいといわれますので、独占禁止法や公正取引委員会という言葉に身構えてしまう企業もあるでしょう。

しかし、平山法律事務所では、弁護士登録以来一貫して独占禁止法分野に注力し、弁護士と公取委職員の双方の立場から実務に接してきた平山賢太郎弁護士が、クライアントの取引先や競合他社による独占禁止法違反行為を公取委へ申告して立入検査を実現するなど、ビジネス拡大のための攻めのツールとして活用するための助言を行って成果をあげています。

平山法律事務所のクライアントは、総合電機メーカー、電子部品・自動車部品・食品・金属製品・医療機器・消費財等のメーカーから、都市銀行、クレジットカード会社、電力会社、デジタルプラットフォーム、システムインテグレーター、業界団体、農業・漁業協同組合、法律事務所など幅広く、各業界の取引慣行をふまえ実務的な助言を提供しています。

経験と知見がイノベティブな 解決をもたらす

平山弁護士は公取委に3年間勤務し、立入検査、命令案作成、代理人弁護士との協議などを通じ、実務に対する深い理解を獲得してきました。弁護士業復帰後には各地の独占禁止法専門弁護士と協働関係を築き、さらに知財専門弁護士や訴訟専門弁護士とのネットワークも活用して、全国から寄せられる多様な依頼にお応えしています。

平山弁護士は、立入検査案件において受任後ただちに依頼者の事業部門の方から直接にお話を伺



い、ビジネスの観点から事案を理解して公取委による事件の見立ての問題点を発見することに努めてきました。そして、必要に応じ経済分析専門家や法学研究者と連携して対応戦略を構築し、イノベティブな主張を展開して成果をあげています。こうして生み出された新たな独占禁止法論点は、案件終了後には研究者の論文によって紹介され、専門家に共有され将来の案件のための道標になっています。

プラットフォームビジネスの発展、DX、コロナ禍などにより旧来の取引慣行は変容を迫られ、最先端の知見を実務へ適用する必要性が高まっています。平山弁護士は筑波大学准教授として独占禁止法研究に携わり、内外の実務家や研究者と交流し、公取委の競争政策研究センター客員研究員として公取委幹部職員と共同研究を展開し、新たな取引のあり方に関する最先端の知見を獲得し、新しい時代に対応した助言を提供する態勢を確立しています。

平山法律事務所

代表弁護士：平山賢太郎(第二東京弁護士会)
〒103-0028
東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル3階+OURS八重洲内
URL: <https://hirayamalawoffices.com/>
Mail: info@hirayamalaw.com

書籍紹介 & セミナー紹介

BOOKS & SEMINAR



●シニエウワ法律事務所

家事裁判から戸籍まで

事例からみる手続の一体的解説と書式・記載例【親権・未成年後見・氏又は名の変更等編】

南敏文〔編著〕



4,840 円(税込)
2022 年9月
日本加除出版
A5判/412 頁

全4巻シリーズ完結の本巻では、親権、未成年後見、失踪宣告、推定相続人の廃除、父又は母の氏を称する入籍、氏又は名の変更、就籍及び戸籍訂正と多くの分野を扱っています。既刊の親子・認知編、養子縁組・離縁編、婚姻・離婚編と併せて参照願います。

55のケーススタディでわかる

テナント賃料増減額請求の手引き

永岡秀一、奥原靖裕〔著〕



2,640 円(税込)
2022 年8月
税務経理協会
A5判/202 頁

不動産案件を主たる業務分野とする弁護士が、テナント物件の賃料増減額に関する任意交渉から法的手続、確定後の処理までの実務、不動産鑑定評価のポイントなどを、計55のケーススタディで分かりやすく整理。

金融機関からみた

事業再生・企業倒産

東京弁護士会金融取引法部〔編〕

田汲幸弘、朝田規与至、田中秀幸、並河宏郷、堀本博靖、古川和典、森田豪文〔著〕



4,400 円(税込)
2022 年3月
金融財政事情研究会
A5判/448 頁

「私的整理」「民事再生」「会社更生」「破産」「特別清算」の各手続について、金融機関や債権者の視点からその骨格を丁寧に解説。2006年に刊行した『事業再生と法的整理(上)(下)』を、1冊にまとめた待望の改訂版。

●長島・大野・常松法律事務所

カーボンニュートラル法務

長島・大野・常松法律事務所 カーボンニュートラル・プラクティスチーム〔編〕

三上二郎、本田圭、藤本祐太郎、服部紘実、宮下優一、渡邊啓久、宮城栄司〔著〕



2,640 円(税込)
2022 年9月
金融財政事情研究会
A5判並製/228 頁

新時代に求められるカーボンニュートラル(脱炭素)法務とは。企業情報開示、ファイナンス取引、再エネ電力など、脱炭素に向けた規制・制作と法務分野の留意点を解説。

会社分割ハンドブック(第3版)

酒井竜児〔編著〕

岩崎友彦、滝川佳代、服部薫、大久保圭、幸田高志、田子弘史〔共著〕
水越恭平、窪木千恵、椎名紗彩、堀川達流〔執筆協力〕



7,700 円(税込)
2021 年12月
商事法務
A5判/758 頁

会社分割の実務・手続をわかりやすく解説。企業結合ガイドラインの大幅な改定、税制改正等、会社分割の制度の実務運用に影響を与える、最新の法令に対応した待望の改訂版。

宇宙ビジネスの法務

大久保涼〔編集代表〕

高橋優、武原宇宙、小原直人、松本尊義、松本晃 ほか〔著〕



2,530 円(税込)
2021 年12月
弘文堂
A5並製/200 頁

宇宙ビジネスの法務に携わるスペース・ロイヤーの経験を結集して、実務で知っておくべき宇宙法のベースとなる議論と契約実務に焦点をあてて検討する。

●中山国際法律事務所

インテグリティ

—コンプライアンスを超える組織論

中山達樹〔著〕



1,980 円(税込)
2021 年12月
中央経済社
A5判/144 頁

コンプラを変え、会社を変え、日本を変える！コンプラ疲れにあえぐ企業、企業文化を変えたい企業、VUCAの羅針盤を求める企業に「インテグリティ」を。

グローバル・ガバナンス・コンプライアンス

海外進出前のデザインから進出後の対応まで

中山達樹〔著〕

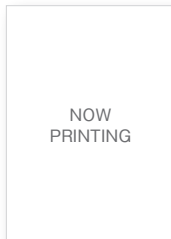


2,750 円(税込)
2021 年10月
中央経済社
A5判/200 頁

著者の現場での実体験で培った「生々しい」肌感覚に基づき、難しいグローバル・ガバナンス・コンプライアンスにつき「実践的」で「活きた」コツを授けます。

(仮)実践！英語交渉術

中山達樹〔著〕



2023 年刊行予定
平成出版

百戦錬磨の国際弁護士が、海外ビジネス20年の経験に基づき、すぐに使える英語表現、国際取引の心構え、具体的な交渉テクニックなどを惜しみなく披露します。

●三浦法律事務所

ポイント解説

実務担当者のための金融商品取引法(第2版)

峯岸健太郎〔編著〕



3,960 円(税込)
2022 年7月
株式会社商事法務
A5判/392 頁

金商法実務の入門書が待望の改訂！専門家に相談するきっかけとしてもらうことを主眼に置き、当局での勤務経験を有する弁護士らが最新の法令や実務対応をわかりやすく解説。

オムニバス法対応

インドネシアビジネス法務ガイド

井上諒一〔編著〕



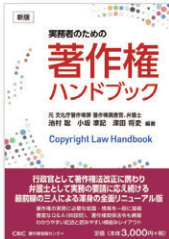
3,190 円(税込)
2022 年4月
中央経済社
A5判/244 頁

オムニバス法施行後の投資法制や労働法制を中心に、難解といわれるインドネシアへの進出法務を、コンパクトに解説。実務面もカバーし、読者のアジア展開をワンストップでサポート。

実務者のための

著作権ハンドブック(新版)

池村聡、小坂準記、澤田将史〔編著〕



3,300 円(税込)
2022 年4月
著作権情報センター
A5判/616 頁

行政官と弁護士、双方の立場での実務経験を有する著者らが、新版を執筆。わかりやすい解説や豊富な一問一答で著作権実務に必要な知識や情報を凝集した必携の1冊。

●One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia(日本メンバーファーム)

最新

東南アジア・インドの労働法務

One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia〔著〕

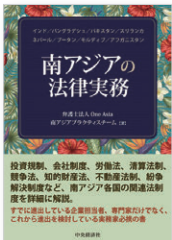


8,470 円(税込)
2021 年4月
中央経済社
A5判/692 頁

東南アジア(ブルネイ除く)・インドの労働法に網羅的に理解できる。法理論のみならず、現場の商慣習や労働慣習を前提に対応すべき事項など、実務的な観点を多く盛り込んでいる。

南アジアの法律実務

弁護士法人One Asia 南アジアプラクティスチーム〔著〕



5,940 円(税込)
2021 年9月
中央経済社
A5判/472 頁

投資規制、会社制度、労働法、清算法制、競争法、知的財産法、不動産法制、紛争解決制度など、南アジア各国の関連法制度を詳細に解説。当該地域への進出を検討している実務家必携。

Q&Aアジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務

One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia〔著〕



9,570 円(税込)
2022 年9月
中央経済社
A5判/812 頁

アジア・オセアニア地域を中心とした個人情報保護規制について、論点となる項目をQ&A形式で整理。域外適用、越境データ規制などのリスクに備え、各国法の理解ができる1冊。

●石寄・山中総合法律事務所

労働行政対応の法律実務(第2版)

石寄信憲〔編著〕

小宮純季、豊岡啓人、山崎佑輔、市川一樹、石寄大介〔著〕



10,450 円(税込)
2021 年11月
中央経済社
A5判/1376 頁

労働行政に対する使用者の対応等を整理・紹介した好評第1版に、働き方改革関連法や、女性活躍推進法等を含めた行政指導等の対応策について大幅に加筆した待望の第2版！

労働時間規制の法律実務(第2版)

石寄信憲〔編著〕

山崎佑輔、土橋泰成、古川将也、佐藤亮太、石寄大介〔著〕



9,130 円(税込)
2022 年5月
中央経済社
A5判/1132 頁

労働時間をめぐる労務に関して、法改正の歴史的経緯、判例の蓄積などをふまえて深みのある解説を展開する。さらに、コロナ下で変革を迫られる雇用の将来像についても言及。

賃金規制・決定の法律実務

(第2版)

石寄信憲〔編著〕

河合美佐、佐藤亮太、石寄大介〔著〕



9,460 円(税込)
2022 年5月
中央経済社
A5判/1136 頁

労基法を中心とした法規制及び判例の蓄積の詳細な検討を基礎に、実務上の論点を明快に解説。さらに「賃金決定と人事制度」の章でわが国の企業文化にあった賃金決定を論ずる。

●弁護士法人北浜法律事務所

金融機関の法務対策

6000講第I～Ⅵ巻[全6巻]

金子修・神田秀樹・中務嗣治郎・古澤知之(弊所より若井大輔弁護士)[著]

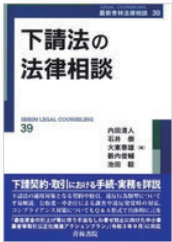


66,000円(税込)
2022年2月
金融財政事情研究会
B5判/8784頁

2018年刊行『金融機関の法務対策5000講』を4年ぶりに全面刷新。第一線で活躍する金融実務家、弁護士、裁判所関係者により実務で起こりうるあらゆる問題点に関して解説された金融実務の定本。

下請法の法律相談

内田清人・石井崇・大東泰雄・飯内俊輔・池田毅[編]



6,930円(税込)
2022年2月
青林書院
A5判/532頁

下請法の適用対象となる契約や取引、違反行為類型について平易解説。公取委・中企庁による調査や違反発覚時の対応、コンプライアンス対策についてもQ&A形式で具体的に言及。

東南アジア4か国のジョイント・ベンチャー法制と実務対応

—インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム

公益財団法人国際民商事法センター[監修]
弊所より児玉実史弁護士[著]



4,620円(税込)
2021年12月
商事法務
A5判/212頁

ジョイント・ベンチャーに適用される会社法制度・外資規制の各国最新動向および株主間契約締結の際に注意すべきポイントを、インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム各国における企業法務を熟知する4人の現地弁護士と日本の研究者・実務家が解説。

●弁護士法人淀屋橋・山上合同

若手弁護士のための弁護実務入門

中尾 巧[著]



2,420円(税込)
2022年8月
成文堂
四六判/264頁

直ぐに役立つ弁護実務のノウハウ・知見を、ストーリー形式でわかりやすく解説。一流弁護士を目指す若手弁護士必読の一冊。借地借家法や民事執行法、労働基準法といった基礎的なテーマから、特別背任、品行取引、国際取引といった発展的な内容まで。

対話でわかる国際租税判例

木村浩之[編著]

野田秀樹・佐藤修二[著]



2,970円(税込)
2022年1月
中央経済社
A5判/224頁

15の重要国際租税事件について、解説・対話の2つの形式で理論と実務の観点から“生々しい”検討を行う。国際課税をめぐる多くの論点への理解を深めることができる1冊。

シェアリングエコノミーの法規制と実務

石原遥平[編著]



4,730円(税込)
2022年3月
青林書院
A5判/360頁

シェアリングエコノミーに深く関与する弁護士・会計士・税理士が網羅的に解説。各分野ごとに具体的な事例をあげて法的視点で分析し詳解しつつ、ルールメイキングの具体的な手法を明示する。

●フォーサイト総合法律事務所

IPO実践ケーススタディ

日本IPO実務検定協会、EY新日本有限責任監査法人、フォーサイト総合法律事務所、あいわ税理士法人、宝印刷株式会社[編]



4,950円(税込)
2021年12月
中央経済社
A5判/396頁

短期間でIPO準備の実践能力を身につけるため、監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、印刷会社の各専門家がケーススタディによりIPO準備実務を解説。

日経ムック

まるわかり起業&IPO

日本経済新聞出版[編]、有限責任あずさ監査法人、フォーサイト総合法律事務所[協力]



1,980円(税込)
2022年1月
日本経済新聞出版
A4変形判/120頁

起業家の心構え、資金調達、事業計画の作り方、決算関連資料の作成、コーポレート・ガバナンスなど、会社の立ち上げから事業を軌道に乗せるまでのノウハウを丸ごと解説。IPOを目指す起業家を対象に、上場準備の進め方や上場審査のポイントも詳述。

過大要求・悪質クレームへの企業対応の実務

—取引先・消費者・株主の問題行動—

市川浩行・岩下明弘[共編]
当所所属弁護士木村亮介[執筆参加]



4,400円(税込)
2022年8月
新日本法規出版
A5判/350頁

カスハラや嫌がらせ、理不尽な要求から社員と会社を守るために会社がとるべき具体的な対応方法をアドバイスした上で、関連する法規制や裁判例を基に、企業法務の第一線で活躍する弁護士が実際に受けた法律相談の経験を踏まえて執筆。

●弁護士法人イノベントピア・弁理士法人イノベントピア

役員・経営者のための知的財産Q&A

弁護士法人イノベントピア・弁理士法人イノベントピア[編著]



3,850円(税込)
2022年11月
中央経済社
A5判/312頁

近年企業経営において重要性を増している知的財産につき、役員・経営者として押さえておくべきポイントを弁護士・弁理士の立場から解説する。

再生可能エネルギー法務(改訂版)

第一東京弁護士会環境保全対策委員会[編]



6,820円(税込)
2022年10月
勁草書房
A5判/600頁

再生可能エネルギー全般について、関連法令等の制度面を中心に、導入・運用(住民に対する説明、ファイナンス等)のポイント、関連裁判例までを詳細に解説する実務書。

英和対訳 ソフトウェアライセンス契約の実務

弁護士法人イノベントピア[編著]



3,960円(税込)
2021年2月
商事法務
A5判/384頁

ソフトウェアライセンス契約書のレビューやドラフトに際し、担当者が繰り返し手軽に参照できる書籍。契約の法的性質やビジネススキーム、一般条項、SaaS型クラウドサービス契約も含めて網羅的に解説。

●創・佐藤法律事務所

NFTの教科書

ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計まで

デジタルデータが資産になる未来

天羽健介・増田雅史[編著]

(斎藤創、浅野真平、今成和樹執筆参加)



1,980円(税込)
2021年10月
朝日新聞出版
四六判/320頁

NFTに興味をもつすべての方を対象とし、ビジネスや技術といった社会実態から法律・会計・税務上の取扱いなどの制度面に至るまで幅広くカバーした総合的なテキストブック

Q&A 投資事業有限責任組合の法務・税務(改訂版)

ファンド法務税務研究会[著]



5,940円(税込)
2020年5月
税務経理協会
A5判/536頁

ファンドで一般的に用いられる投資事業有限責任組合に関する法務・税務に関して、第一線でファンド組成に携わってきた弁護士・税理士による実務視点のQ&A

スタートアップ投資契約

—モデル契約と解説—

矢戸善一=ベンチャー・ロー・フォーラム(VLF)[編]



5,940円(税込)
2020年12月
商事法務
A5判/420頁

スタートアップ投資に関するモデル契約を示すとともに最新の実務を解説。スタートアップ投資関係者の必携書。

●弁護士法人樋口国際法律事務所

ポイントがわかる! 国際ビジネス契約の基本・文例・交渉

樋口一磨[著]



3,190円(税込)
2019年9月
日本加除出版
A5判/272頁

秘密保持、売買・供給、販売店・代理店、生産委託という登場頻度の高い国際契約につき、標準的な条項例、立場に応じた留意点、交渉のコツまで、ポイントをわかりやすく解説。

中小企業法務のすべて

日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター[編]

樋口一磨[執筆者として参加]



4,400円(税込)
2017年3月
商事法務
A5判/324頁

中小企業支援において必要不可欠な法務全般に関し、経験豊富な弁護士により詳細かつ網羅的に解説した実務書。

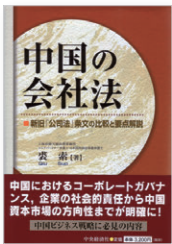
●のぞみ総合法律事務所

Q&A改正公益通報者保護法
結城大輔、福塚侑也ほか〔共著〕

2,200円(税込)
2022年7月
金融財政事情研究会
四六判/192頁

2022年6月1日に施行された改正公益通報者保護法、指針、指針解説に全面対応。改正部分も含めた公益通報者保護法のポイントをQ&A形式で、新任担当者にもわかりやすく解説。

●錦天城法律事務所

中国の会社法
—新旧「公司法」条文の比較と要点解説
袁索 (Qiu Suo)〔著〕

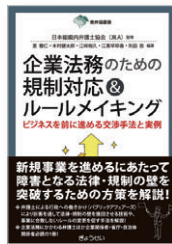
3,520円(税込)
2007年12月
中央経済社
A5判/304頁

2006年より施行されている中国の新公司法について、その改正背景、新たに導入された諸制度及びビジネスへの影響、新旧条文を対照的に解釈することで明らかにしている。

●ひふみ総合法律事務所

企業法務のための
規制対応&ルールメイキング

日本組織内弁護士協会 (JILA)〔監修〕
里雅仁、木村健太郎、江崎裕久、江黒早耶香、矢田悠〔編著〕



3,850円(税込)
2022年3月
ぎょうせい
A5判/264頁

新規事業を進めるにあたって障害となる法律・規制の壁を撤回させるための技術や、事業に合致しないルールの変更を促す手法を具体的な事例を基に解説する。

●増田パートナーズ法律事務所 Masuda & Partners Law Office

遵守の強制から誇りある行動を導く
エモーショナルコンプライアンス
増田英次〔著〕

3,520円(税込)
2021年7月
中央経済社
A5判/260頁

VUCA時代に適応するコンプライアンス体制の構築に必要な取り組みを解説。「エモーショナルコンプライアンス」という新手法で内発的動機に基づいて不正を防止する。

最新法務省令対応
令和元年会社法改正のポイント
と実務への影響

徳本穰ほか〔著〕



4,400円(税込)
2021年3月
日本加除出版
A5判/396頁

弁護士・公認会計士・税理士等の実務家や各界の専門家、新進気鋭の研究者、総勢24名が、会社法改正の実務への影響を読み解く。最新法務省令を含めた実務への影響への理解は、この1冊で。

●桃尾・松尾・難波法律事務所

ベンチャー企業による資金調達
の法務(第2版)

桃尾・松尾・難波法律事務所〔編〕
角元洋利、山口敏寛、乾正幸、鳥養雅夫〔編著〕



3,520円(税込)
2022年1月
商事法務
A5判/318頁

ベンチャー企業に対する投資契約および株主間契約について、具体的な条項に基づいて解説しました。また、IPOおよびストックオプションといった周辺領域も解説しました。

キャリアデザインのための
企業法務入門

～大学で学んだ法学がどう活かせるか～

松尾剛行(桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士)〔著〕



2,090円(税込)
2022年3月
有斐閣
四六判/226頁

法学部生・若手ビジネスパーソンを対象とした、企業法務の入門書。幅広く実例を紹介し、読者に企業法務のイメージを伝授します。

紛争解決のためのシステム開発
法務

～AI・アジャイル・パッケージ開発等のトラブル対応～

松尾剛行、西村友海〔著〕



6,820円(税込)
2022年3月
法律文化社
A5判/564頁

多くのシステム開発案件に携わってきた経験を基に、様々な紛争裁判や、紛争を防ぐための契約やそのプロセスなど、最新の動向に照らしてプロジェクトの失敗を防ぐための方法を解説しました。

●ベンチャーラボ法律事務所

実践
会社役員のための法務ガイド
淵邊善彦〔著〕(作画／木村容子)

3,740円(税込)
2021年8月
中央経済社
A5判/304頁

主に役員が知っておくべき企業法務に関わる50のテーマを厳選。ビジネスの現場で活用できる法的な知識や、事業を進める上でのリーガルセンスを身につけることができるガイド。

困った時にすぐわかる!トラブル対策のコツ
経営者になったら
押さえておくべき法律知識
淵邊善彦〔著〕

1,980円(税込)
2021年3月
第一法規
四六判/160頁

企業の成長過程でよくある法的トラブルの場面別に、ストーリーによる事例、解説、重要法令、チェックリストで学び、最低限押さえておくべき法律知識がわかる基本解説書。

トラブル事例でわかる
アライアンス契約
交渉から終了までのポイントと契約条項例
淵邊善彦〔著〕

3,080円(税込)
2021年11月
日本加除出版
A5判/264頁

アライアンスに関する法的知識をコンパクトに解説した上で、トラブル事例を紹介し、その解決法や予防法を検討。著者の経験した案件や裁判例をもとに構成した49事例について、条項例を交えて解説。

●鳩谷・別城・山浦法律事務所

Q&A 有期契約労働者の
無期転換ルール

別城信太郎〔編著〕
山浦美卯、山浦美紀、西本杏子、別城尚人〔著〕



3,410円(税込)
2017年11月
新日本法規出版
A5判/276頁

有期契約労働者からの無期転換申込みについて、ポイントとなる事項や実務対応をQ&Aで解説。加えて、就業規則例(全74条)や具体的なケースに応じた条項例など、参考文例を豊富に掲載。

実務家・企業担当者のための
ハラスメント対応マニュアル
山浦美紀ほか〔著〕

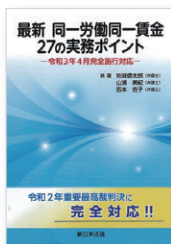
3,630円(税込)
2020年6月
新日本法規出版
B5判/280頁

ハラスメントの相談を受けた時、事情聴取の実施時、さらに懲戒処分や再発防止策を行う際や紛争対応のポイント、参考書式を交えつつ解説に工夫を凝らしてわかりやすくまとめています。

最新 同一労働同一賃金
27の実務ポイント

—令和3年4月完全施行対応—

別城信太郎、山浦美紀、西本杏子〔著〕



3,300円(税込)
2021年3月
新日本法規出版
A5判/234頁

同一労働同一賃金について「ここだけは押さえておきたい」というポイントを厳選し、令和2年10月の最高裁判決に対応しながらわかりやすく解説しています。

●弁護士法人高井・岡芹法律事務所

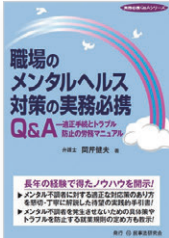
〔LAWYERS' KNOWLEDGE〕
労働法実務 使用者側の実践知 (第2版)
 岡芹健夫〔著〕



4,290 円 (税込)
 2022 年 8 月
 有斐閣
 A5 判 / 502 頁

労働紛争が生じ得る局面を詳細に分類し、法的アドバイス、初動対応、キーとなる類似裁判例の見つけ方・読み方など、労働法実務において押さえるべきポイントを分かりやすく解説。

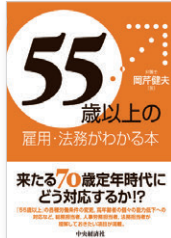
職場のメンタルヘルス対策の実務必携Q&A
 ―適正手続とトラブル防止の労務マニュアル―
 岡芹健夫〔著〕



2,970 円 (税込)
 2021 年 10 月
 民事法研究会
 A5 判 / 278 頁

職場の管理・監督者や人事・労務担当者が知っておくべき基礎知識、多様な具体的場面における適正な手続・対処策等を具体的に解説し、裁判例・行政通達等も豊富に紹介。

「55歳以上」の雇用・法務がわかる本
 岡芹健夫〔著〕



2,750 円 (税込)
 2021 年 10 月
 中央経済社
 A5 判 / 180 頁

高齢者の活用及び処遇とその他の制度、環境整備に焦点を当て、高齢者雇用における労働条件の変更、高齢者個々の能力低下への対応等、人事労務・法務上の留意点をわかりやすく解説。

●弁護士法人大江橋法律事務所

共同研究開発契約の法務 (第2版)
 重富貴光、酒匂景範、古庄俊哉〔著〕



3,630 円 (税込)
 2022 年 9 月
 中央経済社
 A5 判 / 296 頁

スタートアップとの案件における留意点を追記した最新版！多彩な契約条項例・書式例を収録し、重要裁判例をピックアップした紛争予防のポイントがわかる1冊。

BtoC Eコマース実務対応
 古川昌平、上原拓也、小林直弥〔著〕



2,970 円 (税込)
 2022 年 8 月
 商事法務
 A5 判 / 248 頁

Eコマースビジネスの実務における悩みどころなどについて、改正消費者契約法をはじめとした最新の法改正や規制の動向も踏まえ、横断的・網羅的に対応策を解説。

優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析 (第4版)
 長澤哲也〔著〕



4,840 円 (税込)
 2021 年 11 月
 商事法務
 A5 判 / 528 頁

法務担当者、調達担当者が真に知りたい実務対応を理論的に解明。下請法の全体像を体系的・網羅的に解説し、実務で直面する問題を解決へ導く羅針盤となる一冊。初版から10年を経た、待望の全面改訂版。

●ゾンデルホフ・アインゼル法律特許事務所

Q&Aでわかる業種別法務 医薬品・医療機器

日本組織内弁護士協会〔監修〕／岩本竜恒〔編集代表〕／平泉真理、水口美穂、三村まり子、若林智美〔編〕
 根本站子ほか〔執筆〕



3,630 円 (税込)
 2019 年 11 月
 中央経済社
 A5 判 / 296 頁

インハウスローヤーを中心とした執筆者が、医薬品・医療機器メーカーの法務に必要な知識を解説。ビジネスのサイクルに沿って、契約・規制法・知財等のトピックを幅広くカバー。

●金誠同達法律事務所―日本業務部門

実例でわかる 中国進出企業の税務・法務リスク対策
 ～法制度から現地の商慣習まで～
 2022年改訂版
 築瀬正人、趙雪巍〔著〕



4,840 円 (税込)
 2022 年 10 月
 第一法規
 A5 判 / 460 頁

中国の法制度・商慣習に詳しく、進出企業へのコンサル業務に従事してきた著者ならではの活きた実例をベースに、中国進出企業が直面する税務・法務のリスクの回避・解決策について、リスクの場面ごとにQ & Aで解説。

シティユーワ法律事務所

CY法務セミナー 中国法務の概略と要点	
〔講師〕住田尚之 弁護士 〔開催日時〕2023年1月30日(月) 14:00～15:00	〔開催場所〕Zoomウェビナー(予定) 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕シティユーワ法律事務所 電話番号 03-6212-5600(セミナー専用)
 E-mail seminar@city-yuwa.com URL https://www.city-yuwa.com

CY法務セミナー
中国子会社のコンプライアンス対策

〔講師〕谷 友輔 弁護士 〔開催日時〕2023年2月(予定)(決まり次第ホームページで公表します)	〔開催場所〕Zoomウェビナー(予定) 〔参加費〕無料
--	--------------------------------

〔問い合わせ先〕シティユーワ法律事務所 電話番号 03-6212-5600(セミナー専用)
 E-mail seminar@city-yuwa.com URL https://www.city-yuwa.com

CY法務セミナー
ベトナム最新法務実務

〔講師〕栗津卓郎 弁護士 〔開催日時〕2023年3月(予定)(決まり次第ホームページで公表します)	〔開催場所〕Zoomウェビナー(予定) 〔参加費〕無料
--	--------------------------------

〔問い合わせ先〕シティユーワ法律事務所 電話番号 03-6212-5600(セミナー専用)
 E-mail seminar@city-yuwa.com URL https://www.city-yuwa.com

中山国際法律事務所

笑顔あふれるシン・コンプライアンス研修
～インテグリティとワークショップを活用～

〔講師〕中山達樹 弁護士 〔開催日時〕2023年2月10日(金) 13:30～16:30	〔開催場所〕会場(日本橋茅場町)、LIVE配信、後日配信受講可 〔参加費〕35,000円(税込)
---	---

〔問い合わせ先〕金融財務研究会
 URL https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail/?sc=k230265

インテグリティ理論によるコンプライアンスの拡充
～「コンプライアンスの限界」を補う新理論～

〔講師〕中山達樹 弁護士 〔開催日時〕2023年2月17日(金) 14:00～17:00	〔開催場所〕会場(御徒町)、LIVE配信 〔参加費〕35,200円(税込)
---	--

〔問い合わせ先〕企業研究会
 URL https://form.bri.or.jp/public/seminar/view/48270

海外関連会社のガバナンス・コンプライアンス・管理の進め方
～「誰が」「どのような」役割分担をして海外コンプライアンスを実施すべきか～

〔講師〕中山達樹 弁護士 〔開催日時〕2023年3月16日(木) 13:30～16:30	〔開催場所〕LIVE配信、後日配信受講可 〔参加費〕29,400円(税込)
---	--

〔問い合わせ先〕金融ファクシミリ新聞社
 URL https://www.fngseminar.jp/seminar/index.php?p=detail&num=5090

長島・大野・常松法律事務所

『カーボンニュートラル法務』出版記念セミナー	
第1回「カーボンニュートラル法務の最前線」 (講師:弁護士 三上二郎、渡邊啓久、宮城栄司) 第2回「脱炭素のためのキーテクノロジー:コーポレートPPAとカーボンクレジット」 (講師:弁護士 本田圭、藤本祐太郎) 第3回「カーボンニュートラルのための企業情報開示・ファイナンス」 (講師:弁護士 服部紘実、宮下優一)	
[開催日時] オンデマンド配信中	[開催場所] オンライン [参加費] 無料

[問い合わせ先] 長島・大野・常松法律事務所 セミナー事務局
E-mail seminar@noandt.com
URL 第1回 <https://www.noandt.com/seminars/seminar20221014-1/>
第2回 <https://www.noandt.com/seminars/seminar20221102-1/>
第3回 <https://www.noandt.com/seminars/seminar20221207-1/>

今から始める「人権コンプライアンス」ショートセミナー・シリーズ 特別編 ～人権DDガイドラインの概要及び企業に求められる取り組み～	
[講師] 福原あゆみ 弁護士 [開催日時] オンデマンド配信中	[開催場所] オンライン [参加費] 無料

[問い合わせ先] 長島・大野・常松法律事務所 セミナー事務局
E-mail seminar@noandt.com
URL <https://www.noandt.com/seminars/seminar20221003-1/>

危機管理・コンプライアンスセミナー ～“企業風土”を考えるー企業風土の検証と改善～	
[講師] 弁護士 井上聡、埜尚義、深水大輔、工藤靖 ほか [開催日時] オンデマンド配信中	[開催場所] オンライン [参加費] 無料

[問い合わせ先] 長島・大野・常松法律事務所 セミナー事務局
E-mail seminar@noandt.com
URL <https://www.noandt.com/seminars/seminar20221118-1/>

創・佐藤法律事務所

情報漏えいの実務対応と最先端のフォレンジック対策 ～企業内フォレンジック [®] ルームによる自社での解決法～	
[講師] 佐藤有紀 弁護士 [開催日時] 開催中	[開催場所] YouTubeにて公開 https://youtu.be/3qa_n5l8QWs

[問い合わせ先] E-mail legaldata_info@aos.com

三浦法律事務所

ESG・金融・データ・労務の4つの視点で読み解く 2023年企業法務の新展開	
[講師] 弁護士 坂尾 佑平、小倉 徹、菅原 裕人、所 悠人 [開催日時] 2023年1月16日(月) 13:00～ (2023年3月13日(月) 13:00までアーカイブ配信中。アーカイブ配信の申込締切は2月17日(金) 16:00。)	[開催場所] WEBセミナー(アーカイブ配信) [参加費] ・一般:11,000円(税込) ・BUSINESS LAWYERS LIBRARY 法人会員(同一法人内で2アカウントまでご契約の場合):3,300円(税込) ・BUSINESS LAWYERS LIBRARY 法人会員(同一法人内で3アカウント以上ご契約の場合):無料

[問い合わせ先] 弁護士ドットコム株式会社
URL <https://www.businesslawyers.jp/seminars/173>

事業会社によるスタートアップ投資のイントロダクション	
[講師] 弁護士 尾西 祥平 [開催日時] 2023年2月21日(火) 14:00～16:00	[開催場所] 企業研究会セミナールーム ※オンライン(Zoom)でも配信いたします。 [参加費] ・会員 27,500円(税込) ・一般 29,700円(税込)

[問い合わせ先] 一般社団法人企業研究会
URL <https://form.bri.or.jp/public/seminar/view/47578>

情報セキュリティ体制整備と法務の役割	
[講師] 佐山 享史(テクマトリックス株式会社)、弁護士 中島 稔雄 [開催日時] 2023年1月(詳細は当事務所ウェブサイトに掲載予定)	[開催場所] WEBセミナー [参加費] 無料

[問い合わせ先] 三浦法律事務所
URL <https://www.miura-partners.com/contact/>

山下総合法律事務所

～上場会社での導入助言実績を有する講師陣が解説～ 役員報酬設計の最前線 ～最新のトレンドから実際に多くの企業が直面している課題の解決方法まで～	
[講師] 弁護士 塚原雅樹、小澤 拓 [開催日時] 2023年2月1日(水) 14:00～17:00	[開催場所] 東京 + WEB [参加費] ・正会員 35,200円(税込) ・一般 38,500円(税込)

[問い合わせ先] 一般社団法人企業研究会 電話番号 03-5834-3922
URL <https://www.bri.or.jp/contact>

オルタナティブデータセミナー(仮)	
[講師] 弁護士 小澤 拓、桑原広太郎 [開催日時] 2023年3月3日(金) 14:00～17:00	[開催場所] 東京 + WEB [参加費] 未定 ※詳細はお問い合わせください。

[問い合わせ先] 一般社団法人企業研究会 電話番号 03-5834-3922
URL <https://www.bri.or.jp/contact>

上場会社における株主対応の実務 ～株主提案権/株主総会招集請求権が行使された場合の対応を中心に、改めて買収防衛策～	
[講師] 弁護士 小園江有史 [開催日時] 2023年3月8日(水) 14:00～17:00	[開催場所] WEB [参加費] ・会員 22,000円(税込) ・一般 27,500円(税込)

[問い合わせ先] 株式会社プロネクサス
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

石嵯・山中総合法律事務所

労務コンプライアンスの基本と実務 ～企業不祥事事例から学ぶ労働法分野の喫緊の経営課題～	
〔講師〕山中健児 弁護士 〔開催日時〕2023年3月29日(水) 15:00～17:00	〔開催場所〕WEB (Microsoft Teamsを使用) 〔参加費〕5,500円 (顧問先企業は1社4名まで無料)

〔問い合わせ先〕石嵯・山中総合法律事務所 電話番号 03-3272-2821 (代)
E-mail seminar@iylaw.jp URL https://www.iylaw.jp/topics/
※定期開催の労働法セミナーとしてHP上で順次ご案内しています。

問題社員が引き起こす労務トラブルへの実務対応	
〔講師〕江島健彦 弁護士 〔開催日時〕2023年4月13日(木) 10:00～16:00	〔開催場所〕労務行政セミナールーム, WEB同時配信 〔参加費〕29,700円 (税込) ※ 予定

〔問い合わせ先〕株式会社労務行政 電話番号 03-3491-1231 (代)
URL https://www.rosei.jp/seminar

メンタル不調社員の休職・復職と実務対応＝最新20ポイント ～最新の判例・裁判例に基づいた正しい対処法を～	
〔講師〕橘 大樹 弁護士 〔開催日時〕2023年3月10日(金) 13:00～17:00	〔開催場所〕日本教育会館 第二会議室 〔参加費〕・ゴールド会員 24,200円 (税込) ・シルバー会員 27,500円 (税込) ・会員以外 37,400円 (税込)

〔問い合わせ先〕みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 電話番号 0120-737-132 03-6808-9073
URL https://www.mizuhosemi.com/index.html

弁護士法人北浜法律事務所

実務で役立つ印紙税の考え方 【ビジネスパーソンのための法律入門】	
〔講師〕安田雄飛 弁護士 〔開催日時〕オンライン録画セミナー (2022年7月27日開催分)	〔開催場所〕WEB (オンライン録画配信) 〔参加費〕5,500円 (税込) (企業単位でのお申込:27,500円) (税込)

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社 URL https://businessandlaw.jp/seminar/k169609323/
E-mail seminar@businessandlaw.jp

デジタル金融サービスエキスパート 【資金決済コース・暗号資産コース】Web講義+認定試験(CBT方式)	
〔講師〕弁護士 阿部正弘、覺道佳優、杉山典彦、中川優伸、吉森大輔 〔開催日時〕2022年12月12日(月) 正午配信開始予定	〔開催場所〕WEB 〔参加費〕・WEB講義受講料:各コース88,000円 (税込) ・CBT方式試験受験手数料:各コース11,000円 (税込)

〔問い合わせ先〕一般社団法人金融財政事情研究会・研修センター 電話番号 03-3358-1786
URL 資金決済コース:https://www.kinzai.or.jp/seminar/detail/fundsettlement
 暗号資産コース:https://www.kinzai.or.jp/seminar/detail/cryptoassets

弁護士法人淀屋橋・山上合同

地方公務員における 問題を抱える職員対応の実務ポイント	
〔講師〕渡邊 徹 弁護士 〔開催日時〕2023年2月13日(月) 13:00～17:00 2月14日(火) 9:30～16:00	〔開催場所〕 一般社団法人日本経営協会関西支部専用教室 (大阪市西区 靱本町1-8-4 (大阪科学技術センタービル)) 〔参加費〕会員: 35,200円 (税込) 一般: 31,900円 (税込)

〔問い合わせ先〕一般社団法人日本経営協会関西支部企画研修グループ 電話番号 06-6443-6962
E-mail ksosaka@noma.or.jp URL https://www.noma-front.com/NOMA_PDF/kansai/60018624.pdf

労働時間管理の基本と実務対応 ～最新状況を踏まえた労働時間管理の実務上の留意点をわかりやすく解説～	
〔講師〕渡邊 徹 弁護士 〔開催日時〕2023年2月21日(火) 13:30～16:30	〔開催場所〕 一般社団法人日本経営協会関西支部専用教室 (大阪市西区 靱本町1-8-4 (大阪科学技術センタービル)) 〔参加費〕未定

〔問い合わせ先〕一般社団法人日本経営協会関西支部企画研修グループ 電話番号 06-6443-6962
E-mail ksosaka@noma.or.jp URL https://www.noma-front.com
※詳細はお問い合わせください。

シェアリングエコノミーの基礎と実務	
〔講師〕石原遥平 弁護士 〔開催日時〕2023年2月中旬以降公開予定	〔開催場所〕WEB (eラーニング) 〔参加費〕未定

〔問い合わせ先〕株式会社ビズアップ総研 電話番号 03-3569-0968
URL (お問い合わせ) https://www.bmc-net.jp/contact/ (セミナー) https://www.bmc-net.jp/seminar/
※詳細はお問い合わせください。

弁護士法人イノベンティア・弁理士法人イノベンティア

イノベンティア・モーニングブリーフ ～特許権侵害に基づく損害賠償額の算定に関する最近の知財高裁判決の解説(仮)～	
〔講師〕神田 雄 弁護士 〔開催日時〕2023年1月27日(金) 7:30～9:00	〔開催場所〕WEB 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕弁護士法人イノベンティア 電話番号 03-6261-6581
E-mail Info@innoventier.com URL https://innoventier.com/

イノベンティア・モーニングブリーフ ～音楽教室事件最高裁判決の解説(仮)～	
〔講師〕町野 静 弁護士 〔開催日時〕2023年2月28日(火) 7:30～9:00	〔開催場所〕WEB 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕弁護士法人イノベンティア 電話番号 03-6261-6581
E-mail Info@innoventier.com URL https://innoventier.com/

ライセンス契約の実践ポイント 2022年定例コース (関東E05)	
〔講師〕飯島 歩 弁護士 〔開催日時〕2023年2月2日(木)	〔開催場所〕一般社団法人日本知的財産協会 東京事務所 〔参加費〕主催者にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕一般社団法人 日本知的財産 URL http://www.jipa.or.jp/kensyu/seminar/index.html

桃尾・松尾・難波法律事務所

ベンダの観点からみた紛争解決のためのシステム開発法務 ～松尾剛行＝西村友海『紛争解決のためのシステム開発法務』を使いこなして契約レビュー、プロジェクト支援、紛争解決のレベルを上げたいベンダ法務担当者のための「応用編」～	
〔講師〕桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士 松尾剛行 〔開催日時〕録画配信	〔開催場所〕WEB（動画共有サイト「Vimeo」にて配信） 〔参加費〕・書籍付 19,800円（消費税・書籍代・書籍送料込） ・書籍なし 14,300円（税込）

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社 セミナー担当
E-mail seminar@businessandlaw.jp URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k169558197mv/>

ユーザの観点からみた紛争解決のためのシステム開発法務 ～松尾剛行＝西村友海『紛争解決のためのシステム開発法務』を使いこなして契約レビュー、プロジェクト支援、紛争解決のレベルを上げたいユーザ法務担当者のための「応用編」～	
〔講師〕桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士 松尾剛行 〔開催日時〕録画配信	〔開催場所〕WEB（動画共有サイト「Vimeo」にて配信） 〔参加費〕・書籍付 19,800円（消費税・書籍代・書籍送料込） ・書籍なし 14,300円（税込）

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社 セミナー担当
E-mail seminar@businessandlaw.jp URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k169558224mu/>

【出版記念】紛争解決のためのシステム開発法務 ～AI・アジャイル・パッケージ開発等のトラブル対応「基礎編」～	
〔講師〕桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士 松尾剛行 〔開催日時〕録画配信	〔開催場所〕WEB（動画共有サイト「Vimeo」にて配信） 〔参加費〕・書籍付 11,000円（消費税・書籍代・書籍送料込） ・書籍なし 5,500円（税込）

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社 セミナー担当
E-mail seminar@businessandlaw.jp URL <https://businessandlaw.jp/seminar/mmn20220324>

ベンチャーラボ法律事務所

事例で学ぶ。ビジネスに役立つ企業法務の全体像と実務（全8回） ～知識応用する技（わざ）を身につける～	
〔講師〕淵邊善彦 弁護士 〔開催日時〕2022年7月6日（水）、8月2日（火） 収録済	〔開催場所〕WEB 〔参加費〕・全8回セット:49,280円（税込） ・各回単体:7,700円（税込）

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k168690550/>

海外展開・進出における法的留意点 ～紛争事例・撤退事例から見た契約交渉上のポイントを中心に～	
〔講師〕淵邊善彦 弁護士 〔開催日時〕2021年9月6日（火） 収録済	〔開催場所〕WEB 〔参加費〕17,600円（税込）

〔問い合わせ先〕Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k20210906/>

弁護士法人大江橋法律事務所

最新判例解説セミナー 第20回 就労環境に関する最新裁判例解説（仮）	
〔講師〕弁護士 庄崎裕太 〔開催日時〕2023年2月17日（金） 15:00～16:00	〔開催場所〕WEB ライブ配信／アーカイブ配信（予定） 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕弁護士法人大江橋法律事務所 セミナー事務局 電話番号 03-5224-5566
E-mail seminar-toiawase@ohebash.co.jp
URL https://www.ohebash.co.jp/feature/seminar_information.php

弁護士法人大江橋法律事務所・ウエストロー・ジャパン株式会社 共催勉強会 中国赴任者向けセミナー～中国赴任者が現地で留意すべき法的留意点とポイントについて～	
〔講師〕弁護士 竹田昌史 〔開催日時〕2023年3月予定	〔開催場所〕WEB ライブ配信 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕弁護士法人大江橋法律事務所 セミナー事務局 電話番号 03-5224-5566
E-mail seminar-toiawase@ohebash.co.jp
URL https://www.ohebash.co.jp/feature/seminar_information.php

英文契約書セミナーシリーズ（Advancedレベル）第1回 「Sales Agreements」	
〔講師〕外国弁護士 ニコラス・ロビン・ジェッソン 〔開催日時〕2023年4月27日（木）	〔開催場所〕WEB ライブ配信／アーカイブ配信（予定） 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕弁護士法人大江橋法律事務所 セミナー事務局 電話番号 03-5224-5566
E-mail seminar-toiawase@ohebash.co.jp
URL https://www.ohebash.co.jp/feature/seminar_information.php

One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia（日本メンバーファーム）

『Q&A アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務』出版記念ウェビナー ～アジア・オセアニアの個人情報保護法を横断的に解説～	
〔コーディネーター〕伊奈知芳 弁護士 〔開催日時〕2023年2月1日（水）14:00～17:00	〔開催場所〕書籍付きWEBセミナー 〔参加費〕9,570円（税込、書籍代込み）

〔問い合わせ先〕株式会社中央経済社、One Asia Lawyers Group セミナー事務局
E-mail seminar@oneasia.legal URL <https://nekoinumekuri.stores.jp>

建設トピックス講座 後日決定予定（日経コンストラクション連載の土木の法務解説で取り上げている事案の解説）	
〔講師〕江副 哲 弁護士 〔開催日時〕2023年3月（予定）	〔開催場所〕大阪弁護士会（予定） 〔参加費〕無料（人数制限あり）

〔問い合わせ先〕One Asia Lawyers Group セミナー事務局 電話番号 03-6500-9000
E-mail seminar@oneasia.legal URL <https://oneasia.legal>

アジア駐在員入門2023／ビジネス法務塾セミナーシリーズ ASEAN、オセアニア、インド・南アジア各国を対象に全11回開催予定	
〔講師〕One Asia Lawyers 各国担当弁護士 〔開催日時〕2023年4月21日から毎週金曜日	〔開催場所〕オンライン（Zoom） 〔参加費〕無料

〔問い合わせ先〕One Asia Lawyers Group セミナー事務局 電話番号 03-6500-9000
E-mail seminar@oneasia.legal URL <https://oneasia.legal>

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

改正薬機法でヘルスケア企業に求められる法令遵守体制の整備

[講師]ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
パートナー弁護士 渡辺直樹、根本鮎子
[開催日時]オンライン録画配信

[開催場所] WEB
[参加費] 12,100円(税込)

[問い合わせ先] Business & Law 合同会社 セミナー担当
E-mail seminar@businessandlaw.jp

丸の内総合法律事務所

法務部員のための労働事件入門 ～通常の民事事件との違いを中心に～

[講師] 弁護士 大庭浩一郎、佐々木賢治、高橋香菜
[開催日時] 2023年2月16日(木) 15:00～17:00

[開催場所] WEBセミナー
[参加費] 無料

[問い合わせ先] ※当事務所の以下のHPにて申込みください。
URL <http://www.marunouchi-sogo.com>

電話番号 03-3212-2541

[ビジネス法務 2023年3月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2023

[発行所]

 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

Tel 03-3293-3371 Fax 03-3291-5127

URL <https://www.chuokeyizai.co.jp>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦

DTP／志岐デザイン事務所

撮影／岡田敬造